

8-8-56

婦人少年行政の方針.







婦 発 第 174 号

昭和 42 年 5 月 20 日

部内限り

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労 働 省 婦 人 少 年 局 長

昭和 42 年度 婦 人 少 年 行 政 の 重 点 施 策 に つ い て

昭和 42 年は、婦人少年行政が発足して満 20 年に当たる。この間に、わが国経済は漸次成長をみたが、最近における伸長発展はとくにめざましく、これに伴い、労働力過剰から不足の時代へと移行しつつある。

このような情勢のもとで、労働条件は一般に向上し、婦人、年少労働者の生活は全般的に明るいものとなつてきているが、反面には、技術革新の進展に伴う人間疎外現象、既婚婦人の雇用の増加による家庭責任と職業の両立の問題、農村にみられる婦人の過労等新しい問題も発生し、また、中小企業等には、一般労働条件に関する問題が今なお多く存在している。

一方、わが国社会経済の進展のなかで、婦人、年少労働者の資質の向上並びにその有する能力の有効発揮が期待さ

れ、また、一般婦人についても、複雑化する社会において、その役割が重要となつてきている。

このような観点から、婦人少年行政は従来にも増して、その積極的な推進を図る必要があると考えられる。よつて42年度の婦人少年行政は、下記の諸施策を重点として推進することとするので、その効果的運営をはかりたい。

## 記

### 1 男女均等待遇の促進

最近の婦人労働者数の増加は著しく、そのうちとくに中高年令婦人、既婚婦人の増加が目立っていることは周知のとおりである。このように婦人の雇用の型はいわゆる欧米型に近づきつつあるものの、なおわが国社会の伝統的な制度慣行に基づく性による差別待遇が残存している。よつて42年度においては、婦人労働者の保護福祉対策の重点を、職場における男女均等待遇の促進におくこととし、次により業務を進めることとする。

- (1) 男女同一賃金の問題については、今、第55国会において、ILO第100号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条



約)の批准の承認を求める運びとなつている。これは婦人の地位の向上及びその雇用の近代化の見地から意義深いものであるのみ、これを契機として本条約の趣旨の周知徹底を図り、婦人の職場における男女均等待遇を促進する。そのためにとくに、婦人の能力の充実、専門的技術的職業分野への就業の拡大、婦人の職業意識の高揚等を図るための啓発活動を強力に展開する。

(2) 結婚退職制、若年定年制等職場における性による差別待遇に関する諸問題については、行政指導、啓発活動を強化する。

## 2 中高年令婦人の職業対策

最近、中高年令婦人労働者の増勢が著しいが、中高年令婦人労働者は、周知の通り、就業に関し、とくに困難な問題を持っているので、これら中高年令婦人が能力を発揮するためには、その援助のための強力な対策を必要とするところである。

42年度においては、昨年11月14日、婦人少年問題審議会から出された建議の趣旨を尊重して、中高年令婦人の職業対策を進めることとする。

- (1) 中高年令婦人に、短期間に職業能力を与え、その就職を容易にするため、特定地域において医療事務等に関する短期職業講習会を実施する。
- (2) 従来から全国的に実施してきた婦人少年室協助員による未亡人等の職業相談業務は、中高年令婦人及び一般婦人労働者をも対象とし、その内容も就業援助及び一般婦人労働問題相談等に拡大して実施する。
- (3) 中高年令婦人の就業上の問題点を明確にするための実態調査を実施する。
- (4) パートタイム雇用については、既に実施した調査結果等に基づき、中央においてパートタイム雇用の諸条件整備のための研究会議を開催する。
- (5) 家事サービス職業訓練については、現存の場所の訓練施設の整備強化と訓練内容の充実にさらに図る方針であり、一方、職業安定、職業訓練機関等との連絡を一層密にし、入所定員の確保、終了生の就業の促進を図ることとしているので、婦人少年室においては、関係機関の要請により、適宜協力する。



### 3 内職職業補導事業

最近の内職職業補導事業の重要性とくに内職従事希望者の増大傾向にかんがみ、行政機能の強化を図ることを目途として、事業基盤の整備、基本業務の充実に及び内職工賃適正化対策等の推進を図ることとする。

このため、内職職業補導所増置の促進を図りつつ求人開拓の積極的実施、就業条件向上に資するための技術補導の強化、内職グループの健全育成の指導等を促進するほか、農村地区における内職希望者の増加に対処するため、とくに、出稼送出県を対象として、内職相談員の設置勧奨を行なうこととする。

他方、41年10月発足した家内労働審議会においては、法制的措置を含む総合的家内労働対策樹立の審議が目下進みつつあり、内職職業補導事業の実態把握、分析検討も行われているところである。

婦人少年室においては、当面、内職工賃適正化対策の一環として、内職工賃調査を41年度に引き続き実施することとする。

### 4 年少労働者の保護福祉

最近における年少労働者の安易な離転職の増加傾向

は、社会的にも注目されているところであるが、これは、職場における作業態様の変化や、中小企業における労働条件の問題等とも関連があり、職場適応対策の必要性と労働条件に問題が多い事業場に働く年少者の保護の重要性が著しく高まっている。

一方、労働時間の短縮による自由時間の増大傾向から、職場外生活の健全化とその充実の必要性が高まっている。このため、42年度においては、次により業務を進めることとする。

なお下記年少労働者の保護並びに教育訓練については、昨年末の行政管理庁の勧告等から社会的関心を集めているところであり、その点とくに留意の上、行政の聖堂を強化することとする。

#### (1) 年少労働者の保護

イ 年少労働者の保護については、従来どおり積極的に指導援助を行なうほか、今後さらに、年少労働者が多く、しかも労働条件に問題が多い小規模事業場、とくに年少労働者の福祉と害するおそれがあるとして就労が禁止されているような事業場に対しては、婦人少年室協助力によるケースワ-



ク等を活用し、年少労働者の一層の保護に努めるとともに、労働基準法違反の疑いのある事業場を発見した場合には、直ちに労働基準局又は所轄の労働基準監督署に連絡する。

ロ、満15才未満の児童の使用許可の取扱いについては、関係団体の協力を得て、その効果をあげてきているところであるが、いまだその許可を受けず就労させ、問題を生じているむきもあるので、これら児童の就労の保護には、なお一層指導の強化を図るとともに、労働基準監督署、児童福祉機関、民生機関等と連携を密にして、遺憾のないよう努力する。また教育機関、関係業者団体等に対して、これが励行について積極的に指導を行なう。

ハ、年少労働者保護の観点から実態調査を実施する。

## (2) 年少労働者の教育訓練

働く年少者に対する教育訓練機会の確保については、従来より使用者に対して積極的に啓発を行ってきたところであるが、さらに強力な啓発活動を推進するため、次のような措置を講ずる。

イ、婦人少年室協助員により、また年少労働者福祉員の協力を得て「定時制高校へ通学する年少者を雇用する使用者」を対象とした懇談会等の開催を促進し、通学者の便宜を図るよう啓発活動を進める。

ロ、「働く年少者の保護運動」とはじめとする啓発活動あるいは、地方青少年問題協議会等関係機関が行なう事業主を対象とした各種会合等の機会を利用して資料の配布等啓発活動を促進する。

ハ、雇用主と教師との連絡会（ETA）に対しては、教育機関の要請に応じて、連絡会の結成ならびに各種行事に対して、雇用主への呼びかけ、資料の提供、あるいは助言を行なうなど必要な援助を行なう。

### (3) 年少労働者の職業生活設計啓発の推進

年少労働者の職場適応を高め、長期的な職業生活設計樹立を援助し、職業観の形成と将来のビジョンの樹立に寄与するため、42年度より職業生活設計啓発事業を行なう。なお、本事業の推進については、別に定める「職業生活設計啓発推進要綱」による。



#### (4) 福祉施設

勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の設置については、とくに42年度より国庫補助が、A級については500万円を750万円に、B級については400万円を550万円に、それぞれ増額され、さらに全国20カ所に増設をみることとなった。

#### (5) 新規学校卒業者に対する職場適応指導

新規学校卒業者が安易に、しかも早期に離転職する傾向がみられることから、職業安定局において「新規学校卒業者に対する職場適応指導要領」を作成し、職場不適応者の早期発見とその早期解決に努めることとなった。

このため、婦人少年室においても、都道府県職業安定主務課と連絡を密にするとともに、次の点に留意のうえ、円滑な行政を推進するために積極的に協力する。

イ. 上記指導要領により、都道府県が開催する職場適応連絡会議及び公共職業安定所が開催する職場適応ケース会議には積極的に参加する。

ロ 公共職業安定所が、職場適応指導を実施するに

あちつて年少労働者福祉員、婦人少年室協助員の積極的な協力を求めることとされているので、周知を図る。

#### (6) その他

産業カウンセリング制度普及事業及び年少労働者福祉員制度については、それぞれ前年度の方針に基づいて充実を図る。

### 5 婦人の地位の向上

わが国社会の近代化に伴い、婦人の生活同期の変化、教育水準の向上、余暇の増大、農業における婦人の役割の増大等婦人の生活には種々変化が見られ、これに対応して、新しい視点から婦人の地位向上対策をすすめることが必要となっている。42年度においては、婦人の能力の開発、活用という方向で積極的に婦人の地位の向上を図るため、次により業務を推進することとする。

#### (1) 婦人問題連絡業務の強化

社会経済の変化に伴う、婦人に関する新しい問題が生じているが、これに対処して、適切に婦人行政を進めるためには、問題を絶えず的確に把握



する必要がある。このため 42年度において、新しく中央に民間諸団体の代表、有識者等による婦人問題懇話会（仮称）を設け、婦人問題についての自由な話し合いを行なうが、各婦人少年室においても、同様の趣旨により、それぞれの地域において、従来の婦人問題懇談会を活用する。

## (2) 農村婦人対策の推進

経済の高度成長のなかで、農村においては、兼業農家、出稼ぎ農家の増加が著しく、農村婦人は農業の基幹的従事者として、また家庭の管理者としてその負担は増大し、過労におちいつていることがしばしば指摘されており、その対策を樹立することが急がれている。

このため、42年度は農村婦人の労働と生活に関する調査を実施する。

また従来から実施している農村婦人及び出稼留守家族の生活相談指導をも強化する。

## (3) 婦人の家庭生活と職業との調和の問題についての検討

労働力不足基調のなかで、婦人労働力に対する需

要は、ますます強まると考えられ、一方家庭における婦人の役割に対する期待も大きく、この二つの要請をいかに調和させるかが、婦人問題の重要な課題となっているので、この問題についての総合的な検討をすすめることとする。

#### (4) その他

婦人の地位の向上については、各種の行事、会合等の機会をとらえて、42年4月の婦人週間のテーマである「婦人の能力を生かす」の趣旨を広報し、その啓発に努めるとともに、婦人問題相談業務、売春防止対策等については、従来どおりその推進を図る。

#### 6 事業内ホームヘルプ制度の推進

労働者家族の福祉対策の一環として、従来から実施している事業内ホームヘルプ制度については、単独企業において推進するとともに、42年度は、とくに中小企業のための共同方式の推進に重点をおくこととする。



以上の昭和々々年度婦人少年行政の重点施策についての  
の四半期別主要業務計画は、別紙のとおりとする。ただ  
し、業務によつては、諸事情により若干変更することが  
ある。

以 上





昭和42年度四半期別主要業務計画(その1)

(注) — は本省が実施する業務  
 ■ は婦人少年室が実施する業務

| 事項                                                                                      | 1 四半期                       | 2 四半期                                       | 3 四半期                                                                                                                 | 4 四半期                                        | 随時                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 婦人労働者の保護福祉<br>(男女同待遇の促進)<br>本 省<br>地 方                                                | 婦人労働問題懇談会<br>婦人労働問題懇談会      | 働く婦人の家<br>相談会<br>女子の専門知識<br>的活用について<br>の懇談会 | 働く婦人の福祉運動<br>働く婦人の福祉運動                                                                                                | 婦人労働問題懇談会<br>(3回)<br>女子保護施設<br>状況調査          | (地方) 労働組合部門<br>(地方) 事業所部門調査<br>(地方) 事業所部門特別調査(3回)                      |
| 2 中高年婦人の職業対策<br>本 省<br>地 方                                                              |                             | 中高年女子労働者の<br>実態調査                           | 家事サービス<br>施設調査<br>相模原市<br>女子パートタイム<br>雇用に関する<br>研究会(3回)<br>短期職業<br>訓練会(湘南泉)                                           |                                              | (本省) 看護婦助産婦の労働条件に関する専門<br>委員会(5月中旬-6月に3回)<br>(地方) 婦人の職業に関する相談業務        |
| 3 内職職業指導事業<br>本 省<br>地 方                                                                | 内職家事サービス<br>合同事業打ち合せ<br>会議  | 内職工賃調査                                      | 内職職業指導<br>事業推進打合せ<br>ブロック別会議                                                                                          | 内職工賃調査<br>化懇談会                               |                                                                        |
| 4 母子労働者の保護福祉<br>本 省<br>地 方                                                              |                             | 産後カウンセラー<br>養成講習会<br>(東京)                   | 産後カウンセラー<br>養成講習会<br>(大田)<br>産後カウンセラー<br>養成講習会<br>(北沢)<br>産後カウンセラー<br>養成講習会<br>(大田)<br>産後カウンセラー<br>研修会<br>耳鳴り<br>実態調査 | 母子労働者<br>の保護<br>母子労働者<br>の保護<br>母子労働者<br>の保護 | (地方) 産後カウンセリング制度普及<br>(地方) 母子労働者福祉委員研修会及び連絡協議会<br>(地方) 母子労働者の職業生活設計懇談会 |
| 5 婦人の地位の向上<br>本 省<br>地 方<br>(1) 婦人問題連絡<br>本 省<br>地 方<br>(2) 農村婦人対策の<br>推進<br>本 省<br>地 方 | 婦人問題<br>婦人問題<br>先着なく<br>可運動 | 婦人問題<br>懇談会                                 | 婦人問題<br>懇談会<br>農村婦人<br>問題調査                                                                                           | 婦人問題<br>懇談会<br>農村婦人問<br>題連絡会議                | (地方) 婦人問題相談業務                                                          |
| 6 労働者家族の福祉<br>本 省<br>地 方                                                                |                             |                                             | 労働者家族<br>福祉運動                                                                                                         |                                              | (地方) ホームヘルプ制度普及指導                                                      |
| 7 その他<br>本 省<br>地 方                                                                     |                             | 全国婦人学生<br>実態調査                              |                                                                                                                       | 全国婦人学生<br>実態調査                               | (本省) 婦人少年問題懇談会                                                         |







昭和42年度四半期別主要業務計画(その2)

| 四半期別      | 月別   | 業 務 内 容                     | 担当課  | 本省 | 地方 |
|-----------|------|-----------------------------|------|----|----|
| 第 一 四 半 期 | 4 月  | 第19回婦人週間                    | 婦 人  | ○  | ○  |
|           | 5 月  | 売春をなくす運動                    | 〃    |    | ○  |
|           | 〃    | 婦人労働問題懇談会                   | 婦人労働 | ○  | ○  |
|           | 〃    | 内職職業補導事業、家事サービス職業訓練合同事務打合会議 | 庶 務  | ○  |    |
|           | 〃    | 全国婦人少年室長会議                  | 〃    | ○  |    |
|           | 6 月  | 産業カウンセラー養成講習会(東京)           | 年少労働 | ○  |    |
|           | 〃    | 婦人問題懇談会(仮称)                 | 婦 人  | ○  |    |
|           | 〃    | 働く主婦の家庭館長会議                 | 婦人労働 | ○  |    |
|           | 6~7月 | 流通段階別内職工賃調査                 | 庶 務  |    | ○  |
|           | 6 月  | 中高年女子労働者の実態調査(製造業小規模事業所)    | 婦人労働 |    | ○  |
| 第 二 四 半 期 | 7 月  | 婦人問題懇談会                     | 婦 人  |    | ○  |
|           | 〃    | 産業カウンセラー養成講習会(大阪)           | 年少労働 | ○  | ○  |
|           | 〃    | 〃 (北海道)                     | 〃    | ○  | ○  |
|           | 〃    | 農村婦人問題調査                    | 婦 人  |    | ○  |
|           | 〃    | 女子の専門的技術的職業についての懇談会         | 婦人労働 |    | ○  |
|           | 8 月  | 産業カウンセラー養成講習会               | 年少労働 | ○  | ○  |
|           | 8~9月 | 年少労働実態調査                    | 〃    |    | ○  |
|           | 9 月  | 産業カウンセラー研修会                 | 〃    | ○  |    |
|           | 〃    | 働く主婦の福祉運動                   | 婦人労働 | ○  | ○  |
|           | 10月  | 短期職業講習会                     | 〃    |    | ○  |
| 第 三 四 半 期 |      | 労働者家族福祉運動                   | 婦 人  |    | ○  |
|           |      | 内職職業補導事業事務打合ブロック別会議         | 庶 務  | ○  |    |
|           |      | 家事サービス職業訓練指導員研修             | 〃    | ○  |    |
|           |      | 勤労青少年ホーム職員研修                | 年少労働 | ○  |    |
|           |      | 産業カウンセラー研修会                 | 〃    | ○  |    |
|           |      | 女子パートタイム雇用に関する研究会議(3回)      | 婦人労働 | ○  |    |







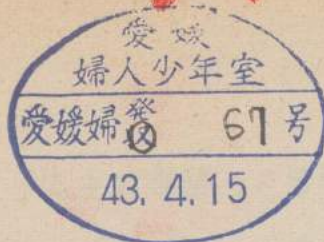
| 四半<br>期別 | 月別  | 業 務 内 容                                                                                                            | 担当課                            | 本庁                         | 地方 |
|----------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|----|
| 第 四 半 期  | 11月 | 働く年少者の保護運動<br>全国婦人少年室協助員会議                                                                                         | 年少労働<br>庶務                     | ○                          | ○  |
|          | 12月 | 婦人問題懇話会(仮称)<br>農村婦人問題連絡会議<br>内職工賃適正化懇談会                                                                            | 婦人<br>庶務                       | ○                          | ○  |
|          | 1月  | 勤労青少年ホーム館長会議                                                                                                       | 年少労働                           | ○                          |    |
|          | 2月  | 女子保護実施状況調査                                                                                                         | 婦人労働                           |                            | ○  |
|          | "   | 全国婦人少年室長会議                                                                                                         | 庶務                             | ○                          |    |
|          | "   | 産業カウンセラー養成講習会(東京)                                                                                                  | 年少労働                           | ○                          |    |
|          | "   | 婦人労働問題研究会議                                                                                                         | 婦人労働                           | ○                          |    |
|          | "   | 内職工賃適正化懇談会                                                                                                         | 庶務                             | ○                          |    |
|          |     | 婦人少年問題審議会                                                                                                          | 各課                             | ○                          |    |
|          |     | 婦人の職業に関する相談業務<br>労働組合訪問<br>事業場訪問調査<br>事業場訪問特別調査                                                                    | 婦人労働<br>"<br>"<br>"            | ○<br>○<br>○<br>○           |    |
| 時        |     | 看護婦助産婦の夜勤等に関する専門家会議(5月中旬～6月)<br>産業カウンセリング制度普及<br>年少労働者福祉員研修会及び連絡協議会<br>年少労働者の職業生活設計懇談会<br>婦人問題相談業務<br>ホームヘルプ制度普及指導 | 年少労働<br>"<br>"<br>"<br>婦人<br>" | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ |    |







部内限



|            |      |     |
|------------|------|-----|
| 愛媛県        | 係    | 市振替 |
| 昭和43年3月30日 | 第95号 |     |

昭和43年3月30日

各婦人少年室長殿

労働省婦人少年局



昭和43年度婦人少年行政の重点施策について

婦人少年行政が発足して以来満20年を経、その間にわが国経済の発展は著しく、本格的労働力不足時代へと移行しつつあり、婦人、年少労働者の社会における位置づけは大きく変化してきている。

すなわち、婦人、年少労働者に対しては、質的にその能力の有効発揮が従来にもまして、広く期待されているところである。

これに伴って、労働条件は一般的に改善され、また、婦人、年少労働者の生活は全般に向上しているが、反面、若年労働力の不足を背景とした安易な離職職の増加傾向、技術革新の進展に伴う人間疎外現象、既婚婦人労働者の増加に伴う諸問題、交通災害、産業災害等種種の問題が包含されており、また、中小企業においてはなおその労働条件について多くの問題が残されている。

一方において、現在のわが国経済をめぐる内外の情勢はきびしさを加え、引締政策が基調となり、また、行政機構の簡素化、効率化が強く求められている。

このような情勢のもとで、婦人少年行政をいっそう積極的に推進するため、43年度においては、下記の諸施策を重点として、



行政運営の効率化に格段の配慮をし、従来にもまして重点的、計画的に行政を推進するよう配慮されたい。

## 記

### ノ 中高年齢婦人の雇用の円滑化

経済社会の進展に伴い、産業社会において婦人の果たす役割はいつそう重要になってきており、最近の労働力不足基調のなかで、働く婦人、とくに中高年齢の既婚婦人の労働者の役割が次第に高まり、今後その職場進出は活発になるものと考えられる。さらに、将来は、中高年期の職業活動が婦人の職業生活のなかで最も長期になるものと予想される。したがって、中高年齢婦人の能力を十分いかす方策がますます重要となってくる。よって、43年度においては、中高年齢婦人の雇用の円滑化を図るため、次により業務を進めることとする。

#### (1) 中高年齢婦人の就業分野拡大のための啓発

中高年齢の婦人労働者の増加にもかかわらず、その就業分野は比較的狭く、必ずしもその能力を十分発揮しているとはいえない状態にあるので、中高年齢婦人の就業分野拡大のため、中央においては、学識専門家による研究会議を開催し、中高年齢婦人の就業可能分野等について研究を行ない、その結果に基づいて啓発のための資料の作成等を行なう。

各婦人少年室においては、第4・四半期において、使用者



を啓発するための懇談会を開催するとともに、必要の都度関係資料の配布等啓発活動を実施する。

## (2) 短期職業講習の強化

前年度にひきつづき特定の婦人少年室において医療事務および経理事務の2職種について短期職業講習を実施する。

実施の所は、前年度よりこれを拡大し、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡においてそれぞれノ回 第ノ・四半期ないし第2・四半期に実施することとし、実施方法等については別途指示する。

また、各婦人少年室においては、民間関係団体に対し、同種の講習の実施方について勧奨し、第ノ・四半期にその普及を図るための会合を開催するが、その方法等については別途指示する。

## (3) 女子パートタイム雇用の諸条件整備の促進

女子パートタイム雇用の諸条件の整備を図るため、43年度においては、前年度にひきつづき専門家会議を開催して、女子パートタイム雇用の実情、将来の見通しおよびその対策について検討を行ないその結果に基づき各婦人少年室において、第4・四半期に、使用者等との会合を開く等により啓発を行なう。

また、各婦人少年室においては、常時、女子パートタイム雇用の実情把握に努める。



#### (4) 中高年齢婦人の雇用状況調査の実施

中高年齢婦人の雇用の現状および見通しを広く把握するための調査を 第ノ・四半期に実施する。

#### (5) 家事サービス職業訓練の充実

家事サービス職業訓練については、訓練施設の整備、訓練内容の充実を図ることはもとより、職業安定、職業訓練機関等との連絡をいっそう密にして、訓練定員の確保、修了者の就業促進および雇用条件の向上を図り、他方各種広報媒体の活用、あるいは関係会合における広報機会の把握等本訓練に関する周知活動をさらに徹底させることとする。各婦人少年室においては、関係機関の要請により適宜協力し、訓練の成果をあげるよう側面援助を行なう。

### 2 婦人労働者の保護福祉の増進

婦人労働力の重要性についての社会の認識は次第に高まり、これに伴って労働条件等も改善されつつあるが、一方、既婚婦人労働者の増加による妊娠婦保護の問題、わが国社会の伝統的な制度、慣行に基づく性による差別待遇の問題が世論の注目をあびてきている。また、一般に中小企業においては、大企業に比べ婦人労働者の福祉のいっそうの向上が望まれる実情にある。

よって、43年度においては次により業務を進めることとする。

#### (1) 母性保護に関する調査の実施



既婚婦人の増加に伴い、母性保護対策を進めるうえでも、とくに妊娠、出産に伴う諸問題が重要となつてきているので、例年 第1、四半期実施の女子保護実施状況調査に加えて、第2、四半期に婦人労働者の妊娠、出産に関する調査を実施する。

## (2) 職場における男女均等待遇の促進

ILO第100号条約の批准発効を契機として 働く婦人の福祉運動 において、男女同一価値労働同一賃金等職場における男女の実質的均等待遇の促進を図ることとする。結婚退職制、若年定年制等職場における性による差別待遇に関する問題については、前年度に実施した調査結果等に基づき、使用者および労働者との懇談会の開催等により、第2・四半期以降行政指導、啓発活動のいっそうの強化を図る。

## (3) 働く婦人の家の計画的設置

主として中小企業に働く婦人および労働者家族の主婦のため、総合的な地域の福祉施設として、働く婦人の家の計画的増設を図ることとし、第1期計画はおおむね6か年をもつて、すでに設置されたものを含め各都道府県に少なくとも1か所を設置する。

## 3 内職職業補導事業の推進

家内労働問題は、各般の分野にまたがるのみならず、その



様相も複雑多岐にわたっており、その就業者数は近年漸増のすう勢にある。とくに家庭内職者については、家内労働従事者の80%にあたる67万人を占め、その他、約200万と称される内職希望者がある現状であり、その従事階層も拡大しているところから、抜本的な家内労働対策樹立の社会的要請が高まってきたところである。

このような情勢にかんがみ、これが対策の検討が必要とされ、昭和41年10月発足した家内労働審議会においては、目下法制的措置を含む総合的な家内労働対策樹立のため調査審議が進みつつあり、近く答申がみられる予定である。したがって、内職・職業補導行政に関しては、とくに慎重を期しつつ、当面、実情に即応する体制を整備し、適時、有効なる措置を講ずることとする。

内職工賃の適正化を図るため、適正な内職工賃についての検討を進める方策の一環として、第1次3か年計画により41年度より実施してきた重点職種の内職工賃調査の第3年度調査を第1・四半期に各婦人少年室を通じて実施するが、具体的要領については別途指示する。

#### 4. 勤労青少年の健全育成のための余暇活動の振興

年少労働者の労働条件の保護については、従来同様これを推進するものとするが、次代をになう勤労青少年が、職業生活を通じてその能力を十分に発揮し、すぐれた産業人、社会人とし

て健やかに成長するためには、より積極的にその職業生活と個人生活ないしは社会生活の両面にわたる、ゆき届いた配慮が必要である。

とくに、最近、労働時間の短縮等による余暇時間の増加傾向がみられるが、心身の成長期にある勤労青少年の健全育成を図るために、余暇時間の有効な利用等について指導することが極めて必要である。

よって、 $\text{H}23$ 年度においては次により業務を進めることとする。

#### (1) 余暇利用に関する啓蒙指導

勤労青少年の健全な余暇の利用を促進するため、適切な余暇利用のあり方およびその具体的方法についての普及啓蒙指導資料としてガイドブック（仮称）を作成し、勤労青少年ホーム、勤労青少年団体等に配布する。また、各婦人少年室は、国、地方公共団体および民間企業の職員または従業員のための体育施設等について本来の用途を阻害しない範囲において、福祉施設に恵まれない中小企業等の勤労青少年のために開放を促進するとともに、当該施設の利用促進を図るための資料を作成する。 $\text{H}23$ 年度においては、とくに勤労青少年の多い地域を選定のうえ、実施する予定であるが、その実施要領等については別途指示する。

なお、中小企業集団に対する年少労働関係の労務管理改善



指導については、労働基準局が実施している労働時間管理指導と十分連絡のうえ、次の年度は余暇利用に重点を置いて指導する。

## (2) グループ活動の振興援助

余暇活動を振興させるため勤労青少年のグループ活動の促進を図ることとし、従来の「年少労働者集団活動団体ほう賞要綱」に基づくほう賞によって集団活動の助成を行なうほか、勤労青少年のグループおよび団体相互のスポーツ文化交流行事に対して、ほう賞を行なうこととする。また、中央が主催して、余暇活動を行なっている勤労青少年グループおよび団体のリーダーの養成講習会を実施する。

## (3) 勤労青少年ホームの計画的設置および運営の充実

勤労青少年ホームの設置については、働く婦人の家を含め年次計画に基づきさらに全国21か所に増設する。

また、勤労青少年ホームの運営の充実を図るため、全国勤労青少年ホーム連絡協議組織を設立するほか、勤労青少年ホームだより（仮称）を年2回（7月、1月）作成し、勤労青少年ホームその他関係機関等に配布する。

## (4) その他

年少労働者福祉員制度については、さらに活発な活動が行なわれるよう指導援助することとし、具体的運営については別途指示する。

また、年少労働者の教育訓練機会の確保についても、従来の方針に基づき積極的に啓発活動を推進する。

#### 5 年少労働者の職業生活指導の推進

経済社会の発展に伴い、若年労働力の供給はいつそうひつ迫の度を加え、転職機会の増大等による年少労働者の安易な離転職が目立ち、その過程において非行化に結びつく現象が顕著となってきているので、このような離転職を防止し、さらに健全な職業観を樹立する必要がある。

よって、43年度においては次により業務を進めることとする。

##### (1) 年少労働者の職業生活設計啓発事業の推進

前年度より実施している職業生活設計啓発事業については、昭和42年12月21日付け婦発第275号「年少労働者の職業生活設計啓発事業の推進について」によりさらに積極的に推進する。

##### (2) 産業カウンセリング制度の普及導入事業の推進

産業カウンセリング制度の普及導入事業の推進については、前年度の方針に基づいて実施することとするが、産業カウンセラー養成講習会の日程等については別途指示する。

#### 6 労働者家族の福祉の増進

労働福祉の増進のためには、労働者の職場生活における諸条件の整備とともに、その家庭生活の安定が図られることが肝要である。

とくに、近年経済社会の進展に伴い、労働者家族数の増加は



著しく、また生活内容の変化も急激であり、労働者家族の問題はいつそう複雑化しつつあるので、その福祉の増進を図ることは従来にもまして重要となつてきている。よつて、43年度は次により業務を進めることとする。

#### (1) 労働者家庭生活向上対策の充実

労働者家庭生活の安定向上を図るうえで、家族成員の安全の維持ということは基本的に重要なことであるが、近年交通災害、公害、産業災害等安全をおびやかす問題が増えるとともに、生活様式の変化に伴う家庭内の災害も増加しており、また社会生活の複雑化によつて、精神的安定を妨げる要因も多くなつてゐる。この意味から43年度においては、家庭における安全を重点として労働者家族福祉特別活動を第3・四半期に行なう。

運動の内容としては、これらの災害を防止し、安全な生活を維持するための主婦の役割の見地から、リーフレットの配布等による啓発活動を行なう。また、第4・四半期に特定県において労働者家庭の主婦を対象とする安全意識の調査を実施する。

なお、43年度は「第3次労働災害防止基本計画(43年度へ47年度)」の初年度として、事業場および労働者に対する災害防止対策が労働基準局・安全衛生局を中心として行なわれることになつてゐるので、これと緊密な連絡をとつて運

動を進めることとする。

実施要領については別途指示する。

## (2) 出稼労働者の家族対策の推進

近年、産業構造の変化に伴い、出稼労働の反復化、恒常化等の問題が新たに生じている。これら出稼者には農村以外の出身の者もかなり見込れ、また、留守家族の問題は婦人問題のみにとどまらず、子供、老人等も含む家族全体の問題としての性格が強くなってきているので、43年度からはこれを労働者家族問題の一環として把握し、留守家族に対する相談業務を通じてその対策の強化を図る。

## (3) 事業内ホームヘルプ制度の推進

昭和42年2月14日付け婦発第40号「共同方式による事業内ホームヘルプ制度の推進について」によりひきつづき中小企業のための共同方式を全国的に推進する。

## 7. 婦人の地位向上

社会の近代化に伴い、各方面における婦人の役割は大きく期待されており、その能力を生かすことが重要となってきている。

また、新たな婦人問題も生じており、その対策が必要である。よって、43年度は次により業務を進めることとする。

### (1) 啓発活動の充実

43年度は前年度にひきつづき「婦人の能力を生かす」を啓発活動の年間テーマとする。第20回婦人週間は、とくに



「責任ある社会人としての自覚を促す」ことを強調する。全国婦人会議および地方婦人会議は、昭和43年1月22日付け婦発第23号「第20回婦人週間の実施について」によって行なう。

## (2) 連絡業務の充実

たえず変動しつつある婦人問題の実情の把握と解決に努めるため、関係各方面と常時の連絡をいっそう密にする。前年度にひきつづき、中央および各婦人少年室において、婦人問題懇談会を開催する。また中央において新たに婦人白書(仮称)を作成する。

## (3) 農村婦人対策の推進

農村婦人の過労、農外就労等現下の農村婦人問題について、その対策に資するため、従来どおり各婦人少年室において農村婦人問題連絡会議を開催し、第2・四半期に実態調査を行なうとともに、中央においては専門家会議を開催する。

## (4) その他

売春防止対策については「安易な離転職による転落の防止」に重点を置いて、従来にひきつづき関係機関との連携を図りつつ、売春をなくす運動および相談業務等を行なう。

小零細企業においては、主婦が家事と家業の二重負担を負っており、人手不足が深刻化するにしたがいその負担が大きくなっている。これら主婦の生活の実情を把握し、その生活

改善に資するため、中央において小零細企業の主婦を対象とする生活実態調査を実施する。

以 上







| 四半期別      | 月別  | 業 務                           | 内 容 | 担当課  | 中央 | 地方  |
|-----------|-----|-------------------------------|-----|------|----|-----|
| 第 1 四 半 期 | 4   | 働く婦人の家館長会議                    |     | 婦人労働 | ○  |     |
|           | 4～5 | 第16回婦人労働問題研究会議（3回）            |     | “    | ○  |     |
|           | 4～6 | 看護婦、助産婦の夜勤等に関する専門家会議（2回）      |     | “    | ○  |     |
|           | 4～7 | 女子パートタイム雇用に関する専門家会議（3回）       |     | “    | ○  |     |
|           | 4   | 産業カウンセリング制度解説書作成会議            |     | 年少労働 | ○  |     |
|           | 4～6 | 働く青少年の生活文募集                   |     | “    | ○  |     |
|           | 4～5 | 勤労青少年グループ活動団体把握               |     | “    | ○  |     |
|           | 4   | 婦人週間                          |     | 婦 人  | ○  |     |
|           | “   | 婦人会議（全国、地方）                   |     | “    | ○  |     |
|           | “   | 国連婦人の地位委員会報告会                 |     | “    |    | 特定県 |
|           | 5   | 家事サービス職業訓練事務打合せ会議             |     | 庶 務  | ○  |     |
|           | “   | 婦人少年空職員研修                     |     | “    | ○  |     |
|           | “   | 内職公共職業補導所広報関係研究会              |     | “    | ○  |     |
|           | “   | 中高年齢婦人の雇用状況調査                 |     | 婦人労働 | ○  |     |
|           | “   | 短期職業講習説明会                     |     | “    | ○  | 特定県 |
|           | “   | ホームヘルプ制度需要調査                  |     | 婦 人  | ○  |     |
|           | “   | 売春をなくす運動                      |     | “    | ○  |     |
|           | 6   | 内職工賃調査                        |     | 庶 務  |    | ○   |
|           | “   | 勤労青少年ホーム館長会議                  |     | 年少労働 | ○  |     |
|           | “   | 余暇活動ガイドブック <sup>（仮称）</sup> 作成 |     | “    | ○  |     |
|           | “   | 産業カウンセラー養成講習会（東京）             |     | “    | ○  |     |
| 第 2 四 半 期 | 6～7 | 勤労青少年グループ交流活動計画把握             |     | “    |    | ○   |
|           | 7   | 勤労青少年ホームだより（仮称）作成             |     | 年少労働 | ○  |     |
|           | “   | 産業カウンセラー養成講習会（大阪）             |     | “    | ○  |     |
|           | “   | 農村婦人問題実態調査                    |     | 婦 人  | ○  |     |
|           | 8   | 内職従事者グループ指導研究会                |     | 庶 務  | ○  |     |
|           | “   | 婦人労働者の妊娠、出産に関する調査             |     | 婦人労働 | ○  |     |
|           | “   | 婦人労働の実情 作成                    |     | “    | ○  |     |
|           | “   | 産業カウンセラー養成講習会（大阪）             |     | 年少労働 | ○  |     |
|           | 9   | 内職職業補導事業事務打合せ会議               |     | 庶 務  | ○  |     |
|           | “   | 働く婦人の福祉運動                     |     | 婦人労働 | ○  |     |
|           | “   | 勤労青少年グループリーダー養成講習会（東京）        |     | 年少労働 | ○  |     |







| 四半<br>期別 | 月別    | 業 務                  | 内 容 | 担当課  | 中央 | 地方  |
|----------|-------|----------------------|-----|------|----|-----|
| 第2・四半期   | 9     | 産業カウンセリング研修会         |     | 年少労働 | ○  |     |
|          | 8～9   | 年少労働の現状 作成           |     | "    | ○  |     |
|          | 9     | 産業カウンセリング制度解説書編集会議   |     | "    | ○  |     |
|          | 9     | 婦人関係動向報告             |     | 婦 人  |    | ○   |
| 第3・四半期   | 10    | 全国婦人少年室長会議           |     | 庶 務  | ○  |     |
|          | "     | 年少労働問題実態調査           |     | 年少労働 | ○  | ○   |
|          | "     | 産業カウンセリング研修会         |     | "    | ○  |     |
|          | "     | 年少労働者福祉員活動研究会        |     | "    | ○  |     |
|          | 10～11 | 勤労青少年グループ交流活動ほう賞     |     | "    | ○  | ○   |
|          | "     | 労働者家族福祉特別活動          |     | 婦 人  |    | ○   |
|          | 11    | 家事サービス職業訓練の訓練指導員研修   |     | 庶 務  | ○  |     |
|          | "     | 内職公共職業補導所業務運営研究会議    |     | "    | ○  |     |
|          | 11～12 | 勤労青少年ホーム職員研修         |     | 年少労働 | ○  |     |
|          | 11    | 働く青少年の福祉運動           |     | "    | ○  | ○   |
|          | 12    | 農村婦人問題連絡会議           |     | 婦 人  |    | ○   |
| 第4・四半期   | 1     | 婦人労働問題懇談会            |     | 婦人労働 | ○  | ○   |
|          | "     | 勤労青少年ホームだより（仮称）作成    |     | 年少労働 | ○  |     |
|          | 1～2   | 主婦の安全意識に関する調査        |     | 婦 人  | ○  | ○   |
|          | 2     | 全国婦人少年室長会議           |     | 庶 務  | ○  |     |
|          | "     | 内職相談員業務研究会議          |     | "    | ○  |     |
|          | "     | 女子保護実施状況調査           |     | 婦人労働 | ○  | ○   |
|          | "     | 中高年齢婦人の就業分野拡大に関する懇談会 |     | "    | ○  | ○   |
|          | "     | 産業カウンセラー養成講習会（東京）    |     | 年少労働 | ○  |     |
|          | "     | 勤労青少年ホーム職員研修         |     | "    | ○  |     |
|          | 3     | 小零細企業の主婦の生活実態調査      |     | 婦 人  | ○  |     |
|          | "     | 婦人問題懇談会              |     | "    |    | ○   |
|          | "     | 婦人白書（仮称）作成           |     | "    | ○  |     |
| 随時       |       | 内職工賃適正化会議            |     | 庶 務  | ○  |     |
|          |       | 事業場訪問調査              |     | 婦人労働 |    | ○   |
|          |       | 短期職業講習（4月～8月）        |     | "    |    | 特定果 |
|          |       | 婦人労働に関する情報収集         |     | "    |    | ○   |
|          |       | 婦人の職業に関する相談業務        |     | "    |    | ○   |
|          |       | 福祉施設開放促進情報収集（上期）     |     | 年少労働 | ○  |     |





| 四<br>期<br>別 | 月<br>別 | 業<br>務<br>内<br>容       | 担<br>当<br>課 | 中<br>央 | 地<br>方 |
|-------------|--------|------------------------|-------------|--------|--------|
|             |        | 福祉施設開放促進懇談会、施設案内作成（下期） | 年少労働        | ○      |        |
|             |        | 年少労働者福祉更研究講習会および連絡協議会  | 〃           |        | ○      |
|             |        | 職業生活設計懇談会              | 〃           |        | ○      |
|             |        | 産業カウンセリング制度普及懇談会       | 〃           |        | ○      |
|             |        | 勤労青少年問題に関する情報収集（四半期報告） | 〃           |        | ○      |
|             |        | 農村婦人問題専門委員会（年3回）       | 婦人          | ○      |        |
|             |        | 婦人問題懇談会（年3回）           | 〃           | ○      |        |
|             |        | 婦人問題相談業務               | 〃           |        | ○      |
|             |        | 事業内ホームヘルプ制度普及、指導       | 〃           |        | ○      |
|             |        | 婦人少年問題審議会              | 各課          | ○      |        |





部内限

| 室長                                                                                | 補佐                                                                                | 係                                                                                 | 取扱者                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |

婦 発 第 1 2 3 号

昭和46年4月21日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

愛媛  
婦人少年室

愛媛県 59 号  
46.5.6

労働省婦人少年局長

### 昭和46年度婦人少年行政の重点施策について

近年のわが国経済の高度成長は、わが国の経済力の飛躍的發展をもたらしたが、一方において、経済成長の成果は、必ずしも勤労者生活の安定に十分結実しているとはいえない現状にある。また、長期的にみれば、労働力不足はさらに深刻化し本格化すると予想され、これが産業の発展や企業の成長に對し制約要因となるという意識が一般に強まっている。

このような事態に対応し、豊かな勤労者生活実現のための福祉対策、また、国民一人一人の能力が有効に発揮できる体制の実現をめざした積極的な雇用政策、さらに技術革新に対処した人的能力開発政策等を重点的に推進することが労働行政の課題である。

ことに、婦人及び勤労青少年については、近年、経済・社会に果す役割の重要性がいつそう高まっており、従来にもまして積極的な姿勢にたつて婦人の能力の有効発揮、地位の向上及び勤労青少年の福祉の増進を図るため各般の施策を総合的に展開することが強く要請されている。

まず婦人については、とくに中高年令婦人の労働力に対する期待は、これ



までにもまして高まるものと予想され、一方婦人の側においても職業を通じて社会に貢献しようとする気運が強まっている。

かかる現状にかんがみ、家庭婦人の就業を円滑にするとともに、婦人労働者の能力が職場で有効に発揮されるよう環境整備を中心とした施策を強力に進める必要がある。

この他、婦人の経済活動への参加は雇用労働のみならず、内職、家族労働への従事という形でも行なわれており、これらの婦人に対する施策が望まれている。

また、勤労青少年については、最近の経済・社会の急激な変動は、勤労青少年にも大きな影響を及ぼし、職場不適應の問題、その他憂慮すべき現象をも生じさせている。このような現状に対処し、勤労青少年の福祉の措置を総合的計画的に推進するため、昨年5月「勤労青少年福祉法」が制定、施行されたところであるが、本法に基づき福祉増進のための諸施策を強力に進めることがきわめて重要である。

婦人少年行政としては、以上のような基本姿勢にたつて、昭和46年度においては下記の諸施策を重点的に推進することとする。

## 第1 婦人労働関係

### 1 婦人の職業能力の開発・向上と有効発揮の促進

婦人の職業能力を開発し、その有効発揮を図ることは、今後のわが国経済・社会の発展を確保するうえから、また、婦人に充実した職業生活をもたらし、さらにその地位の向上に資するうえからも重要な課題である。このため、婦人が職業と家庭責任を両立させつつその職業能力を十分に



発揮しうるよう次の施策を推進する。

### (1) 啓発活動の強化

婦人が本格的労働者としての地位を確立できるよう、常時労使及び社会一般に対して啓発指導を行なうが、とくに「働く婦人の福祉運動」を通じてこれが徹底を図る。

また、女子パートタイム雇用については、昭和45年1月12日付婦発第5号通達に基づき、近代的パートタイム雇用の確立を目標として、常時労使及び社会一般に対する啓発指導に努めるが、とくに使用者に対しては第2・四半期以降各室において、労務管理改善指導講習会を開催してきめ細かい指導を行なう。

実施方法等については、別途指示する。

さらに、女子の若年定年制や結婚退職制など職場における男女の不当な差別制度、慣行等については従来どおり、情報のは握に努めるとともに、実態に即した行政指導を行なう。

### (2) 短期職業講習の拡充

短期職業講習については、社会の需要に即応して、実施回数及び職種を拡充する。

なお、職種については、前年度実施した医療事務、経理事務、厚生事務、写図の4職種のほか新職種の実施も予定している。

実施室及び実施方法等については、別途指示する。

### (3) 家事サービス職業訓練の改善

家事サービス職業訓練については、中高年令婦人の職業能力開発向上の多様化を図るため、従来の家事使用人養成を目的としてきた機能の体質改善を行なうこととし、従来の家政科に給食調理科、託児科、



クリーニング科の3科目を増設し、昭和46年10月1日から実施することとしている。

#### (4) 働く婦人の家の整備拡充

働く婦人の職業能力の有効発揮を図るため、その増設と機能の充実が強く望まれている働く婦人の家は、昭和45年度末で、全国で26カ所設置されているが本年度はさらに6カ所の設置が予定されている。とくにその機能については、婦人労働者の家事負担軽減のため、託児、学童保育及び家事援助事業を中心とした運営を行なうよう指導に努める。各室においては、各都道府県主管課と緊密な連絡をとりつつ、働く婦人の家の設置気運の醸成に努めるとともに、設置希望の動向等のは握に留意する。

なお、既設の働く婦人の家については、設置目的及び地域婦人労働者の需要に適合した運営が行なわれるよう、運営委員会を通じて努力する。

## 2 婦人労働者の保護福祉の増進

近年、技術革新の進展及び社会の高密度化等によつて、労働態様や職場環境等に新しい事態が生じ、これに対応して、婦人労働者の適正な保護を図る必要が高まっている。

このような状況にかんがみ、母性保護に関する実態は握については、常時情報収集に努めるとともに、女子保護実施状況調査、事業場訪問調査をひきつづき実施する。

なお、本年度の事業場訪問調査は、特に問題の多い業種、事業場を重点に労働条件等の実態をは握することとする。

また本省においては婦人労働者の適正な保護についての研究を進めるが、各室においては、現行労働基準法に基づく啓発指導に常時留意する。

### 3 婦人労働に関する諸問題のは握、検討

経済・社会の著しい変動にともない、婦人労働行政についても行政需要の多様化がみられるので、現下の婦人労働問題の実態は握のために必要な調査を行なうとともに、積極的に各種の情報収集に努める。

また、本省においては、各界の学識経験者による婦人の就業に関する懇話会等を開催するほか、企業内託児施設についてもひきつづき検討を進める。

各室においては、昭和45年11月2日付婦発第326号通達により、婦人労働問題懇談会を従来にひきつづき行なうものとするが、昭和46年度については特別の指示をしないので、地域の実情に即した運営を図られたい。

なお、実態調査の実施については別途指示する。

## 第2 青少年労働関係

### 1 勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成

勤労青少年福祉法の円滑な施行を図り、勤労青少年の福祉増進のための措置を効果的に進めるため、昭和46年度においては、次により広くその気運の醸成に努める。

#### (1) 勤労青少年福祉法の周知徹底

この法律の周知徹底を図るため、あらゆる機会をとらえて、事業主、勤労青少年その他関係者及び社会一般に対し、広報活動を行なう。

各室においては、地方公共団体と十分な連携をとりつつその実効をあげるよう努めることとする。



なお、近く公表される勤労青少年福祉対策基本方針には、今後講じようとする施策の基本となるべき事項を示しているので、これが広報についても同様に努めることとする。

## (2) 勤労青少年の日の普及

ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深めるとともに、勤労青少年自身の自覚と意欲を高めるためにもうけられた「勤労青少年の日」は、本年は7月17日にあたるが、その趣旨を広く徹底するために、関係行政機関、関係団体、事業主等による会合を開催し、また報道機関等を利用しての普及、広報活動を展開する。

本省においては、勤労青少年の日に記念行事を実施することを予定しているが、各室においても地方公共団体と相協力して、この日の趣旨にふさわしい多彩な事業を実施するよう努めることとする。

## 2 職場生活の充実のための施策の推進

勤労青少年が希望と意欲をもって勤労に従事するためには、勤労青少年の職業心理や人間関係等の面でもきめ細かな配慮を重視して、職場の組織、制度も含めた職場環境の整備がなされ、充実した職場生活が享受できるように配慮されなければならない。

このため、以下の施策を進める。

### (1) 勤労青少年福祉推進者選任の推進

勤労青少年の職場適応を容易にするために事業主が選任するように努めなければならないこととされた勤労青少年福祉推進者は、職場における勤労青少年福祉増進の中核となるものである。各室においては、都道府県が勤労青少年福祉推進者の資質向上のための講習会等を実施する際には都道府県と相協力し共催等の措置をとることとする。



(2) 職業訓練・又は教育を受ける勤労青少年に対する事業主の配慮に関する指導

勤労青少年が職業訓練、学校教育等を受け、より高い知識、技術を修得することは、単に勤労青少年の向学心を満足させるだけでなく、そのことによってよりよく職業に適応でき、充実した職業生活を営むことを促進するために有効な措置と考えられる。

このため、本措置に関し今後より多くの事業場で適切な配慮がなされるよう啓発指導に努めることとするか、各室においては地方公共団体と協力し、その実効を期するものとする。

(3) 年少労働者の保護についての啓発指導の強化

年少労働者の労働条件は、近年の若年労働力需給のひっ迫を背景に、初任給の上昇をはじめとして全般的に改善の方向にあるが、一部の中小企業とくにサービス業等においては今なお立ち遅れがみられる。

また、労働力不足の激化の中で、最近、中学生、高校生のアルバイト就労が増加し、配慮を要すべき問題も種々生じてきている。

このため、各室においてはアルバイト就労に関する調査を実施するとともに、学校等に対し、アルバイト就労に関する問題の未然防止につき注意を喚起するよう指導啓発することとする。

このほか、事業場訪問調査を通じ特に問題の多い業種、事業場を重点に労働条件等の実態を把握するとともに、関係機関との連携を密にし、関係事業主、事業主団体に対する労務管理の改善指導を強化するものとする。

(4) 年少労働者福祉員等の活動の推進

年少労働者福祉員は、中小企業団体にあつて年少労働者の労働条件



の向上、教育訓練、その他の福祉活動の推進等中小企業における年少労働者の福祉の推進役として活動してきたが、各室においては昭和46年度においてもひき続き連絡協議会の開催、資料の配布等により指導に努めることとする。

また、昭和45年度に新設された特別協助員は、勤労青少年、とくに都市地域に流入した勤労青少年の生活にとけ込んだ相談指導の機能を発揮するものとして、その充実強化に努める。

各室においては、昨年の活動実績を考慮しつつ一層の効率的運用に配意する。

### 3 積極的余暇活動の推進

勤労青少年の生活における余暇の重要性はあらためていうまでもないところであり、余暇時間を人間性の回復、自己啓発、社会参加等に、積極的、有効に活用できるように配慮しなければならない。そのために、スポーツ・レクリエーション・文化事業を充実して勤労青少年の参加を促すとともに、勤労青少年のクラブ活動を奨励、援助し、また、勤労青少年指導者の育成を積極的に進めることとする。

#### (1) 勤労青少年クラブ活動の奨励、援助

勤労青少年クラブは、勤労青少年がスポーツ、レクリエーション、文化活動等を通じて相互啓発によるすこやかな成育をはかる場として極めて有意義なものであるので、勤労青少年クラブ活動成果発表、勤労青少年クラブ交流等の事業を実施して勤労青少年のクラブ活動を奨励援助する。

各室においては、地方公共団体の求めに応じ協力することとする。

#### (2) 勤労青少年指導者の養成

勤労青少年が熱意と能力のある優れた指導者を適時適切に得られることが重要であるので、勤労青少年ホーム等労働福祉施設の職員、勤労青少年育成団体の担当者、勤労青少年クラブのリーダー等勤労青少年指導者を養成し、その資質の向上を図るものとする。

なお、各室においては地方公共団体が実施する勤労青少年育成団体の担当者及び勤労青少年クラブのリーダー等の養成にあたり、地方公共団体の求めに応じ協力することとする。

#### 4 勤労青少年ホームの整備拡充

勤労青少年ホームは、主として中小企業に働く青少年の、地域における勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に展開する拠点として重要な役割を果たしており、近年とくにその設置の要望がふえてきているところである。

昭和45年度末で勤労青少年ホームは全国に142か所設置されているが、本年度さらに39か所の設置が予定されている。

また、勤労青少年ホームの機能の充実を図るため勤労青少年の相談に応じ、指導にあたる勤労青少年ホーム指導員を全ホームに配置できるように、その養成に努めるものとする。

各室においては、各都道府県と緊密な連絡をとりつつ勤労青少年ホームの設置気運の醸成に努めるとともに、設置希望の動向等のは握に留意する。

なお、既設の勤労青少年ホームについては、各室は設置目的に適合した運営が行なわれるよう運営委員会を通じて努力することとする。



### 第3 婦人問題関係

#### 1 婦人の地位の向上

婦人参政権行使から25年を経た今日、婦人問題も大きな転換期を迎えている。

社会の急速な進展にともない、婦人は社会の各分野において重要な役わりを果しつつあるが、今後もしつそうその能力を高め、生かしていくことが要望されているので婦人の動向に注目しつつ次の施策を進めることとする。

##### (1) 婦人週間及び婦人参政25周年記念行事の実施

婦人参政25周年にあたり、婦人週間のテーマを「今日に生きる女性の権利と責任」と設定し、女性の現状を再度検討して、権利と責任について、新たな認識をうながすことをねらいとしたが、これを年間活動テーマとして啓発を行なう。

なお、本年4月10日は婦人参政権行使25周年の意義ある日にあたるので、これを記念し、中央において式典を開催し、記念資料を発行するほか、各室においても婦人週間中、この趣旨に沿った行事を行なう。

##### (2) 連絡業務の充実

近年、婦人の市民的活動として消費者問題、公害などに対する関心が強まっており、昭和45年には新たな動きとしていわゆる「ウーマン・リブ」運動が社会的にも注目されている。

このような婦人の動きに関して、婦人団体、関係機関と常時連絡を密にし、問題のは握と情報の交換を図るために、前年度にひきつづき本省及び室において婦人問題懇談会を開催する。



### (3) 国際協力の推進

国際的連携のもとに婦人の地位の向上を図るため、従来どおり婦人の地位委員会に対する協力を行なうほか、46年度もひきつづきアジア諸国の婦人行政官を対象とする婦人関係行政セミナーを開催する。

## 2 農村婦人の福祉対策の推進

農村社会の変容の中で、農村婦人は農業の基幹的労働力として重要な役わりを果しているが、一方、農外就労に従事する者も増加しており、その就労に関する問題とともに家庭生活、地域社会生活等についても種々の問題が生じている。これらの問題に対処するため次の業務を進めることとする。

### (1) 農外就労婦人の福祉対策の推進

最近農村地域においていわゆる納屋工場に働く農家婦人が増加しており、このような工場に働く婦人の就労条件及び健康等に問題があるとみられるので、その実態を明らかにし、農村婦人の福祉対策に資するため、特定室において農外就労婦人の実態調査を行なう。

また、45年度に実施した農村婦人問題連絡会議においては握された問題点に基づき、地方実情に即した福祉対策を検討し、さらに推進を図ることとする。

### (2) 出稼労働者の留守家族対策の推進

出稼労働の恒常化により、留守家庭における種々の問題が指摘されており、家庭生活の安定のための施策の必要性がますます高まっているので、職業安定機関をはじめ各関係機関と連携を密にし、従来から実施してきた農村地区担当協助員による各種の相談、生活指導、情報のは握、出稼労働者と留守家族との連絡などの援助活動を積極的に進



めることとする。

### 3 労働者家族及び家族従業者の福祉の増進

勤労者家庭は年々増加し、わが国全世帯の60%を占めるにいたり、また核家族化、都市化の影響をうけて複雑に変化している。これら労働者家族の家庭生活の安定を図り、福祉向上を進めることは、国民生活のうえからも大きな意義をもつものである。46年度はとくに次の施策を中心に業務を進めることとする。

#### (1) 事業内ホームヘルプ制度の推進

事業内ホームヘルプ制度は発足以来10年を経過し、労働福祉対策の一つとして定着しつつあるが、本省においては、今後さらに発展を図るため内容の検討を進めることとしている。各室においては45年度にひきつづき重点地区において普及活動を進め、とくに共同方式の拡充推進を図るための奨励制度の充実等、中小企業へのいっそうの浸透を図ることとする。

#### (2) 労働災害家族の福祉対策の推進

不慮の労働災害により、死亡、廃疾となつた労働者家庭の生活の安定を図ることは、きわめて重要であり、従来から調査を実施し、生活の実態を明らかにするとともに、その対策を進めてきたが、46年度は、重度障害をうけた家族の生活実態調査を行なう。

#### (3) 家族従業者の福祉対策の推進

近年、農林業家族従業者の減少傾向に対し、非農林業家族従業者は漸増し、そのうち女子の家族従業者の増加が顕著である。とくに小零細企業における家族従業者は、就労と家庭生活の調和に関して種々の問題があるとみられる。

昭和46年度は、さきに実施した家族従業者に関する調査等を核として本省において、ひきつづき専門家による家族従業者問題研究会議を開催して問題の所在を明らかにし、今後の福祉対策に資することとする。

#### 4 内職職業補導事業の充実

家庭の外で働くことが困難な主婦等にとって、内職は生計費を補う重要なよりどころとなっている。これら内職に就業する者の工賃は一般に低く、また内職需給の不均衡など就業条件には多くの問題がのこされている。

家内労働に従事する者の労働条件の改善を図り、家内労働者の生活の安定に資することを目的として、昭和45年家内労働法が施行されたが、昭和46年度においては同法の施行と相まって、以下の内職対策を進めることとする。

##### (1) 内職公共職業補導所の整備

公の機関として内職のあつせん、相談等を行なっている内職公共職業補導所の運営の充実を図る。

##### (2) ブロック別内職需給連絡会議の開催等

地域間における内職需給の不均衡を調整し、内職者の就業条件の改善を図るために、東京、大阪において本会議を開催する。また内職工賃適正化に資するために内職工賃調査を実施する。

##### (3) 家内労働法の施行についての協力

本省においては、労働基準局との密接な連携のもとに内職に関する諸施策を進めているが、各室においても家内労働旬間（4月19日付労働省発基第52号）をはじめ地方最低賃金審議会（東京、神奈川、愛知、



大阪、兵庫は家内労働審議会)、最低工賃専門部会の委員等として協力することとする。

#### 第4 業務運営体制の整備

最近における婦人及び勤労青少年に対する行政需要の増大に即応して積極的に行政を展開していくためには、行政運営の効率化を図っていくことが必要である。そのためには本省、地方一体となつて施策を実施に移していくことが基本的に必要であるが、各室においては昭和46年度においてとくに次の点に留意し行政の実効を期する。

- 1 本省においては、室の主体性、責任性に立脚した行政を行なえるよう配慮して業務の指示を行なうこととしたので、各室においては本通達に基づきそれぞれの地域の実情を勘案して年間事業計画を作成し効率的な業務の運営を図る。
- 2 少数の人員で最大限の行政効果を発揮しうるよう職員個々の創意と能力を十分活かし、職員相互の意思の疎通を図りつつ、一体となつて行政を推進する。



昭和46年度事業計画

| 四半期別                  | 月別                | 業 務 内 容                                             | 担 当 課 | 本省・室別 |        |
|-----------------------|-------------------|-----------------------------------------------------|-------|-------|--------|
|                       |                   |                                                     |       | 本省    | 室      |
| 第<br>1<br>四<br>半<br>期 | 4～6               | 婦人の就業に関する懇話会                                        | 婦人労働  | ○     |        |
|                       | 4                 | 昭和46年度勤労青少年ホーム設置事務打合せ会                              | 年少労働  | ○     |        |
|                       | 4                 | 婦人参政25周年記念式典                                        | 婦 人   | ○     |        |
|                       | 4                 | 第23回婦人週間                                            | 〃     | ○     | ○      |
|                       |                   | 婦人会議—全国(岡山)、地方                                      |       |       |        |
|                       | 4 4～7             | 家族従業者問題研究会議                                         | 〃     | ○     |        |
|                       | 5                 | 短期職業講習実施打合せ会議                                       | 婦人労働  | ○     |        |
|                       | 5                 | 「青少年労働の現状」—昭和45年—作成                                 | 年少労働  | ○     |        |
|                       | 5                 | 売春をなくす運動                                            | 婦 人   | ○     | ○      |
|                       | 6～10              | 婦人少年室協助力員に対する記念品授与                                  | 婦人労働  | ○     | ○      |
|                       | 6                 | 働く婦人の家館長会議                                          | 婦人労働  | ○     |        |
|                       | 6～12              | 短期職業講習                                              | 婦人労働  |       | ○      |
|                       | 6                 | 全国労政課長会議                                            | 年少労働  | ○     |        |
|                       | 6                 | 全国勤労青少年ホーム館長会議                                      | 〃     | ○     |        |
|                       | 6                 | 内職工賃調査                                              | 婦 人   | ○     | ○      |
|                       | 6                 | ブロック別内職需給連絡会議(東日本)                                  | 〃     | ○     |        |
|                       | 7                 | 婦人労働者の労働実態調査                                        | 婦人労働  | ○     | ○      |
|                       | 7～ $\frac{47}{3}$ | パートタイム雇用制度整備のための啓発活動<br>女子パートタイム雇用に関する労務管<br>理改善講習会 | 〃     | ○     | ○      |
|                       | 7                 | 勤労青少年の日の行事                                          | 年少労働  | ○     | ○      |
|                       | 7～10              | グループ活動成果発表会および成果発表集の作成                              | 〃     |       | ○<br>○ |



| 四<br>半<br>期<br>別      | 月 別                | 業 務 内 容                  | 担 当 課 | 本省・室別 |   |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|-------|-------|---|
|                       |                    |                          |       | 本省    | 室 |
| 第<br>2<br>四<br>半<br>期 | 7~ $\frac{47}{3}$  | 勤労青少年福祉推進者講習会            | 年少労働  |       | ○ |
|                       | 8                  | 家事サービス職業訓練事務打合せ会議        | 婦人労働  | ○     |   |
|                       | 8                  | 「婦人労働の実情」-1970-作成        | 〃     | ○     |   |
|                       | 8~11               | 事業内ホームヘルプ制度推進会議          | 婦人    |       | ○ |
|                       | 9                  | 女子労働者の離職状況調査             | 婦 人   | ○     |   |
|                       | 9~ $\frac{47}{3}$  | 母性保護に関する啓発指導             | 〃     | ○     | ○ |
|                       | 9                  | 働く婦人の福祉運動<br>婦人職場指導者セミナー | 〃     | ○     | ○ |
|                       | 9 10               | 青少年労働問題実態調査              | 年少労働  | ○     | ○ |
| 第<br>3<br>四<br>半<br>期 | 9                  | 労働災害家族の生活実態調査ブロック別説明会    | 婦 人   | ○     |   |
|                       | 10                 | 室長会議（未定）                 | 庶 務   | ○     |   |
|                       | 10                 | 家事サービス職業訓練新職種実施          | 婦人労働  | ○     |   |
|                       | 10                 | 勤労青少年ホーム指導員資格講習会         | 年少労働  | ○     |   |
|                       | 10・11              | 勤労青少年クラブ交流               | 〃     | ○     | ○ |
|                       | 10                 | 全国内職補導事業事務打合せ会議          | 婦 人   | ○     |   |
|                       | 10・11              | 労働災害家族の生活実態に関する調査        | 〃     | ○     | ○ |
|                       | 10~ $\frac{47}{1}$ | 婦人関係動向報告                 | 〃     | ○     | ○ |
|                       | 11・12              | 働く青少年の生活文募集              | 年少労働  | ○     | ○ |
|                       | 12~ $\frac{47}{1}$ | 農村婦人問題連絡会議               | 婦 人   |       |   |
| 期                     | 1・2                | 婦人少年室協助員推せん              | 庶 務   | ○     | ○ |
|                       | 1・2                | 女子保護実施状況調査               | 婦人労働  | ○     | ○ |

| 四半期別                  | 月 別   | 業 務 内 容                | 担 当 課        | 本省・室別 |     |
|-----------------------|-------|------------------------|--------------|-------|-----|
|                       |       |                        |              | 本省    | 室   |
| 第<br>4<br>四<br>半<br>期 | 1 . 2 | 農外就労婦人の実態調査            | 婦 人          | ○     | 特定室 |
|                       | 1     | ブロック別内職需給連絡会議（西日本）     | 〃            | ○     |     |
|                       | 1 . 2 | 全国婦人会議出席者募集            | 〃            | ○     | ○   |
|                       | 2     | 全国婦人少年室長会議（未定）         | 庶 務          | ○     |     |
|                       | 2     | 婦人労働問題研究会議             | 婦人労働         | ○     |     |
|                       | 2 . 3 | 婦人問題懇談会                | 婦 人          |       | ○   |
|                       | 3     | 「婦人の現状」47年版作成          | 〃            | ○     |     |
| 年<br>間<br>事<br>業      | 3 . 4 | アジア地域婦人関係行政官セミナー       | 庶 務<br>婦 人   | ○     |     |
|                       |       | 婦人労働問題懇談会（年2回）         | 婦人労働         | ○     | ○   |
|                       |       | 婦人労働問題に関する情報収集         |              | ○     | ○   |
|                       |       | 事業場訪問調査                | 婦人労働<br>年少労働 |       | ○   |
|                       |       | 勤労青少年問題に関する情報収集（四半期報告） | 年少労働         |       | ○   |
|                       |       | 婦人問題懇談会（年4回）           | 婦 人          | ○     |     |
|                       |       | 婦人問題相談業務               | 婦 人<br>婦人労働  |       | ○   |
|                       |       | 内職工賃適正化会議              | 婦 人          | ○     |     |
|                       |       | 事業内ホームヘルプ制度の推進         | 〃            | ○     | ○   |
|                       |       | 年少労働者福祉員連絡協議会（年2回）     | 年少労働         |       | ○   |
|                       |       | 婦人少年問題審議会              | 各 課          | ○     |     |







## 昭和46年度婦人少年室主要事業計画

|       | 4              | 5        | 6                 | 7                       | 8                                      | 9                        | 10            | 11          | 12              | 1               | 2                             | 3 | 年 間                                                    |
|-------|----------------|----------|-------------------|-------------------------|----------------------------------------|--------------------------|---------------|-------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|---|--------------------------------------------------------|
| 庶務課   |                |          | 記念品授与対象<br>協助力員内申 |                         |                                        |                          | 室長会議(未定)<br>↔ |             |                 |                 | 室長会議(未定)<br>↔<br>婦人少年室協助力員推せん |   |                                                        |
| 婦人労働課 |                |          |                   | 婦人労働実態<br>調査(実地)        |                                        | 働く婦人の福祉運動                |               |             |                 | 女子保護実施状況調査(通信)  |                               |   | 婦人労働問題懇<br>談会年2回<br>情報収集<br>事業場訪問調<br>査                |
|       |                |          |                   |                         | パートタイム雇用制度整備のための啓発活動(講習会特定室2回、その他の室1回) |                          |               |             |                 |                 |                               |   |                                                        |
|       |                |          |                   |                         |                                        | 母性保護に関する啓発指導             |               |             |                 |                 |                               |   |                                                        |
|       |                |          | 短期職業講習(23室)       |                         |                                        |                          |               |             |                 |                 |                               |   |                                                        |
| 年少労働課 |                |          |                   |                         |                                        | アルバイト就労生徒<br>実態調査(通信、実地) |               | 働く青少年の生活文庫集 |                 |                 |                               |   | 事業場方問調査<br>情報収集(四<br>半期報告)<br>年少労働者福祉<br>員連絡協議会<br>年2回 |
|       |                |          |                   | 勤労青少年の日<br>広報啓発活動       |                                        |                          | ※勤労青少年クラブ交流   |             |                 |                 |                               |   |                                                        |
|       |                |          |                   | ※グループ活動成果発表会および成果発表集の作成 |                                        |                          |               |             |                 |                 |                               |   |                                                        |
|       |                |          |                   | ※勤労青少年福祉推進者講習会          |                                        |                          |               |             |                 |                 |                               |   |                                                        |
| 婦人労働課 | 婦人週間<br>(婦人会議) | 売春をなくす運動 |                   | 内職工賃調査(通信、実地)           |                                        |                          | 労災家族実態調査      |             |                 | 農外就労婦人実態調査(特定室) |                               |   | 婦人問題相談<br>業務<br>事業内ホームへ<br>ルプ制度の推進                     |
|       |                |          |                   |                         |                                        |                          |               | 婦人関係動向報告    |                 | 全国婦人会議出席者募集     |                               |   |                                                        |
|       |                |          |                   |                         |                                        |                          |               |             | 農村婦人問題連絡会議(特定室) |                 |                               |   |                                                        |
|       |                |          |                   |                         |                                        |                          |               |             |                 |                 | 婦人問題懇談会                       |   |                                                        |
|       |                |          |                   |                         | 事業内ホームヘルプ制度推進会議                        |                          |               |             |                 |                 |                               |   |                                                        |

——その期間内に業務を実施するもの

……その期間の一部で業務を行なえばよいもの

※ 都道府県と室が協力して業務を行なうもの







## 昭和47年度婦人少年行政の重点施策について

近年のわが国経済の発展はめざましいものがあつたが、昨年来、景気停滞に加えて国際通貨調整問題があり、厳しい経済環境のもとで労働情勢の面でもその影響を受けつつある。

一方、これまでの高度成長の過程を経て、経済成長の成果を国民生活の向上に結実させ、高度福祉国家を実現する必要性が一層高まっている。

このような事態に対処して、人間尊重、福祉優先を基本方針とし、豊かな勤労者生活実現のための福祉対策の総合的展開、勤労者の安全と健康を守るための総合的な施策の推進、積極的な雇用政策の推進及び合理的な労使関係の確立を重点的に推進することが労働行政の課題である。

婦人少年行政としても以上のような労働行政の基本的方向に沿つて、さらに積極的に行政を展開することが期待されている。

まず、婦人労働対策については、近年婦人の職場進出は著しく、なかでも既婚婦人の増加が目立っている。これら勤労婦人の福祉対策については、従来から婦人の職業能力の開発向上とその有効発揮、母性保護及び既婚婦人の職業と家庭責任の調和をはかるための施策を推進してきたところであるが、今後これらの施策を総合的に推進する態勢を整備することが必要な時期を迎えている。

つぎに勤労青少年対策については、最近とくに青少年の健全育成をめぐる問題が重視され、勤労青少年行政の重要性がますます高まつてきている。このような情勢下、勤労青少年福祉対策は勤労青少年福祉法の施行を中心に進展をみており、その一層の充実を期することが必要である。

婦人対策については、戦後25年にわたり婦人の地位向上対策等各種の施



策を展開してきたが、近年の社会、経済の発展や変動の中で婦人の活動分野はひろがり、また婦人の生活や婦人の地位にかかわりのある各種の新しい事象が生じているので、今日における婦人問題を総括的に点検し、新しい視点に立つて婦人に関する対策を展開する必要がある。

このような現状にかんがみ、昭和47年度における婦人少年行政は下記の施策を重点的に推進することとする。

## 第一 婦人労働対策

### 1. 勤労婦人福祉対策

勤労婦人は次代をにになり者の生育について重大な役割を有するとともに、経済及び社会の発展に寄与する者であるので、婦人が職業生活と家庭生活との調和をはかりつつ母性を尊重され、その能力を有効に発揮して、充実した職業生活を営むことができるように配慮されることが必要である。

このため勤労婦人の福祉対策を総合的に推進し、もつて勤労婦人の福祉の増進と地位の向上をはかることを目的とする勤労婦人福祉法案を今国会に提出したが、同法が成立した際には、これを中心に勤労婦人福祉対策を展開することとなる。

その施行については、別途通達する予定であるが、47年度においてはこの基本的方向に沿い、総合的勤労婦人福祉対策の一環として以下の施策を積極的に推進する。

#### (1) 育児休業等に関する研究と指導

乳児等をもつ婦人がその申し出により出産後一定期間雇用関係を継

続しつつ家庭において育児に専念することができる育児休業制度について勤労婦人の福祉と能力発揮の観点からその普及促進をはかる。

また本省においては、その円滑な推進に必要な措置等についてさらに研究を進める。

## (2) 勤労婦人福祉施設の拡充

### ① 託児施設の設置勧奨等

近年、企業がその雇用する婦人のための託児施設を設置する動きがみられるが、この施設の拡充は働く婦人の福祉増進の見地からも望ましいものと思われるので雇用促進融資等による託児施設の設置とその整備について積極的勧奨に努める。

### ② 働く婦人の家の増設と機能の充実

働く婦人の家は、働く婦人のための地域における福祉に関する事業を総合的に行なう施設であり、近年とくにその設置の要望がふえているところである。

46年度末で働く婦人の家は全国に32カ所設置されており、47年度はさらに8カ所の増設を予定している。

また、その運営については、家事援助や職業生活に関する講習等の事業を充実するよう運営基準を改正したが、47年度もこの趣旨に沿った実効ある運営が行なわれるよう指導する。

## (3) 婦人の職業能力の有効発揮の促進

中高年齢婦人に対し、職業能力を賦与し、その就職を容易にするとともに、その適職の開拓に資するため、短期職業講習を実施してきたが、47年度も社会の需要に応じ、さらに拡充をはかる。

また、家事サービス職業訓練については、さきに中高年齢婦人の職



業能力の開発向上の多様化を進めるため、科目の増設、内容の充実をはかつてきたところであるが、ひきつづきその充実をはかる。

#### (4) 啓発活動

勤労婦人福祉について、国民の関心と理解を深め、かつ勤労に従事する者としての婦人の意識を高めるとともに、その能力の有効な発揮を妨げている要因の解消をはかるため、必要な啓発活動を行なうものとするが、とくに「働く婦人の福祉運動」を通じてその徹底をはかる。

パートタイム雇用制度については、労働条件等の向上をはかり、近代的パートタイム雇用制度を確立することを目標として、ひきつづき労使及び社会一般に対し啓発指導を行なう。

### 2. 母性保護対策

女子労働者の保護については、従来からも行政の重点としてその推進をはかつてきたところであるが、近年技術革新等によつて労働態様や職場環境等に新しい事態が生じており、この傾向は今後一層著しくなることが予想される。

このような状況にかんがみ、47年度は、母性保護担当の労働衛生指導医を置き母性保護に関する研究、指導の充実をはかるとともに、就労が母性に及ぼす影響等についてその実態の把握につとめる。

## 第二 勤労青少年対策

### 1. 勤労青少年福祉対策

勤労青少年が充実した職業生活を享受し、すこやかに成育できるよう事業主その他社会一般に対する勤労青少年福祉法の周知徹底をはかるは

か、勤労青少年福祉対策基本方針により明らかにされた方向に沿つて、次の措置を重点として勤労青少年福祉対策の充実をはかる。

(1) 都道府県勤労青少年福祉事業計画についての指導

都道府県勤労青少年福祉事業計画は、国、地方公共団体、事業主等が一体となつて勤労青少年の福祉増進のための措置を計画的、総合的に推進し、勤労青少年福祉対策を実効あるものとするために、きわめて大きな意義を有するものである。

したがつて、まだ公表をみていない各都道府県における早期策定に関する指導を行なう。

(2) 勤労青少年福祉推進者制度の推進

事業場における勤労青少年福祉増進の中核となるべき勤労青少年福祉推進者の資質向上をはかるため、勤労青少年福祉推進者講習会に対する指導を強化するとともに、都道府県における勤労青少年福祉推進者協議会の設置の促進をはかる等勤労青少年福祉推進者相互及び行政機関との連携体制の整備に関する指導援助を行なう。

(3) 勤労青少年福祉旬間の普及等

ひろく国民の間に勤労青少年の福祉に関する気運を醸成するために「勤労青少年の日」(7月第3土曜日)を中心として関係者、社会一般に対する啓発を強化する。このため勤労青少年の日を中心として勤労青少年福祉旬間(7月15日から24日まで)を設け、中央において「勤労青少年の日」中央大会(7月15日)を実施するほか、各地方公共団体等においても勤労青少年の日や旬間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう促進する。

(4) 勤労青少年福祉団体に対する指導援助



民間の各種の勤労青少年の育成のための組織的活動は、国や地方公共団体等行政機関による勤労青少年福祉対策と相まつて、あるいはそれを補完して、よりきめ細かな措置を行ないうる等勤労青少年のすこやかな成育を援助するために大きな役割を果たしてきている。

このため、民間の勤労青少年福祉団体に対してその事業が一層効果的に行なわれるよう指導援助を強化する。

#### (5) 勤労青少年健全育成シンポジウムの開催

勤労青少年が有為な職業人としてすこやかに成育するための措置を有効に推進するためには、実際に勤労青少年を指導する立場にある者の指導力に負うところが大きい。

そこで勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉団体その他関係者によるシンポジウムを開催し、勤労青少年健全育成に関する研究討論を行ない、関係者の資質の向上に資する。

### 2. 勤労青少年ホームの増設と機能の充実

勤労青少年ホームは、地域における勤労青少年福祉行政の拠点として重要な役割を果たしてきたが、今後勤労青少年の余暇時間の増加傾向にともなつてますますその重要性を増すものと見込まれる。そこで、47年度においても、勤労青少年ホームの増設及びその機能の充実に努める。

#### (1) 勤労青少年ホームの整備拡充

近年勤労青少年ホームの設置についての要望が増加してきており、46年度末では、全国で181カ所設置されているが、47年度はさらに48カ所の設置を予定している。今後とも既設、新設のホームについて、その設置目的に合致した適切な運営が行なわれるよう指導する。

## (2) 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の実施

勤労青少年の相談に応じ、指導にあたる勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームの機能の中核ともいうべきものであり、全ホームにこれを設置することができるよう、早急に養成する必要があるので、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を実施する。

## 3. 年少労働者の保護についての指導啓発の推進

年少労働者の保護については、従来から労働基準法等関係法令の普及、徹底に努め、最近の社会経済情勢を背景としてその労働条件はかなりの改善・向上をみているところである。しかし、いまだ年少労働者の保護について指導啓発の必要な面や、労働力不足を背景とした新たな問題の発生等、年少労働者保護の一層の充実という観点から再検討を加えるべき問題も少なくない。

このため、年少労働者の保護に関して労働条件の改善に関する実態を把握するとともに、指導啓発を推進することとして、以下の対策を講ずる。

### (1) 年少労働者の保護対策の推進

年少労働者保護に関して問題のある業種等について、労働条件の改善に関する実情を把握するとともに事業主等に対する指導啓発を行なうが、当面主として非工業的業種を対象としてこの対策の推進をはかる。

### (2) 年少労働者福祉員制度の充実

年少労働者福祉員は、中小企業団体にあつて年少労働者の労働条件の向上、教育訓練、その他の福祉活動等年少労働者の福祉の増進に貢献してきたが、引き続き本制度の充実を図る。



### (3) 勤労青少年の寮生活実態調査の実施

勤労青少年の都市集中傾向が著しい中で、寮生活者あるいは住込労働者等もかなり多く、配慮を要すべき問題も種々発生してきている。

このため寮生活等を行なっている勤労青少年の実態を把握するための調査を実施し、問題点を明らかにするとともにその改善策の樹立等に資する。

## 第三 婦人対策

### 1. 婦人の地位向上対策の推進

婦人の地位は、戦後大きく向上し、社会経済の著しい発展のもとに、婦人の活動は、社会の各分野においてめざましい拡大を遂げた。

しかし、そのような急激な社会の変動の中で、婦人に関係のある種々の問題が生み出されており、これに対処し、新しい視点と将来への展望に立つて、婦人の地位向上のための施策を推進する。

#### (1) 婦人に関する諸問題の総合調査の実施

婦人の地位の現状その他婦人に関する諸問題について総合的な調査を行ない、問題点を明らかにして婦人に関する施策の推進に資するため、総理府に「婦人に関する諸問題調査会議」（仮称）が設置され、総理府と協力して労働省が調査全般を企画、実施することとなつてゐる。

この総合調査は、調査会議の策定する基本計画に基づき、実態調査、意識調査、意見聴取、意見公募、その他各種の調査方法を総合して行なうものである。

なお、この総合調査の一環として、特定の室において、有識者を構成員とするプロジェクトチームを編成し、関連の調査を実施する。

## (2) 婦人週間の実施等

47年度の婦人週間のテーマは、「婦人の地位—その現状と課題—」と設定したが、これを年間活動のテーマとして啓発を行なう。

また、婦人団体、関係機関等と常時連絡を密にし、婦人の動きに関して問題の把握と情報の交換をはかるため、本省及び各婦人少年室において婦人問題懇談会を開催する。

## 2. 内職対策の推進

家庭の外で働くことが困難な主婦等にとって、内職は生計費を補う重要なよりどころとなっており、近年、内職就業者は増加している。

これら内職に就業する者の工賃は雇用労働者と比較すると一般に低く、また就業条件には多くの問題が残されている。これらの諸問題に対処して、47年度は、最低工賃の設定、委託条件の明確化等を主たる目的とする家内労働法の施行と相まつて内職公共職業補導所の運営指導を強化し、内職従事者の生活の安定に努める。

## 3. 労働者家族、家族従業者の福祉の増進

わが国全世帯の60%を占める勤労者家庭は、年々増加の傾向をたどっているが、近年の社会経済の進展にともない、その家庭生活も複雑な影響を受けつつある。

また、家族従業者については、最近非農林業家族従業者の漸増する中で、女子家族従業者の増加が目立ち、とくに小零細企業の家族従業者には、就労と家庭生活の調和に関し、種々の問題がみられる。

このような情勢に対処し、労働者家族及び家族従業者の福祉の向上を



はかるため次の施策を行なう。

(1) 労働者家族の福祉の増進

事業内ホームヘルプ制度については、従来どおり全国的に普及推進をはかるものとし、とくに重点地区における共同方式の普及、充実に重点を置いて諸活動を行なう。

また、不慮の労働災害により死亡あるいは障害を受けた労働者の家族の安定をはかることは、きわめて重要であるので、その生活の実態を明らかにするとともに、対策を進めてきたが、47年度も引き続きその実態の把握に努める。

(2) 家族従業者の福祉の増進

非農林業家族従業者数は、350万人をかぞえ、その約8割は女子である。これら小零細企業家族従業者の福祉対策の推進に資するため、46年度は専門家による研究会議を開催してきたが、47年度は家族従業者の大多数を占める自営業主の妻の労働と家庭生活における地位、経済的貢献度等についてその実態調査を行なう。

# 昭和47年度婦人少年行政主要事業計画

|       | 実施時期、期間 | 事業内容                          | 担当課   | 実施機関         |
|-------|---------|-------------------------------|-------|--------------|
| 第1四半期 | 4       | 昭和47年度勤労青少年ホーム、働く婦人の家設置事務打合せ会 | 婦 年 少 | 本省・県・市       |
|       | 4. 5    | 勤労青少年シンボルマーク応募作品の選考、決定及び公表    | 年 少   | 本省           |
|       | 4～ 6    | 「勤労青少年行政のあり方について」の検討、審議       | 年 少   | 本省           |
|       | 4～ 6    | 年少労働者福祉員講習会及び連絡協議会に対する指導援助    | 年 少   | 本省・室         |
|       | 4       | 第24回婦人週間<br>全国婦人会議（宮城）地方婦人会議  | 婦 人   | 本省・室         |
|       | 5       | 短期職業講習実施事務打合せ会議（初回実施室）        | 婦 年 少 | 本省・特定室       |
|       | 5       | 各都道府県福祉担当係長会議                 | 年 少   | 本省・県         |
|       | 5       | 売春をなくす運動                      | 婦 人   | 本省・室         |
|       | 6       | 女子保護実施状況調査                    | 婦 年 少 | 本省・室         |
|       | 6       | 勤労青少年ホーム指導員資格講習会              | 年 少   | 本省・県・市       |
| 第2四半期 | 6～ 7    | 労災家族の生活実態に関する調査               | 婦 人   | 本省・室         |
|       | 7（予定）   | 全国婦人少年室長会議                    | 庶 務   | 本省           |
|       | 7       | 「勤労青少年の日」事業                   | 年 少   | 本省・室・県市・関係団体 |
|       | 7       | 勤労青少年クラブ体験等発表会                | 年 少   | 本省・室         |
|       | 7～ 8    | 婦人問題懇談会                       | 婦 人   | 本省・室         |
|       | 8（予定）   | 内職工賃調査                        | 婦 人   | 本省・県         |
|       | 9       | 特定業種における婦人労働者の災害実態調査          | 婦 年 少 | 本省・室         |



|                       | 実施時期・期間 | 事業内容                            | 担当課 | 実施機関                      |
|-----------------------|---------|---------------------------------|-----|---------------------------|
|                       | 9       | 働く婦人の福祉運動                       | 婦 労 | 本省・室                      |
|                       | 9       | 非農林業家族従業者実態調査                   | 婦 人 | 本省・特定室                    |
| 第<br>3<br>四<br>半<br>期 | 10      | 婦人少年室協助員に対する記念品授与               | 庶 務 | 本省・室                      |
|                       | 10      | 働く婦人の家館長会議                      | 婦 労 | 本省・県・市                    |
|                       | 10      | 勤労青少年健全育成シンポジウム                 | 年 少 | 本省・県・市<br>関係団体            |
|                       | 10～12   | 勤労青少年クラブクリエイション交流会の実施と優良クラブのほう賞 | 年 少 | 本省・室・県                    |
|                       | 10      | 事業内ホームヘルプ制度推進会議                 | 婦 人 | 室                         |
|                       | 10～11   | 内職需給連絡会議                        | 婦 人 | 本省・県                      |
|                       | 10～11   | 第25回婦人週間会議出席者募集                 | 婦 人 | 本省・室                      |
|                       | 10～12   | 婦人の地位に関するアンケート調査                | 婦 人 | 本省                        |
|                       | 11      | 家事サービス職業訓練所長会議                  | 婦 労 | 本省・県                      |
|                       | 11      | 勤労青少年寮生活実態調査                    | 年 少 | 本省・室                      |
|                       | 時期未調整   | 婦人の地位に関する実態調査                   | 婦 人 | 本省・地方プロジェクトチーム<br>設置室以外の室 |
|                       | 11～1    | 婦人関係動向把握                        | 婦 人 | 室                         |
|                       | 12      | 婦人少年行政職員研修                      | 庶 務 | 本省・研修所                    |
| 第<br>4<br>四<br>半<br>期 | 時期未定    | 全国婦人少年室長会議                      | 庶 務 | 本省                        |
|                       | 2～3     | 婦人問題懇談会                         | 婦 人 | 本省・室                      |
|                       | 時期未調整   | アジア地域婦人関係行政セミナー                 | 庶 務 | 本省・海外技術協力事業団              |
|                       | 3～      | 婦人の地位に関する意見公募                   | 婦 人 | 本省                        |
| 年<br>間<br>事<br>業      | 年       | 託児施設の設置勧奨                       | 婦 労 | 本省・室                      |
|                       | 間       | 育児休業等についての研究、指導                 | 婦 労 | 本省・室                      |
|                       | 事       | 母性保護に関する調査、研究                   | 婦 労 | 本省                        |
|                       | 業       | 婦人労働問題懇談会                       | 婦 労 | 本省・室                      |

| 実施時期、期間          | 事業内容                          | 担当課             | 実施機関 |
|------------------|-------------------------------|-----------------|------|
| 年<br>間<br>事<br>業 | 婦人及び勤労青少年問題に関する情報収集           | 婦人<br>年少        | 本省・室 |
|                  | 事業場訪問調査                       | 婦人<br>労         | 室    |
|                  | 短期職業講習                        | 婦人<br>労         | 特定室  |
|                  | パートタイム雇用制度整備のための啓発、指導         | 婦人<br>労         | 本省・室 |
|                  | 都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定及び策定に関する指導  | 年<br>少          | 県・本省 |
|                  | 勤労青少年福祉推進者講習会                 | 年<br>少          | 県    |
|                  | 勤労青少年福祉推進者協議会の設立等に対する指導援助     | 年<br>少          | 県・本省 |
|                  | 「年少労働者保護対策」の推進                | 年<br>少          | 本省・室 |
|                  | 勤労青少年福祉団体協議会の育成、指導            | 年<br>少          | 本省   |
|                  | 勤労青少年関係認可団体に対する監督及び育成指導       | 年<br>少          | 本省   |
|                  | レクリエーション効果に関する調査及び研究          | 年<br>少          | 本省   |
|                  | 「婦人に関する諸問題調査会議(仮称)」の設置運営5月～   | 婦人<br>人         | 本省   |
|                  | 婦人問題調査地方プロジェクトチーム(仮称)の設置運営6月～ | 婦人<br>人         | 特定室  |
|                  | 事業内ホームヘルプ制度の推進                | 婦人<br>人         | 本省・室 |
|                  | 婦人問題相談業務                      | { 婦人<br>婦人<br>労 | 室    |
|                  | 内職行政連絡会議(1～2回)                | 婦人<br>人         | 室    |
|                  | 内職行政事務連絡会議                    | 婦人<br>人         | 本省・県 |
|                  | 内職工賃適正化会議                     | 婦人<br>人         | 本省・県 |
|                  | 婦人少年問題審議会                     | 各<br>課          | 本省   |







昭和47年度婦人少年室関係主要事業計画表

|       | 4                          | 5        | 6              | 7       | 8 | 9                        | 10           | 11                                      | 12             | 1 | 2       | 3 | 年 間                                                                                                                            |
|-------|----------------------------|----------|----------------|---------|---|--------------------------|--------------|-----------------------------------------|----------------|---|---------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庶務課   | 協助力等推せん                    |          |                |         |   |                          | 協助力に対する記念品授与 |                                         |                |   |         |   | ○ 室長会議年2回                                                                                                                      |
| 婦人労働課 | 短期職業講習実施事務打合せ会議<br>(初回実施室) |          | 女子保護実施状況調査(通信) |         |   | 特定業種における婦人労働者の災害実態調査(実地) |              |                                         |                |   |         |   | ○ 託児施設の設置勸奨<br>○ 育児休業等についての研究・指導<br>○ 婦人労働問題懇談会<br>○ 婦人労働問題に関する情報収集<br>○ 事業場訪問調査<br>○ 短期職業講習の実施(特定室)<br>○ パートタイム雇用制度整備のための啓発指導 |
| 年少労働課 | 年少労働者福祉員講習会及び連絡会議に対する指導・援助 |          |                |         |   |                          |              |                                         | 勤労青少年寮生活調査(実地) |   |         |   | ○ 年少労働者保護対策の推進                                                                                                                 |
| 婦人課   | 婦人週間(婦人会議)                 | 売春をなくす運動 |                | 婦人問題懇談会 |   | 非農林業家族従業者実態調査(実地)特定室     |              | 婦人の地位に関する実態調査(実地)プロジェクトチーム設置室を除く(時期未調整) |                |   | 婦人問題懇談会 |   | ○ 婦人問題調査地方プロジェクトチームの設置運営(特定室)6月～<br>○ 事業内ホームヘルプ制度の推進<br>○ 婦人問題相談業務<br><br>○ 内職行政連絡会議(年1～2回)                                    |









婦 発 第 63 号

|                                                                                   |                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和48年2月28日<br>長 佐 係                                                               | 取扱者                                                                               |
|  |  |

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局長



### 昭和48年度婦人少年行政の重点施策について

昭和48年度における婦人少年行政の重点施策を別添のとおり  
定めたので、貴室におかれては、これにもとづき年間事業計画を  
たて、関係行政機関と緊密な連けいを保ちつつ、行政の効果的運  
営にあたられたい。

なお、本重点施策については、都道府県労働主管局部長あて、  
局長から別添のとおり依頼したので申し添える。



| 東洋館 | 日本郵政 | 郵便局 | 郵便局 |
|-----|------|-----|-----|
|     |      |     |     |



東京郵便局  
三月十三日

東京郵便局

東京郵便局

東京郵便局

東京郵便局

東京郵便局

東京郵便局

## 昭和48年度婦人少年行政の重点施策について

近年におけるわが国経済力のいちじるしい拡充は、国民の生活水準の向上、労働者の労働条件の改善等をもたらしたが、一方その経済力に比して社会資本の不足、福祉面のたちおくれ、地域間、業種間の格差等各種の不均衡がめだち、公害、物価上昇等生活条件の悪化をまねく要因も増大している。

このようなひずみの是正と生活内容の充実を求める国民の意識を背景として、経済優先の政策から、人間尊重、福祉社会の実現へ向つての政策の転換が行なわれようとしており、労働行政もまたこの基本的方向に向つて施策をすすめている。このような状況の中で、婦人少年行政のになり役わりは今後ますます重要性をますこととなる。

前年度において、わが国経済は通貨調整の影響をのりこえて景気上昇の過程をたどつた。昭和48年度においても全体として拡大基調をたどり、労働力需要が堅調に推移する中で、若年労働力の不足、労働力の高年令化、婦人を主とする非労働力の労働力化等の基調がつづくものと予測されているが、一方通貨問題等の影響についてはなお予断を許さないものがあり、これに伴う問題の発生も懸念されるところである。

昭和48年度における婦人少年行政は、このような情勢をふまえながら、労働行政の基本的方向に沿つて、さらに積極的な行政の展開を期するものとする。

勤労婦人対策については、47年度に勤労婦人福祉法が施行され、勤労婦人の職業生活と家庭生活の調和の促進、職業能力の有効発揮の推進、母性の健康管理の充実等を図るため総合的な施策の展開が方向づけられたところである。48年度においては、勤労婦人福祉対策基本方針を策定し、これにより、総



合的、計画的に福祉対策をすすめることが大きな課題である。

勤労青少年対策については、勤労青少年福祉法の施行から3年を経過し、地方公共団体、事業主、民間団体等との緊密な協力の下に、既に本法にもとづく総合的な行政の進展をみているところである。48年度においては、従来の基本的方向に沿い、勤労青少年のすこやかな成育と福祉の増進を促すための職場内外の条件整備についていつそう具体的な施策の推進に努める。また、年少労働者の保護については、問題のある分野についてとくに積極的な保護対策をすすめ、その労働条件の改善を図ることが必要である。

婦人対策については、47年度に2カ年計画をもつて開始した婦人に関する諸問題の総合調査の完成に向つて、さらに深く問題の検討をすすめ、新しい時代にふさわしい行政への結実を期するべき年である。また、伝統的な婦人の地位向上運動である婦人週間については、福祉社会に向つての新たな展望にたつ女性の役わりについて広く検討を促し、女性の参加意欲を高めることをねらいとして運動の展開を図る。

このような課題をふまえつつ、48年度においては、以下の施策を重点として婦人少年行政を推進するものとする。

## 第一 勤労婦人対策

勤労婦人の福祉の増進とその保護の充実について、勤労婦人福祉法の施行を中心に、総合的な施策の展開を図るため、48年度においては以下の施策を重点的にすすめることとする。

なお、近く公表される予定の勤労婦人福祉対策基本方針においては、勤労婦人の福祉と保護の増進について今後講じようとする施策の基本と

なるべき事項をしめすこととなるので、これをふまえつつ下記の施策の展開を図るものとする。

## 1. 勤労婦人福祉対策の推進

勤労婦人が、職業生活と家庭生活とを調和させつつ、その能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができるようにするため、次の施策を推進する。

### (1) 育児休業制度等の普及

勤労婦人の過半数に及ぶ既婚者が育児についての役わりを十分に果しつつ充実した職業生活を営むことができるようにするためには、育児休業その他育児に関する便宜の供与が事業主によつて広く行なわれることが必要である。このため事業主に対し、これらの措置が有効に進められるよう指導援助を強化するものとする。ことに育児休業については休業中の生活安定の問題等本制度の円滑な普及をはかるために必要な事項に関し、「育児休業に関する専門家会議」（47年11月設置）において早急に検討を行ない、本制度の計画的な普及を促進するものとする。

### (2) 短期職業講習の実施

中高年令婦人の職業能力の開発向上をはかり、その就職を容易にするため前年にひきつづき関係機関と緊密な連けいをとりつつ、短期職業講習を実施する。

### (3) 女子パートタイム雇用制度の整備

近年増加の著しい女子パートタイム雇用については、一時的、代替的雇用とみる傾向が事業主の間にまだ根強く、労働条件もフルタイム



一に比べて立遅れがみられる。これに対処するため関連行政機関と十分な連携をとりつつ事業主に対し労働条件の向上、労務管理の改善等について啓発指導を行なうものとする。

## 2. 勤労婦人の保護対策の推進

勤労婦人の保護については従来から労働基準法等関係法令にもとづく施策の充実に努めてきたところであるが、近年、既婚婦人の増加に伴って妊娠、出産件数もふえ、また技術革新の進展による作業態様の変化、大都市における通勤ラッシュの激化・通勤時間の増大など、勤労婦人を取りまく職場・社会環境は大きく変化している。このような中で勤労婦人の適正な保護を図り、母性の健康管理に資するため、次の対策を推進するほか、労働衛生指導医（母性保護担当）を増員するなど、行政指導体制の整備を図る。

### (1) 勤労婦人の労働条件の向上

勤労婦人の保護に関して問題のある業種・事業場について事業主等に対する啓発指導を行なうことにより労働条件の向上等保護の充実に図るほか、女子保護の実態をは握するための諸調査を行なう。

### (2) 母性の健康管理に関する対策の推進

勤労婦人が妊娠、出産後の期間を通じてその健康の保持ができるよう事業主に対して、母子保健法にもとづく保健指導等を受けるために必要な時間の確保について配慮するよう指導を行なう。

さらに、これらの婦人が上記にもとづく医師等の指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減など事業主に要請すべき措置等の内容について「母性の健康管理に関する専門家会議」（4月設置の予定）の検討をまつて基準を作成し、事業主に対

する計画的な指導を推進するものとする。

### 3. 啓発活動の推進

勤労婦人福祉法の円滑な施行を図り、勤労婦人の福祉の増進に関する措置を効果的に進めるために次のことを行なう。

#### (1) 勤労婦人福祉法の周知徹底

勤労婦人福祉法については、あらゆる機会を積極的にとらえて、事業主、勤労婦人、その他関係者および社会一般に対しその周知の徹底を図り、勤労婦人の福祉増進気運の醸成に努める。

#### (2) 働く婦人の福祉運動の実施

勤労婦人の福祉に関する措置の充実を促すため、「働く婦人の福祉運動」(9月15日～24日)を実施し、多面的な事業を行なうものとする。

とくに48年度からは、その中心的事業として、中央および地方において企業の労務・教育担当者、健康管理担当者、働く婦人の冢館長、勤労婦人その他関係者により、勤労婦人の福祉増進に関する研究討論を行なうため「勤労婦人福祉推進会議」を開催する。

#### (3) 能力の有効発揮を妨げている諸要因の解消

職場における婦人の能力の有効発揮を妨げている不合理な雇用・賃金慣行、たとえば若年定年制などの是正を図るため啓発指導を進める。

### 4. 勤労婦人福祉施設の増設と機能の充実

働く婦人の家は、地域における勤労婦人の福祉の増進に関する事業を総合的に展開する拠点として重要な役割を果たしてきているが、とくに近年は、当該施設への需要が高まっている。これに対処して、前年度にひきつづきその増設と機能の充実につとめる。とくに48年度においては



多面的な機能を持つ大型の働く婦人の家として、「勤労婦人センター」を設置することとする。また、企業内保育施設についても前年度にひきつづき、雇用促進事業団の「福祉施設設置資金貸付制度」の利用による設置勧奨につとめるものとする。

#### (1) 働く婦人の家の増設

働く婦人の家は昭和47年度末には40所設置され、48年度はさらに13所（うち5所は勤労婦人センター）の設置を予定している。

勤労婦人センターは、従来の働く婦人の家で行なう事業のほか、勤労婦人のスポーツ、レクリエーション、学童保育等をあわせ行なう大型の福祉施設であり、人口20万人以上の都市に設置される予定である。

#### (2) 働く婦人の家の機能の充実

これら働く婦人の家については、勤労婦人の需要に合致した設置・運営がなされるよう、近く設置および運営についての望ましい基準を定め、これにもとづき指導を行なうものとする。また働く婦人の家の事業の充実をはかるため、婦人少年室は、地方公共団体と相協力して働く婦人の家において、勤労婦人の職業生活と家庭生活の調和に必要な知識を習得させるための勤労婦人生活講座を開催するものとする。

さらに勤労婦人に対して各種の相談に応じ、指導にあたる働く婦人の家指導員をすべての働く婦人の家に早急に配置できるよう、中央において働く婦人の家指導員資格講習会を実施する。

## 第二 勤労青少年対策

### 1. 勤労青少年福祉対策の推進

勤労青少年がすこやかに成育し、充実した職業生活を営むことができるよう、勤労青少年福祉法の施行を積極的に推進するため、勤労青少年福祉対策基本方針等にもとづき、次の措置を重点として、勤労青少年福祉対策の計画的拡充を図る。

#### (1) 勤労青少年育成指導者の養成等

勤労青少年のすこやかな成育と福祉の増進は、実際に勤労青少年を指導する立場にある勤労青少年育成指導者の指導力に負うところが大い。

このため、次のとおり、勤労青少年育成指導者の養成に努める。

##### イ 勤労青少年福祉推進者制度の推進

事業場における勤労青少年福祉増進の中核的役わりを果たす勤労青少年福祉推進者について、その資質向上のための講習会の普及と内容の充実を期するとともに、都道府県における勤労青少年福祉推進者協議会の設置の促進等関係者相互の啓発、連携体制の整備に関する指導援助を強化する。

##### ロ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、年少労働者福祉員その他の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の職場内外の生活全般にわたる諸問題を総合的に研究討議する機会として「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催する。この研究討議をとおして、福祉関係者の資質の向上をはかるとともに、勤労青少年福祉対策の効果的な推進に資する。

#### (2) 勤労青少年福祉団体に対する指導援助

勤労青少年の成育、福祉の増進については、民間の各種の組織的活



動に負うところがきわめて大きい。このため、勤労青少年福祉団体に対してその事業が一層効果的に行なわれるよう指導援助を行なう。

### (3) 勤労青少年の日の事業の実施

中央において「勤労青少年の日・中央大会」(48年度は7月21日)を実施するとともに、地方公共団体においてもこの日の趣旨にふさわしい事業を行なうものとする。この場合、勤労青少年の日を中心とする勤労青少年福祉旬間を設けるなどの方法によつて、関係者、社会一般に対する啓発を強化し、勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成に努める。

### (4) 勤労青少年余暇活動研究会の開催

週休2日制の推進等により、余暇の問題は、勤労青少年福祉対策のなかで、ますます重要性を増してきている。このため、前年度に引き続き、勤労青少年余暇活動研究会の開催により、勤労青少年の余暇活動に関する総合的な検討を行ない、その結果を勤労青少年の余暇指導対策に資する。

## 2. 年少労働者保護についての指導啓発の推進

年少労働者の保護については、従来から労働基準法等関係法令にもとづく施策の徹底に努めてきたところであるが、最近における社会経済情勢を背景としてその労働条件はかなりの改善・向上をみている。しかし反面、特定の業種あるいは特定の労働者の保護のうえから問題となる点も少なくない。このため、年少労働者の保護に関して実態を把握するとともに指導啓発を行なうため、以下の対策を講ずる。

### (1) 特定業種等における年少労働者保護対策の推進

年少労働者保護の上から問題のある業種等について、労働条件の改善に関する実情をは握するとともに、事業主に対する指導啓発を行な

うこととし、とくに、当面の重点として、主として非工業的業種を対象として、事業主に対する説明会、年少労働者による座談会、事業場を対象とする指導調査等を実施し、保護対策の推進を図る。

## (2) 年少労働者福祉員制度の充実

年少労働者福祉員は、中小企業団体にあつて、年少労働者の労働条件の向上、教育訓練、その他の福祉活動の推進等中小企業における年少労働者の福祉の増進に貢献してきたが、年少労働者保護の重要性にかんがみ、本制度の充実を図る。

このため、年少労働者福祉員連絡協議会の開催等福祉員活動についての指導援助を強化するほか、資質向上のための講習会を実施する。

## (3) 業務上災害被災青少年に関する調査の実施

勤労青少年の業務上災害については、配慮をすべき問題点が少ない。

このため、その被災状況、勤労青少年特有の災害原因、被災後の職業生活の変化の実態等を調査し、問題点を明らかにするとともに、勤労青少年の安全衛生の向上及びその健全育成に資する。

# 3. 勤労青少年福祉施設の増設と機能の充実

最近の余暇の増大等にもない、勤労青少年ホームをはじめとする勤労青少年福祉施設の重要性が増しているので、今後とも、勤労青少年福祉施設の増設およびその機能の充実に努める。

## (1) 勤労青少年ホームの整備拡充

勤労青少年ホームは、年々その設置要望が増加しているところであり、47年度末、全国に229カ所設置されているが、48年度においては、さらに47カ所の設置を予定している。



今後とも、既設・新設のホームについてその設置目的に合致した適切な運営が行なわれるよう指導するが、とくに48年度においては、勤労青少年ホームのあり方についての検討審議を前年度にひきつづき行なうとともに、勤労青少年ホームの設置および運営についての望ましい基準を定め、これにもとづいて一層適切な指導を行なうこととする。

#### (2) 勤労青少年フレンドシップセンターの設置

勤労青少年が余暇を利用して宿泊しつつ、自然環境のなかで友情交流や研修、野外活動等を行なう必要性が増大しているので、勤労青少年のための大型の憩いの施設として、勤労青少年フレンドシップセンターを、48年度以降設置することとし、48年度においては、1カ所の設置を予定している。

#### (3) 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の実施

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにあつて、身近に勤労青少年の職業生活、余暇活用等に関する相談指導を行なうとともに、勤労青少年ホームの有効・適切な運営のための中核的役わりを果たすものであり、その養成が急務であるので、ひきつづき勤労青少年ホーム指導員資格講習会を実施する。

#### (4) 全国勤労青少年ホーム協議会に対する指導援助

全国に設置された勤労青少年ホームの連絡機関として、従来、任意団体である全国勤労青少年ホーム連絡協議会が活動してきたが、これが今後一層充実した事業を行なうため、48年1月、法人格を得て、社団法人全国勤労青少年ホーム協議会として発足した。

本協議会は、勤労青少年の指導誌の発行、勤労青少年ホームに関す

る調査研究、勤労青少年友情旅行制度をはじめとする利用者の相互交流等について広範な事業を展開することとなつていたので、これに対する指導援助を強化する。

### 第三 婦 人 対 策

#### 1. 婦人の地位向上対策の推進

婦人の地位は、戦後大きく向上し、社会経済の著しい発展のもとに、社会における婦人の活動は各分野においてめざましい進展をみている。しかし、そのような活動のなかに、あるいはまた、生活意識、家族生活の諸変化のなかに、婦人に関係のある様々の問題が生み出されてきた。

このような事態に対応して、新しい視点と将来への展望に立つて、婦人の地位向上のための施策を推進する。

##### (1) 婦人に関する諸問題の総合調査の実施

婦人の地位の現状、家庭・社会における婦人の生活の状況等について今日の問題を明らかにし、婦人に関する施策の推進に資するため、

47、48両年度にわたつて、実態調査、意識調査、意見聴取、特定項目調査、その他各種の調査方法を総合して「婦人に関する諸問題の総合調査」を実施しているところである。またこの調査を実施するため、総理府に「婦人に関する諸問題調査会議」を設置し、労働省は、総理府と協力して調査全般を企画実施している。

48年度は47年度にひきつづき次の事項を行なう。

##### イ 調査活動と調査結果報告書の作成

48年度は47年度においては握された一般的问题点についてさ



らに深く検討するための調査を行ない、これらの調査結果を総合的に分析して報告書を作成する。

なお、48年度においても調査方法の一つである調査会議の委員等による実情調査を地方数カ所において実施する。

#### ロ 婦人問題シンポジウムの開催

婦人に関する諸問題総合調査の一環として、中央（10月）および地方（9月）において、広く各層の婦人の参加による「婦人問題シンポジウム」を開催する。これにより各種の調査活動の結果は握された問題について、さらに内容を深めるための研究討議を行ない、あわせて婦人問題に対する婦人および社会一般の認識を深めるとともに、婦人自身の意識の向上を促すものとする。

#### （2）婦人週間の実施

婦人の地位向上のための特別運動である婦人週間については、48年度はテーマを「日本を考える—これからの社会と女性の役わり—」と定め、4月10日から1週間、例年どおり実施する。なお、中心行事である全国婦人会議を福岡県、福岡市、北九州市の共催により、福岡市において開催する。

また、婦人週間のテーマを、年間活動のテーマとして啓発活動を行なう。

#### （3）連絡業務の充実

婦人に関する動向のは握と情報の交換を図るため、婦人団体、関係機関と常時連絡を密にするとともに、前年度にひきつづき本省および各室において婦人問題懇談会を開催する。

#### （4）売春防止対策の推進

本省および各室において、47年度にひきつづき関係機関、団体との連携のもとに「売春をなくす運動」を実施する。

とくに沖縄については、本問題の重要性にかんがみ、「沖縄における売春防止対策の推進について」の要綱<sup>(婦発第241号)</sup><sub>(47.8.23)</sub>にもとづき、啓発活動の強化、婦人の転落防止、更生への援助、相談業務の充実、関係機関、団体との連携の強化を図る。

## 2. 内職対策の推進

家庭の外で働くことが困難な主婦等にとって、内職は生計費を補う重要なよりどころとなつてゐる。これら内職に就業する者の工賃は一般に低く、また内職需給の不均衡など就業条件には多くの問題が残されてゐる。これらの諸問題に対処して前年度にひきつづき以下の内職対策をすすめることとする。

### (1) 内職公共職業補導所の運営の充実

内職公共職業補導所については、施設の名称の変更を含む関係要綱の改正を行ない、その運営の充実刷新を図る。

### (2) 内職需給連絡会議の開催等

地域間における内職需給の不均衡を調整し、内職者の諸条件の改善をはかるため、本省において内職需給連絡会議を開催する。また内職工賃適正化に資するため、内職公共職業補導所を通じ内職工賃調査を実施する。

## 3. 労働者家族福祉対策の推進

わが国全世帯の70%を占める勤労者家庭は、年々増加の傾向をたどつてゐるが、近年の社会経済の進展に伴い、その家庭生活も複雑な影響を受けつつある。



このような情勢に対処し、労働者家族の福祉の向上を図るため、次の施策を行なう。

(1) 事業内ホームヘルプ制度の推進

事業内ホームヘルプ制度については、従来どおり全国的に普及推進を図ることとするが、とくに重点地区における共同方式の普及、充実に努めるものとする。

(2) 労働災害家族の生活実態に関する調査の実施

不慮の労働災害により死亡あるいは障害を受けた労働者家族の安定を図ることは、きわめて重要であり、従来から調査を実施して生活の実態を明らかにするとともに、その対策の促進に資してきたが、48年度は長期傷病者の家族の生活実態調査を行なう。

(3) 出稼留守家族対策の推進

産業構造の変化等に伴い、特定地域において出稼労働が増加するとともに恒常化してきており、留守家庭についても種々の問題の発生がみられ、その家庭生活の安定のための施策の必要性が高まっている。このため、従来にひきつづき農村地区担当協助員による各種の相談、生活指導、情報の把握、出稼労働者と留守家族との連絡などの援助活動を、地方公共団体、職業安定機関と連携してすすめる。

4. 国際協力の推進

婦人の地位の向上については、近年各国において活発なうごきがみられるが、婦人の問題は各国の経済的、社会的条件によつて多様性をもちながら、国際的連携のもとに改善を図る必要がある。最近のわが国の国際経済社会における地位向上に伴い、わが国への国際協力の要請も高まっているので、48年度においては次のことを実施し、国際協力の増

進に努める。

(1) 国連婦人の地位委員会への協力

国際連合経済社会理事会の機能委員会として、国際的連携のもとに婦人の地位の改善をはかる婦人の地位委員会については、わが国は、昭和33年以来委員国をつとめてきているが、48年度末開催される第25回会議には、ひきつづき代表が派遣されるので、これについての協力を行なう。

(2) 婦人関係行政セミナー

開発途上国の婦人の地位向上に資するため、海外技術協力事業団の行なう海外技術援助計画に協力して、44年度から海外研修生の集団研修を行なっているが、48年度もアジア諸国の婦人行政官を招いて、婦人関係行政セミナーを行なう。



昭和48年度婦人少年行政主要事業計画

|                  | 実施時期・期間 | 事業内容                              | 担当課 | 実施機関          | 備考  |
|------------------|---------|-----------------------------------|-----|---------------|-----|
| 第<br>四<br>半<br>期 | 4       | 労働衛生指導医（母性保護担当）<br>の設置            | 婦 労 | 本省特定<br>地方基準局 |     |
|                  | 4       | 昭和48年度働く婦人の家設置事<br>務打合せ会          | 婦 労 | 本省            | 県、市 |
|                  | 4       | 昭和48年度勤労青少年ホーム設<br>置事務打合せ会        | 年 少 | 本省            | 県、市 |
|                  | 4       | 第25回婦人週間<br>全国婦人会議（福岡市）<br>地方婦人会議 | 婦 人 | 本省、室          |     |
|                  | 4～6     | 勤労青少年ホームのあり方につ<br>いて検討、審議         | 年 少 | 本省<br>（審議会）   |     |
|                  | 4～9     | 働く婦人の家のあり方について検<br>討、審議           | 婦 労 | 本省<br>（審議会）   |     |
|                  | 5       | 勤労婦人福祉対策基本方針策定                    | 婦 労 | 本省            |     |
|                  | 5       | 短期職業講習実施事務打合せ会議<br>（初回実施室）        | 婦 労 | 本省、<br>特定室    |     |
|                  | 5       | 働く婦人の家館長会議                        | 婦 労 | 本省            | 県、市 |
|                  | 5       | 都道府県福祉担当係長会議                      | 年 少 | 本省            | 県   |
|                  | 5       | 「職場における体験記」募集（日<br>本労働協会に対する後援）   | 年 少 | 本省            |     |
|                  | 5       | 売春をなくす運動                          | 婦 人 | 本省、室          |     |

考  
市  
市  
期  
2  
四  
半  
期

| 実施時期・期間 | 事業内容                          | 担当課 | 実施機関          | 備考  |
|---------|-------------------------------|-----|---------------|-----|
| 5       | 労働災害家族の生活実態に関する調査（予備調査）       | 婦人  | 本省            |     |
| 6       | 婦人少年室助員記念品授与候補者推せん            | 庶務  | 本省、室          |     |
| 6以降     | 新規採用職員研修                      | 庶務  | 本省、該当室        |     |
| 6       | 女子保護実施状況調査                    | 婦労  | 本省、室          |     |
| 6～12    | 勤労婦人の妊娠・出産に関する調査              | 婦労  | 本省            |     |
| 6       | 勤労青少年ホームの設置および運営についての望ましい基準策定 | 年少  | 本省            |     |
| 6       | 勤労青少年ホーム指導員資格講習会（第1回）         | 年少  | 本省            | 県、市 |
| 6～7     | 業務上災害被災青少年に関する調査              | 年少  | 本省、室          |     |
| 6～7     | 内職工賃調査                        | 婦人  | 本省、県          |     |
| 7       | 婦人少年行政職員研修                    | 庶務  | 本省、労働研修所、該当室  |     |
| 7       | 勤労青少年の日の事業                    | 年少  | 本省、室、県、市、関係団体 |     |
| 7       | 勤労青少年クラブのほう賞                  | 年少  | 本省、県、市        |     |
| 7       | 勤労青少年クラブ体験等発表会                | 年少  | 本省、室          |     |
| 7～9     | 婦人問題懇談会                       | 婦人  | 本省、室          |     |
| 8       | 母性の健康管理に関する指導基準策定             | 婦労  | 本省            |     |



|                            | 実施時期・期間 | 事業内容                                                | 担当課 | 実施機関       | 備考            |
|----------------------------|---------|-----------------------------------------------------|-----|------------|---------------|
|                            | 8       | 婦人労働関係ブロック別事務打合せ会議                                  | 婦 労 | 本省、室       |               |
|                            | 9       | 働く婦人の家の設置および運営についての望ましい基準策定                         | 婦 労 | 本省         |               |
|                            | 9       | 働く婦人の福祉運動<br>中央勤労婦人福祉推進会議<br>地方勤労婦人福祉推進会議           | 婦 労 | 本省、室       | 県、市           |
|                            | 9       | 勤労青少年ホーム指導員資格講習会(第2回)                               | 年 少 | 本省         | 県、市           |
|                            | 9～10    | 勤労青少年クラブクリエイション交流会                                  | 年 少 | 本省、室、<br>県 |               |
|                            | 9～10    | 労働災害家族の生活実態に関する調査                                   | 婦 人 | 本省、室       |               |
|                            | 9～10    | 婦人問題シンポジウム<br>地方婦人問題シンポジウム(9月)<br>中央婦人問題シンポジウム(10月) | 婦 人 | 本省、<br>特定室 |               |
| 第<br>3<br>・<br>四<br>半<br>期 | 10      | 婦人少年室協助力員への記念品授与                                    | 庶 務 | 本省、室       |               |
|                            | 10      | 特定業種における婦人労働者の災害等実態調査                               | 婦 労 | 本省、室       |               |
|                            | 10～3    | 勤労婦人生活講座                                            | 婦 労 | 室、県、<br>市  |               |
|                            | 10      | 勤労青少年福祉シンポジウム                                       | 年 少 | 本省         | 室、県、市<br>関係団体 |
|                            | 10      | 全国勤労青少年ホーム館長会議                                      | 年 少 | 本省         | 県、市           |
|                            | 10～11   | 内職需給連絡会議                                            | 婦 人 | 本省         | 県             |

| 実施時期・期間       | 事業内容                    | 担当課            | 実施機関                    | 備考  |
|---------------|-------------------------|----------------|-------------------------|-----|
| 時期未調整         | 内職行政事務連絡会議              | 婦人             | 本省                      | 県   |
| 11            | ブロック別婦人少年室長会議           | 庶務             | 本省、室                    |     |
| 11            | 働く婦人の家指導員資格講習会          | 婦人             | 本省、                     | 県、市 |
| 11            | 勤労青少年ホーム利用者の余暇調査        | 年少             | 本省、室                    |     |
| 11～1          | 婦人関係動向は握                | 婦人             | 室                       |     |
| 11～12<br>(予定) | 婦人関係行政セミナー（海外研修員受入れ）    | 庶務             | 本省、特定室<br>海外技術協力<br>事業団 |     |
| 1～3           | 婦人少年室協助員推せん             | 庶務             | 本省、室                    |     |
| 1             | 第22回全国婦人会議出席者募集（予定）     | 婦人             | 本省、室                    |     |
| 2             | 国連婦人の地位委員会への代表出席に伴う協力   | 庶務             | 本省                      |     |
| 2             | 内職相談業務実施計画打合せ           | 婦人             | 本省、県                    |     |
| 2～3           | 婦人問題懇談会                 | 婦人             | 本省、室                    |     |
| 3             | 全国婦人少年室長会議              | 庶務             | 本省、室                    |     |
| 3             | 勤労青少年育成団体のほう賞           | 年少             | 本省                      |     |
| 年             | 婦人少年問題審議会               | 各課             | 本省                      |     |
| 間             | 公益法人の許認可、指導監督           | 各課             | 本省                      |     |
| 事             | 勤労婦人、勤労青少年問題および婦人問題相談業務 | 婦人<br>年少<br>婦人 | 室                       |     |
| 業             |                         |                |                         |     |



| 実施時期・期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 事業内容 | 担当課 | 実施機関 | 備考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|------|----|
| 年<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>< |      |     |      |    |

| 実施時期・期間                                                                                                                                              | 事業内容                         | 担当課 | 実施機関 | 備考 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----|------|----|
| 年<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>間<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>事<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>業 | 特定業種等における年少労働者保護対策の推進        | 年 少 | 本省、室 |    |
|                                                                                                                                                      | 年少労働者福祉員連絡協議会および講習会          | 年 少 | 本省、室 |    |
|                                                                                                                                                      | 年少労働者福祉員活動指導援助               | 年 少 | 本省、室 |    |
|                                                                                                                                                      | 都道府県勤労青少年福祉事業計画策定および策定に関する指導 | 年 少 | 本省、県 |    |
|                                                                                                                                                      | 都道府県勤労青少年福祉推進者協議会設立等指導援助     | 年 少 | 本省、県 |    |
|                                                                                                                                                      | 勤労青少年福祉推進者講習会                | 年 少 | 本省、県 |    |
|                                                                                                                                                      | 勤労青少年福祉推進者産業連絡会              | 年 少 | 本省   |    |
|                                                                                                                                                      | 勤労青少年関係団体に対する育成指導            | 年 少 | 本省   |    |
|                                                                                                                                                      | (社)勤労青少年ホーム協議会に対する指導援助       | 年 少 | 本省   |    |
|                                                                                                                                                      | 勤労青少年海外研修に対する指導援助            | 年 少 | 本省   |    |
|                                                                                                                                                      | 勤労青少年余暇活動研究会                 | 年 少 | 本省   |    |
|                                                                                                                                                      | 勤労青少年福祉問題研究委託                | 年 少 | 本省   |    |
|                                                                                                                                                      | 婦人に関する諸問題調査会議の運営             | 婦 人 | 本省   |    |



| 実施時期、期間 | 事業内容                         | 担当課 | 実施機関       | 備考 |
|---------|------------------------------|-----|------------|----|
| 年間事業    | 婦人に関する諸問題総合調査<br>結果報告書の作成    | 婦人  | 本省         |    |
|         | 婦人に関する諸問題総合調査<br>委員による実情調査   | 婦人  | 本省、<br>特定室 |    |
|         | 事業内ホームヘルプ制度の推<br>進（推進会議、指導等） | 婦人  | 本省、室       |    |
|         | 沖縄における売春防止対策の推進              | 婦人  | 沖縄室        |    |

## 昭和50年度婦人少年行政の運営について

昭和50年度においては、婦人少年行政の重点を、

1. 国際婦人年の趣旨に沿った諸事業、諸活動の積極的推進
2. 勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和対策の推進と母性の健康管理対策の充実
3. 中小企業を重点とした勤労青少年福祉対策の充実と勤労青少年指導者の養成

におき、関係行政機関・関係団体との連携を密にして行政運営に当たるものとする。

本年は国連の決定した国際婦人年に当たる。人口の半数を占める婦人が世界各国、各地域において、その目標とする男女の平等の促進、社会開発と国際協力への婦人の参加の促進について、自ら考え、行動することは、人類の進歩、発展に大きな効果を及ぼすものと期待されている。

我が国においても、近年、社会経済情勢の変化の中で、様々な形で婦人の社会参加が進められ、婦人が果たす役割はますます重要になつてきているが、男女の平等が十分確保されているとは言い難い。国際婦人年を機会に、一般社会、労使間においても、男女平等問題についての関心が高まつている折から、国際婦人年の趣旨にそつて中央行事の実施をはじめ、世界会議への参加、就業における男女平等の促進、婦人週間、働く婦人の福祉運動等における、男女平等や婦人の社会参加の促進等、あらゆる分野の婦人の地位向上のための啓発活動及び調査研究等を行う。

とくに勤労婦人については、昨年に引続く日本経済の総需要抑制策の浸透による雇用調整等の影響は大きいものがある。このような情勢をふまえ、勤



労働婦人福祉法及び同法に基づき策定した労働婦人福祉対策基本方針を軸として、総合的な対策を推進することとし、労働基準法等関係法令に基づく施策と相まって、労働婦人の保護、福祉の増進及び地位の向上を図ることとする。

なかでも、既婚者が労働婦人の6割を占める現状にかんがみ、育児休業制度普及促進のための育児休業奨励金制度の創設による職業生活と家庭生活の調和対策の推進、母性の健康管理対策の充実及び就業における男女平等の促進を重点に労働婦人対策をすすめることとする。

また、内職者、自営業に従事する女子等の福祉対策の充実に努めるものとする。

労働青少年については、労働青少年福祉法及び労働青少年福祉対策基本方針に沿ってその福祉の増進を図ってきたが、本年は従来にもまして、経済変動の影響を受けやすい中小企業に働く労働青少年に重点をおき、有為な職業人として健やかに成育するようきめ細かな施策をすすめるとともに、従来からその実現を要請されていた労働青少年の健全な育成のための専門的技術を備えた指導者を養成するため労働青少年指導者大学を創設する。

## 第一 婦人の地位向上対策の推進

わが国の婦人の地位の現状及びその向上については、最近とみに内外の関心が高まりつつあるが、特に、1975年は国連の決定した国際婦人年にあたるので、これに積極的に参加協力し、国際婦人年の趣旨に沿って婦人の地位向上のための施策、活動を推進する。

### 1. 国際婦人年記念事業の実施

第27回国連総会(1972年)は、1975年を「国際婦人年」と



宣言し、男女平等の促進と経済社会・文化の発展への婦人の参加、国際平和への婦人の貢献を目標として、世界的に集中活動を行うことを決定した。

国連では国際婦人年世界会議（1975年6月23日～7月4日、メキシコシティ）の開催をはじめ、国連各機関の国際会議において婦人問題に関する議題の審議を行うこととなつている。

我が国においては、外務省を事務局とする国際婦人年のための関係各省庁連絡協議会が設置され、相互の連けいを図りつつ国際婦人年の趣旨に沿った積極的な活動が行われる。

婦人少年局としては、国連の行う諸事業への協力参加を行うと共に、昭和49年度に引き続き国際婦人年の周知普及、関係者の活動の促進及び、国際婦人年中央記念行事の実施等の諸事業、諸活動を展開する。

主な関連事業は次の通りである。

- (1) 国際婦人年国内連絡会議（本省）及び婦人問題懇談会（地方）の開催等による国際婦人年の周知・普及。
- (2) 国際婦人年中央記念行事の実施（1975年11月於・東京）
- (3) 第27回婦人週間を通じての啓発活動の実施
- (4) 働く婦人の福祉運動を通じての啓発活動の実施
- (5) 内外婦人問題有識者による巡回講演会の開催
- (6) 国際婦人年記念コンテストの実施
- (7) 国際婦人年世界会議等国際会議への参加協力
- (8) 就業における男女平等問題の調査研究
- (9) 勤労婦人の地位と役割に関する日米共同研究の実施
- (10) 関係機関・団体の行う活動への協力援助



## 2. 婦人週間の実施

婦人の地位向上のための特別運動である婦人週間は第27回を迎えるが、本年は特に国際婦人年の趣旨に沿いテーマを「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」と定め、政策決定への参加などあらゆる分野における男女の権利と責任の平等を促進し、経済社会文化の発展と国際友好、平和の増進に婦人が貢献することを強調し、年間を通じて活動を促進する。

## 3. 婦人問題懇談会等連絡業務の充実

本省・地方において婦人に関する動向の把握、情報の交換、基礎資料の整備に努め、婦人団体、労使団体、関係機関等の利用に供するとともに、婦人問題懇談会の開催等これらの関係者と常時連絡を密にし、婦人対策の推進に資する。

また、関係機関団体との連けいの下に引き続き「売春をなくす運動」を実施する。特に沖縄については、「沖縄における売春防止対策の推進について」の要綱にもとづき啓発活動の強化、相談業務の充実を図る。

## 4. 国際協力の推進

### (1) 婦人関係行政セミナーの実施

開発途上国の婦人の地位向上に資するため、国際協力事業団の行う海外技術援助計画に協力して、44年度から海外研修生の集団研修を行っているが、50年度もアジア諸国の婦人少年行政官を招いて婦人関係行政セミナー(10月)を行う。

### (2) 国連婦人の地位委員会への協力

国際的連携のもとに婦人の地位の改善をはかる国連婦人の地位委員会については、50年度末に開催される第26回会議にも引き続き代表

が派遣されるので、これについて協力を行う。

- (3) 国際婦人年世界会議をはじめ、ILO総会、OECD労働社会委員会等においても国際婦人年に寄与するための婦人に関する議題の審議が行われるに当り、我が国からの代表派遣等について積極的に協力を行う。

(4) 勤労婦人に関する日米共同研究の実施

日米貿易経済合同委員会の活動の一環として、日米両国の労働省間で行われる「勤労婦人の役割と地位」についての共同研究を、49年度に引き続き実施する。

本年度は、報告書草案を交換するとともに日米両国において専門家会議を開催して、共同報告書の発表を行う。

## 第二 勤労婦人対策の推進

### 1 職業能力の有効発揮に関する対策の推進

勤労婦人がその職業能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができるようにするため、次の対策を推進する。

(1) 就業における男女平等の促進

国際婦人年に当たつて就業上の男女平等に関しては世界的に大きな関心をよんでいるところであるが、わが国においても勤労婦人の質的、量的変化に伴い、婦人の職業生活期間は次第に伸長し、婦人自身にとつて職業生活は重要な意義をもつと同時に産業に果たす役割も高まっている。しかし一方婦人を短期の補助的労働力とみなす傾向もまだ根深く、一部企業においては、女子の若年定年制や結婚退職制をはじめと



する不合理な雇用制度、慣行がなお行われているのが実情である。

このため、特に50年度は労使や社会一般に対し、就業における男女平等の促進を図るための啓発指導を一層強化することとする。更に49年度に引き続き、就業における男女平等についての実情、問題点並びに必要な対策について客観的、専門的立場から調査及び研究を行うため、「就業における男女平等問題研究会議」を開催する。

## (2) 短期職業講習会の実施

中高年令婦人の就職を容易にするため、関係機関との密接な連携の下に引き続き短期職業講習会を実施する。

## 2 勤労婦人の保護対策の推進

近年における急速な職場、社会環境の変化に対処しつつ労働基準法、勤労婦人福祉法等関係法令に基づき次の対策を推進する。

### (1) 労働条件の向上

労働基準法に基づく女子保護に関しては、実態のは握に努め、関係機関との連携の下に、必要な啓発指導を行うことにより労働条件の向上を図る。

また、労働基準法における女子の問題について、引き続き実態的、法制的調査研究を行う。

### (2) 母性の健康管理対策の推進

妊娠中及び出産後の勤労婦人の健康管理について、先に定めた指導基準に基づき事業主に対する行政指導の徹底を図ることとする。

このため、49年度に引き続き、母性健康管理指導医を増員し、行政指導体制の整備を図るとともにその活動を充実、強化することとする。また事業主に対し、積極的に企業における母性健康管理担当者を



置くよう勧奨することとし、事業主に対する説明会に加え、母性健康管理担当者を対象にセミナーを開催して、その資質の向上を図ることとする。

また、母性の健康管理指導のあり方等を検討するため、引き続き「母性の健康管理に関する専門家会議」を開催する。

### 3 職業生活と家庭生活の調和に関する対策の推進

勤労婦人が職業生活と家庭生活の調和を図り、有為な職業人としての役割を十分に果たし、充実した職業生活を営むためには、育児休業その他育児に関する措置を充実する必要がある。このため、次の対策を推進する。

#### (1) 育児休業制度の普及

49年12月に成立した雇用保険法第62条第1項第5号に基づき、勤労婦人福祉法に規定する育児休業を新たに実施する事業主に対し育児休業、奨励金を支給する制度が創設されたところであり、本制度の周知に努めるとともにその円滑な運用を図ることとする。

育児休業の普及促進については、育児休業奨励金制度の運用と相まってより一層強化することとする。

このため、企業一般を対象とする説明会及び特定業種、企業を重点とする集団指導により「育児休業の望ましいあり方」に基づき説明、指導を実施することとする。

#### (2) 企業内保育施設融資の利用勧奨

企業内保育施設の整備拡充を図るため、事業主に対し、49年度に引き続き雇用促進事業団の行う融資「福祉施設設置資金貸付制度」及び「託児施設遊戯用具購入資金貸付制度」の利用勧奨に努めるものと



する。

#### 4 働く婦人の福祉運動の実施

勤労婦人福祉法及び勤労婦人福祉対策基本方針については、49年度に引き続きあらゆる機会をとらえて周知徹底することとする。

特に働く婦人の福祉運動（9月15日～24日）においては、勤労婦人の地位の向上と福祉の増進を図るため、50年度は国際婦人年の趣旨にそつて就業における男女平等をテーマに実施する。

なお、本運動の中心的事業として49年度に引き続き勤労婦人福祉推進会議を開催するものとする。

#### 5 勤労婦人福祉施設の整備拡充

働く婦人の家（勤労婦人センターを含む。以下同じ）は、地域における勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に展開する拠点として一段とその重要性を増しているので、これに対処するため、引き続きその増設と機能の充実に努める。

##### (1) 働く婦人の家の増設等

働く婦人の家については、50年度において10所（うち勤労婦人センター3所）増設するとともに、地方公共団体に対する設置補助額を増額することとしている。

##### (2) 働く婦人の家の機能の整備充実

働く婦人の家が本来の機能を十分に発揮し勤労婦人の需要に合致した設置・運営がなされるようにするため、49年に策定した「働く婦人の家の設置・運営についての望ましい基準」に基づいて適切な指導を行うものとし、働く婦人の家の指導員については、引き続き働く婦人の家指導員資格講習会を実施し、その資質の向上を図ることとする。

更に働く婦人の家の事業の充実を図るため、婦人少年室は、働く婦人の家の設置運営主体である地方公共団体と相協力して、働く婦人の家において引き続き勤労婦人生活講座を開催することとする。



### 第三 内職対策、学族従業者対策の推進

#### 1 内職対策等の推進

家庭の外で働くことの困難な主婦等にとって、内職は生計費を補う重要なよりどころとなつていますが、昨年来のインフレ、不況の情勢下にあつては、内職需給は著しい影響をうけている。

このため50年度においては、従来にも増して内職求人の確保に努め内職希望者の就業相談、あつ旋及び技術指導等就業条件の向上に重点をおいて内職相談施設の運営指導を行う。また、内職行政連絡会議の開催ならびに内職就業状況調査(仮称)を実施し、内職問題についての状況把握に努める。

#### 2 家族従業者対策の推進

家業に従事する主婦は一般家庭の主婦の役割のほか、就業者として責任ある役割もあわせもち家庭責任と家業従事の二重負担を負っている。

50年度は非農林自営業の有配偶女子家族従業者の、福祉対策を検討するため家族労働問題研究懇談会を開催する。

なお、季節移動(出稼)労働者留守家庭の家庭生活の安定のため、従来に引き続き農村地区担当協助力員による各種の相談、生活指導、情報の把握、出稼労働者と留守家族との連絡などの援助活動を地方公共団体、職業安定機関と連携してすすめる。



#### 第四 労働者家族福祉対策の推進

##### 1 事業内ホームヘルプ制度の推進

事業内ホームヘルプ制度については引き続き全国的に普及推進を図ることとする。

特に重点地域においては事業場等に対する導入勧奨とともに、実施事業場に対し、制度の円滑な運営を図るための指導援助を行う。

##### 2 労働災害家族対策の推進

不慮の労働災害により死亡あるいは、障害を受けた労働者の家族の生活安定を図ることは極めて重要である。従来から労働災害家族の生活実態調査を実施してその対策の促進に資してきたが、50年度は重度障害（1～7級）を受けた労働者家族の生活実態調査を行うとともに必要に応じて相談業務を実施する。

#### 第五 勤労青少年対策の推進

高度成長から長期安定経済へと指向を変えつつある我が国の経済情勢は、各方面に大きな影響を及ぼしているが、特に経済変動の影響を受けやすい中小企業に働く勤労青少年については、よりきめ細かな施策が要請されている。

このような観点から昭和50年度はこれら中小企業に働く勤労青少年対策に重点を置いて行政を展開する。

##### 1 勤労青少年育成事業の推進

勤労青少年が充実した職業生活を営み、有為な職業人として成育するため、広く国民の勤労青少年福祉についての理解と関心を深めるととも

に、勤労青少年の健全成育に有効な諸事業を推進し、併せて勤労青少年育成団体に対して、その事業が一層効果的に行われるよう指導援助に努める。

#### (1) 勤労青少年の日の事業

広く国民の間に勤労青少年の福祉向上の気運を醸成し、勤労青少年が自らすすんで有為な職業人として健やかに成育しようとする意欲をたかめるため、中央、地方において「勤労青少年の日」の各種事業を実施するほか、「勤労青少年福祉旬間」を設ける等の方法により、社会の理解と関心を深めるよう努める。

#### (2) 勤労青少年余暇活動の振興

余暇の有効活用は勤労青少年の健全な成育にとつて極めて重要であるので、その具体的な方法を調査研究するとともに、マラソン大会を実施する。

##### イ 全国勤労青少年10マイルマラソン大会

余暇の有効活用の方策として、勤労青少年が自ら進んで心身を鍛え健康の増進と相互の友情を深めることにより勤労青少年の職業生活の充実を図るため、昭和50年5月1日(5月31日前夜祭)長野県富士見高原においてマラソン大会を実施する。

##### ロ 勤労青少年余暇活動研究会

勤労青少年余暇活動研究会においては、昨年に引き続き「勤労青少年の余暇活動の指導者」について研究し、勤労青少年の余暇に關する施策の樹立に資する。

## 2 勤労青少年育成指導者の養成

#### (1) 勤労青少年指導者大学の創設



専門的技術を備えた勤労青少年指導者が不足している現状に対処するため、本年10月に勤労青少年指導者大学を開設し、勤労青少年の余暇活動等を指導する専門的、技術的資質を備える優秀な指導者の養成を図り、勤労青少年の福祉の向上に資する。

## (2) 勤労青少年福祉推進者制度の推進

勤労青少年福祉推進者の選任を勧奨し、その資質向上を図るため講習会を実施するとともに、勤労青少年福祉推進者連絡協議会の設置を促進し、制度の充実を図る。

## (3) 年少労働者福祉員制度の推進

年少労働者福祉員については、従来の活動に加えて勤労青少年ホーム等と緊密な連携を図った活動が行われるよう指導援助を行う。

## (4) 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、年少労働者福祉員等勤労青少年育成指導者による勤労青少年の育成に関する諸問題についての総合的研究討議を行うため勤労青少年福祉シンポジウムを開催し、勤労青少年育成指導者の活動に資する。

# 3 勤労青少年福祉施設の整備・充実

余暇の有効活用の重要性にかんがみ、勤労青少年ホームをはじめとする勤労青少年福祉施設の果たす役割は、今後ますます増大するので、引き続きその増設と運営の充実に努める。

## (1) 勤労青少年福祉施設の増設等

50年度は勤労青少年ホームを27所、勤労青少年フrendンツブセンターを1所増設するとともに、地方公共団体に対する設置費補助額を増額することとしている。

## (2) 勤労青少年ホームの運営の充実

勤労青少年ホームの設置運営については、「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和48年6月労働省告示第36号）に基づいて、適切な運営がなされるよう指導し、運営の一層の充実を図る。

### イ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の実施

勤労青少年ホームにあつて勤労青少年の職業生活し、余暇活動等の相談、指導を行い、勤労青少年ホームの有効適切な運営のための中核的役割を果たす勤労青少年ホーム指導員の講習会を実施し、勤労青少年ホームにおける活動の充実を図る。

### ロ 勤労青少年クラブ活動の促進

勤労青少年ホームにおける重要な活動の一つであるクラブ活動の促進を図るため、優秀なクラブに対する大臣ほう賞、クラブ交流会、クラブ活動体験発表会等を実施する。

### ハ 勤労青少年生活設計講座の開催

勤労青少年の職場内外における生活の充実を図り、健全な社会人としての成育を促進するため、引き続き勤労青少年ホームにおいて勤労青少年生活設計講座を開催する。

## 4 年少労働者の保護対策の推進

年少労働者の労働条件は、かなりの改善をみてはいるが、特定の業種、規模等の事業場や、中高校生のアルバイト就労には、なお問題がみられる。

このため、関係行政機関との緊密な連携のもとに年少労働者保護の観点から問題となるべき実情を適確に把握するとともに指導啓発に努める。



また、高等学校の定時制等の課程に働きながら学ぶ勤労青少年が教育を受ける場合に必要な時間の配慮について事業主等に適切な指導を行うとともに、その実情と問題点の把握に努める。

# 昭和50年度事業計画

| 四半期                    | 実施月 | 事業内容                         | 担当課        | 実施機関                | 備考    |
|------------------------|-----|------------------------------|------------|---------------------|-------|
| 第一<br>・<br>四<br>半<br>期 | 4   | 母性健康管理指導医の配置                 | 婦 労        | 本省・<br>特定室          |       |
|                        | 4   | 昭和50年度勤労婦人青少年福祉施設設置補助事務打合せ   | 婦 労<br>年 少 | 本省                  | 県・市   |
|                        | 4   | 勤労婦人の役割と地位に関する日米共同研究第1回専門家会議 | 婦 労        | 本省                  | (於日本) |
|                        | 4   | 第27回婦人週間                     | 婦 人        | 本省・室                |       |
|                        | 5   | 都道府県勤労婦人青少年福祉担当係長会議          | 婦 労<br>年 少 | 本省                  | 県     |
|                        | 5   | 内職行政連絡会議                     | 婦 人        | 本省                  | 県     |
|                        | 5   | 売春をなくす運動                     | 婦 人        | 本省・室                |       |
|                        | 5   | 国際婦人年国内連絡会談                  | 婦 人        | 本省                  |       |
|                        | 5～6 | 事業場訪問調査特別調査                  | 婦 労        | 本省・室                |       |
|                        | 5～6 | 育児休業奨励金制度についての事務打合せ          | 婦 労        | 本省・室                |       |
|                        | 5～7 | 被災勤労青少年の安全衛生意識と職場復帰等に関する調査   | 年 少        | 本省・室                |       |
|                        | 6   | 新規採用職員研修                     | 庶 務        | 本省・<br>特定室          | 該当室   |
|                        | 6   | 全国勤労青少年10マイルマラソン大会           | 年 少        | 本省・長野室・長野県富士見町・関係団体 | 県・市・室 |



| 四半<br>期                    | 実施月 | 事 業 内 容                     | 担当課 | 実施機関          | 備 考  |
|----------------------------|-----|-----------------------------|-----|---------------|------|
| 第<br>一<br>・<br>四<br>半<br>期 | 6   | 母性健康管理に関する調査                | 婦 労 | 本 省           | (委託) |
|                            | 6   | 女子保護実施状況調査                  | 婦 労 | 本省・室          |      |
|                            | 6   | 育児休業に関する調査                  | 婦 労 | 本省・室          |      |
|                            | 5～6 | 内職就業状況調査(仮称)                | 婦 人 | 本 省           |      |
|                            | 6   | 家族労働問題研究懇談会                 |     | 本 省           |      |
|                            | 6～7 | 国際婦人年世界会議への参加協力             | 婦 人 | 本 省           |      |
| 第<br>二<br>・<br>四<br>半<br>期 | 7   | 働く婦人の家指導員資格講習会              | 婦 労 | 本 省 県・市       |      |
|                            | 7   | 「勤労青少年の日」事業                 | 年 少 | 本省・室・<br>県・市  |      |
|                            | 7   | 勤労青少年育成団体にう賞                | 年 少 | 本省・県          |      |
|                            | 7   | 年少労働者福祉員大臣表彰                | 年 少 | 本省・室          |      |
|                            | 7   | 婦人関係実態調査                    | 婦 人 | 本省・室          |      |
|                            | 7～8 | 国際婦人年世界会議報告会                | "   | 本 省・<br>特 定 室 |      |
|                            | 7～8 | 家族労働問題研究懇談会                 | "   | 特 定 室         |      |
|                            | 8   | 母性健康管理指導医事務打合会議             | 婦 労 | 本 省           |      |
|                            | 8   | 婦人問題懇談会                     | 婦 人 | 室             |      |
|                            | 9   | 第23回働く婦人の福祉運動<br>勤労婦人福祉推進会議 | 婦 労 | 本省・室          |      |

| 四半<br>期                    | 実施日   | 事 業 内 容                          | 担当課 | 実施機関           | 備 考    |
|----------------------------|-------|----------------------------------|-----|----------------|--------|
| 第<br>二<br>・<br>四<br>半<br>期 | 9     | 勤労婦人の役割と地位に関する<br>日米共同研究第2回専門家会議 | 婦 労 | 本 省            | (於 米国) |
|                            | 9     | 勤労青少年ホーム指導員資格講<br>習会(第1回)        | 年 少 | 本 省            | 県 ・ 市  |
|                            | 9～10  | 勤労青少年クラブ交流会                      | 年 少 | 本省・室・<br>県     |        |
| 第<br>三<br>・<br>四<br>半<br>期 | 10    | 母性健康管理担当者セミナー                    | 婦 労 | 本省・室           |        |
|                            | 10    | 勤労青少年指導者大学の開設                    | 年 少 | 本 省            |        |
|                            | 10    | 勤労青少年ホーム指導員資格講<br>習会(第2回)        | 年 少 | 本 省            | 県 ・ 市  |
|                            | 10    | 勤労青少年福祉シンポジウム                    | 年 少 | 本 省            | 県 ・ 市  |
|                            | 10    | 第7回婦人関係行政セミナー                    | 庶 務 | 本 省            |        |
|                            | 10    | 国際婦人年国内連絡会議                      | 婦 人 | 本 省            |        |
|                            | 10    | 婦人少年室協助力員に対する記念<br>品授与           | 庶 務 | 本省・室           |        |
|                            | 10～11 | 労働災害家族の生活実態調査                    | 婦 人 | 本省・室           |        |
|                            | 10～11 | 婦人少年室長地区別会議                      | 庶 務 | 本 省 ・<br>特 定 室 |        |
|                            | 10～11 | 勤労青少年クラブ体験発表会                    | 年 少 | 室 ・ 県          |        |
|                            | 11    | 特定業種における婦人労働者の<br>災害実態調査         | 婦 労 | 本省・室           |        |
|                            | 11    | 国際婦人年中央記念行事                      | 婦 人 | 本 省            |        |



| 四半期    | 実施月   | 事業内容                      | 担当課 | 実施機関  | 備考  |
|--------|-------|---------------------------|-----|-------|-----|
| 第三・四半期 | 11    | 家族労働問題研究懇談会               | 婦人  | 本省    |     |
|        | 11～12 | 勤労青少年の職業と余暇に関する調査         | 年少  | 本省・室  |     |
|        | 12    | 第26回婦人の地位委員会への代表出席に伴う協力   | 庶務  | 本省    |     |
|        | 12    | 勤労婦人の役割と地位に関する日米共同研究報告書作成 | 婦労  | 本省    |     |
|        | 12    | 年少労働者福祉員奨励状交付             | 年少  | 本省・室  |     |
|        | 12    | 勤労青少年福祉対策基本方針策定、公表        | 年少  | 本省    |     |
| 第四・四半期 | 1     | 働く婦人の家館長会議                | 婦労  | 本省    | 県・市 |
|        | 1～2   | 婦人関係動向は握                  | 婦人  | 本省・室  |     |
|        | 1～3   | 勤労青少年生活設計講座               | 年少  | 室・県・市 |     |
|        | 2     | 育児休業実地調査                  | 婦労  | 本省・室  |     |
|        | 2     | 全国婦人少年室長会議                | 庶務  | 本省    |     |
|        | 2     | 勤労青少年福祉対策懇談会              | 年少  | 本省    |     |
|        | 2     | 年少労働者福祉員活動研究会議            | 年少  | 本省    |     |
|        | 2～3   | 婦人問題懇談会                   | 婦人  | 本省・室  |     |
|        | 2～3   | 内職相談業務実施計画、打ち合わせ          | 婦人  | 本省    | 県   |
| 未定     |       | 国際婦人年記念コンテスト              | 婦人  | 本省・室  |     |

|      | 事業内容                          | 担当課 | 実施機関  | 備考         |
|------|-------------------------------|-----|-------|------------|
| 年間事業 | 婦人少年行政監察                      | 庶務  | 本省    |            |
|      | 就業における男女平等促進に関する啓発指導          | 婦 労 | 本省・室  |            |
|      | 就業における男女平等問題研究会議              | 婦 労 | 本省    |            |
|      | 短期職業講習会                       | 婦 労 | 特定室   |            |
|      | 労働基準法上の女子保護に関する指導             | 婦 労 | 本省・室  |            |
|      | 事業場訪問調査                       | 婦 労 | 室     | (第二・四・四半期) |
|      | 母性の健康管理に関する専門家会議              | 婦 労 | 本省    |            |
|      | 母性の健康管理に関する指導（説明会等）           | 婦 労 | 本省・室  |            |
|      | 育児休業制度・育児休業奨励金制度普及のため指導（説明会等） | 婦 労 | 本省・室  |            |
|      | 育児休業奨励金の支給決定                  | 婦 労 | 室     |            |
|      | 勤労婦人生活講座の開催                   | 婦 労 | 室・県・市 |            |
|      | 企業内保育施設融資の利用勧奨                | 婦 労 | 室     |            |
|      | 婦人労働問題懇談会                     | 婦 労 | 室     |            |
|      | 勤労青少年指導者大学の開設準備               | 年少  | 本省    |            |
|      | 年少労働者福祉員会議                    | 年少  | 室     |            |
|      | 年少労働者福祉員講習会                   | 年少  | 室     |            |
|      | 勤労青少年福祉推進者講習会                 | 年少  | 県     |            |



|      | 事業内容               | 担当課 | 実施機関         | 備考                |
|------|--------------------|-----|--------------|-------------------|
| 年間事業 | 勤労青少年福祉推進者選任勸奨及び指導 | 年少  | 県            | 主催<br>総府・<br>関係団体 |
|      | 都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定 | 年少  | 県            |                   |
|      | 勤労青少年国際交流事業への協力    | 年少  | 本省・県         |                   |
|      | 国際婦人年事業の推進・広報活動等   | 婦人  | 本省・室         |                   |
|      | 事業内ホームヘルプ制度の勸奨、指導  | 婦人  | 本省・室         |                   |
|      | 国際婦人年巡回講演会         | 婦人  | 本特 定 省 室     |                   |
|      | 国際婦人年ワーキンググループ     | 婦人  | 本 省          |                   |
|      | 沖縄における売春防止対策の推進    | 婦人  | 本 省 室<br>沖 縄 |                   |

# 婦人少年行政について

昭和50年度

労働省婦人少年局





## 目 次

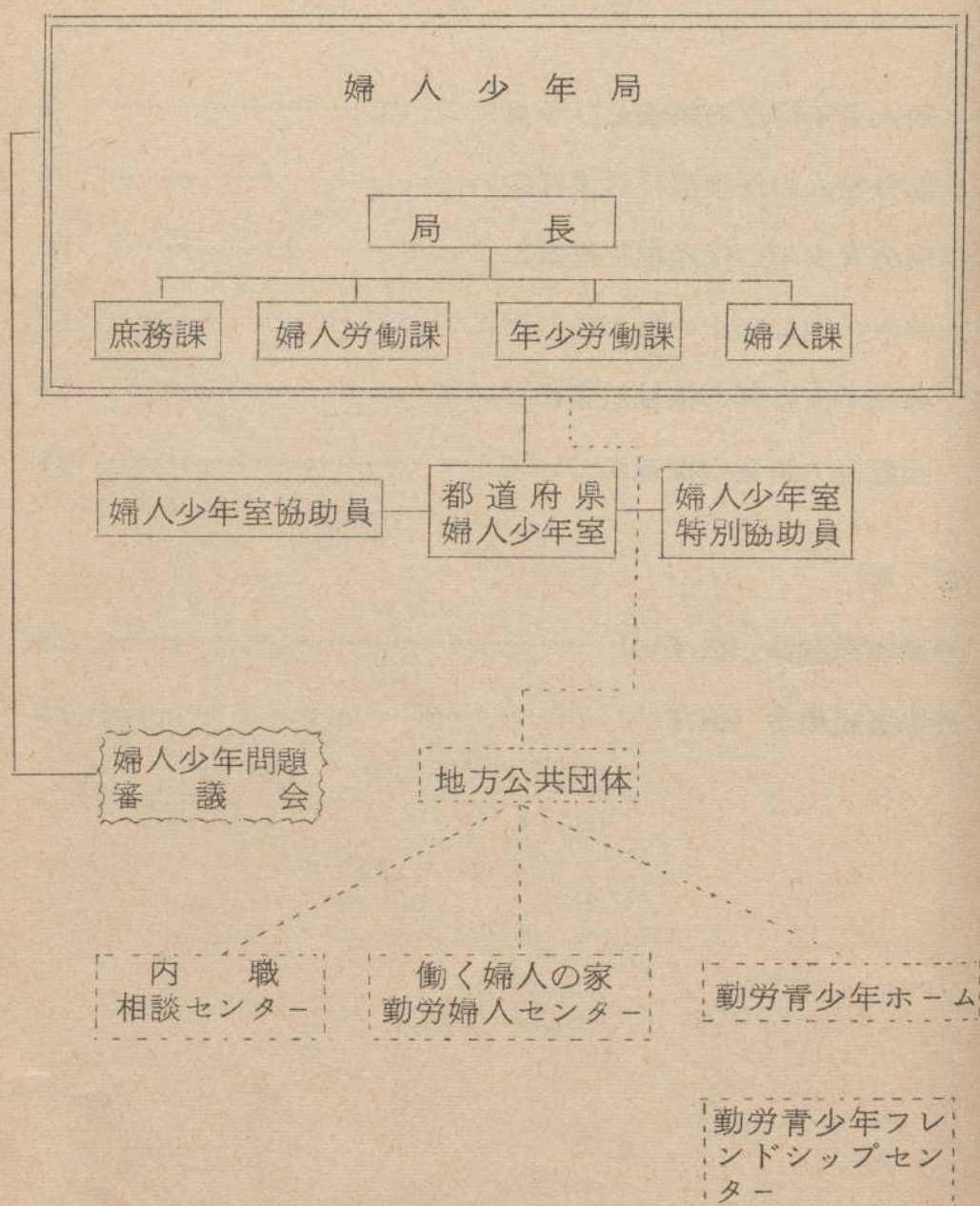
|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 婦人少年行政の組織及び予算について ..... | 2  |
| 2. 勤労婦人の保護福祉対策について .....   | 4  |
| 3. 勤労青少年の保護福祉対策について .....  | 10 |
| 4. 婦人の地位向上のための対策について ..... | 17 |
| 5. 労働者家族等の福祉対策について .....   | 19 |
| 6. 国際協力事業の推進について .....     | 21 |

### (参 考)

|                    |    |
|--------------------|----|
| 労働省設置法 (抜すい) ..... | 23 |
| 労働省組織令 (抜すい) ..... | 25 |



(婦人少年行政組織図)



## 1 婦人少年行政の組織及び予算について

### (1) 組 織

婦人少年行政を運営するため、労働省に婦人少年局、その下部組織として各都道府県に婦人少年室が設置されている。

また、婦人少年行政の円滑な運営に資するため、労働大臣の委嘱により、婦人少年室に婦人少年室協助員及び婦人少年室特別協助員が置かれている。

### (2) 婦人少年問題審議会

労働大臣の諮問に応じ、勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正その他、婦人少年問題に関する事項を調査審議し、必要な事項を労働大臣及び関係行政機関に建議するため、附属機関として婦人少年問題審議会が置かれている。

審議会委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び婦人少年問題について学識経験のある者のうちから労働大臣が任命し、審議会は、婦人労働問題、年少労働問題、婦人問題のそれぞれの事項を調査審議するための婦人労働部会、年少労働部会及び婦人問題部会から構成される。



### (3) 予 算

婦人少年行政予算は、次のとおりである。

(単位：千円)

| 事 項                          | 昭和 5 0 年度     |
|------------------------------|---------------|
| 1. 勤労婦人福祉を中心とする総合的<br>婦人労働対策 | 4 0 8,2 7 4   |
| 2. 婦人の地位向上を図るための対策           | 4 9,5 5 1     |
| 3. 勤労青少年総合福祉対策               | 4 1 6,0 9 5   |
| 4. 行政体制の整備等                  | 6 3 1,5 2 3   |
| 合 計                          | 1.5 0 5,4 4 3 |
| 一般会計                         | 1.3 3 8,3 2 2 |
| 労災勘定                         | 2 9,6 5 7     |
| 雇用勘定                         | 1 3 7,4 6 4   |

## 2 勤労婦人の保護福祉対策について

### (1) 勤労婦人の現状

近年婦人の職場進出は著しく、女子雇用者数は49年現在、1,181万人にのぼり（全雇用者数の約3分の1）、昭和30年に比べると2倍をこえている。

従来、わが国の婦人労働は若年短期の雇用がその特色とされてきた。しかし最近の女子雇用者の増加の中心は、中高年令層の既婚者であり、49年現在、既婚者は女子雇用者の60%を占めるに至っている。これに伴い平均年令も高まり、また平均勤続年数も次第に伸びている。今後とも勤労婦人の経済及び社会に果たす役割はさらに大きくなると考えられている。

こうした動きにともなつて婦人の能力の有効発揮、母性の保護、職業生活と家庭生活との調和が大きな政策課題となつてきている。

### (2) 勤労婦人福祉法の施行

勤労婦人問題の重要性にかんがみ、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図るため第68回通常国会において勤労婦人福祉法が制定され、47年7月より施行された。

また、48年7月には、本法第6条に基づき勤労婦人福祉



対策基本方針を策定し、勤労婦人の福祉と保護の増進について今後講じようとする施策の基本的方向と重点を明らかにした。今後はこれをふまえつつ各種の施策を総合的に進めてゆくものとする。

なお、勤労婦人福祉法の主な内容は次のとおりである。

イ 勤労婦人の福祉に関する基本的理念及び国、地方公共団体、事業主等関係者の責務を明らかにする。

ロ 労働大臣は、勤労婦人福祉対策基本方針を定める。

ハ 福祉の措置

- ・ 啓発活動の充実
- ・ 職業指導の充実、職業訓練の奨励等
- ・ 妊娠中及び出産後の健康管理、育児休業等の配慮

ニ 働く婦人の家の設置

(3) 職業能力の有効発揮に関する対策の推進

イ 就業における男女平等の促進

本年は国際婦人年にあたり、就業上の男女平等に関しては、世界的に大きな関心をよんでいるところであり、我が国においても婦人の経済・社会に果たす役割が高まつてきているが、なお一部企業においては、女子の若年定年制、結婚退職制等をはじめとする不合理な雇用制度、慣行が行わ

れている実情にある。このような情勢にかんがみ男女平等の促進を図るための啓発指導を一層強化するとともに、就業上の男女平等について調査及び研究を行う「就業における男女平等問題研究会議」を49年度に引続き開催する。

#### ロ 短期職業講習の実施

中高年令婦人に対し、職業能力を付与し、その就職を容易にするとともに、中高年令婦人の適職の開拓を図ることを目的に、医療事務、厚生事務、経理事務等の職種について2週間にわたる短期職業講習を実施しているが、50年度においても社会の需要に即応して、その充実に努めることとしている。

### (4) 勤労婦人の保護対策の推進について

#### イ 労働条件の向上

近年における急速な職場、社会環境の変化に対処しつつ、労働条件の向上を図るため、労働基準法に基づく女子保護に関して実態の把握に努め、関係機関との連携の下に、必要な啓発指導等を行う。

#### ロ 母性の健康管理対策の推進

勤労婦人福祉法に基づき、勤労婦人が妊娠、出産後の期間を通じてその健康の保持ができるよう、事業主に対して、



母子保健法に基づく保健指導等を受けるために必要な時間の確保について配慮するよう指導を行う。

さらに、これらの婦人が上記にもとづく医師等の指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、業務の軽減など事業主が配慮すべき措置について行政指導基準に基づいて事業主に対する計画的な指導を推進するとともに、母性の健康管理のあり方の専門的検討を行う。

なお、母性健康管理指導医を各地に配置し、行政指導の強化を図っている。

## (5) 職業生活と家庭生活との調和対策

### イ 育児休業制度の普及

育児休業は、事業主が、乳児又は幼児を有する勤労婦人の申出により、その勤労婦人が育児のため一定期間休業することを認める措置であるが、48年度に設定した指導基準（育児休業のあり方）により、労使に対し、本制度の普及を強力に推進している。

また、50年度からは雇用保険法に基づき、勤労婦人福祉法に規定する育児休業を新たに実施する事業主に対し、「育児休業奨励金」を支給することとし、なお一層の普及



促進に努める。

#### ロ 企業内保育施設の整備促進

企業内保育施設の拡充は、働く婦人の福祉増進の見地からも望ましいので、従来からも雇用促進事業団の「福祉施設設置資金貸付制度」及び「託児施設遊戯用具購入資金貸付制度」により、その整備、拡充を図ってきた。50年度においても、引続き本制度の利用による、当該施設の整備を推進する。

#### (6) 働く婦人の福祉運動の実施

勤労婦人の福祉増進気運の醸成に努めるため、勤労婦人福祉法及び勤労婦人福祉対策基本方針についてはあらゆる機会を積極的にとらえて、事業主、勤労婦人、社会一般に対して周知徹底を図っており、従来から「働く婦人の福祉運動」を実施し、広汎な啓発活動を展開してきたが、特に50年度は「国際婦人年」の趣旨にそつて、<sup>↑</sup>就業における男女平等のテーマに実施する。

#### (7) 勤労婦人福祉施設の整備充実

働く婦人の家は、勤労婦人に対して、職業生活及び家庭生活に関する各種の相談に応じ、また必要な指導、講習、実習等を行うとともに、休養及びレクリエーションのための便



宜を供与する等、勤労婦人の福祉増進のための地域における拠点として、昭和28年以降、国庫補助により地方公共団体が設置している総合福祉施設である。昭和49年度末には、63所（うち9所は勤労婦人センター）設置され、50年度はさらに10所（うち3所は勤労婦人センター）の設置を予定している。

勤労婦人センターは、従来の働く婦人の家の諸設備に加えて軽運動室や学童学習室等をあわせ持つ大型の福祉施設であり、勤労婦人の多い大都市に設置される。

これら働く婦人の家については、勤労婦人の需要に合致した設置・運営がなされるよう、「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」（昭和49年7月労働省告示第52号）に基づき指導を行つている。また働く婦人の家の事業の充実をはかるため、働く婦人の家において、勤労婦人の職業生活と家庭生活の調和に必要な知識を習得させるための「勤労婦人生活講座」を48年度より開催している。

さらに、勤労婦人に対して各種の相談に応じ、指導にあたる働く婦人の家指導員をすべての働く婦人の家に早急に配置できるよう、中央において働く婦人の家指導員資格講習会を実施している。

### 3 勤労青少年の保護福祉対策について

#### (1) 勤労青少年の現状

青少年の就業状況を昭和48年の数字でみると、青少年就業者（15～24才）の総数は958万人であり、同年令の青少年人口の51.5%にあたっている。

産業別には、その40.2%（385万人）が第2次産業に、55.4%（531万人）が第3次産業に従事している。

これらの青少年就業者のうち、その88.6%にあたる849万人が雇用労働者（勤労青少年）であり、雇用者の割合は年々上昇している（15～19才193万人、20～24才656万人）。

また、労働基準法適用事業場に働く年少者（18才未満）は、49年4月現在56万人である。

#### (2) 勤労青少年福祉対策と勤労青少年福祉法

勤労青少年福祉対策は、これらの勤労青少年が充実した生活を営み、すこやかに成育できるよう、勤労青少年福祉法及びこれに基づく勤労青少年福祉対策基本方針を軸に推進している。

具体的には、

① 勤労青少年の福祉増進に関する気運を醸成するための



勤労青少年の日その他の育成事業の推進と指導援助及び  
広報啓発活動の強化

② 職場内外における生活充実のための勤労青少年育成指導者の養成及び勤労青少年福祉推進者制度等の普及充実のための指導助言の強化

③ 勤労青少年ホーム等の、勤労青少年福祉施設の増設と運営の充実

④ 年少労働者の保護対策の推進と関係者への指導啓発の強化

など、一層積極的な総合的・計画的推進の推進を期している。

### (3) 勤労青少年福祉措置

50年度においては、次の措置を重点として、勤労青少年福祉対策の充実を図っている。

#### イ 勤労青少年育成事業の推進

##### (イ) 勤労青少年の日の事業の実施

本省が主催して、「勤労青少年の日・中央大会」を7月19日の勤労青少年の日に実施するほか、各地方公共団体等においてもこの日の趣旨にふさわしい事業が行われることになっている。このため、各地方公共団体に

対し、勤労青少年の日を中心とする勤労青少年福祉旬間を設けるなどの方法によつて、関係者、社会一般に対する啓発を強化するよう指導し、勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成に努める。

✓ (ロ) 勤労青少年余暇活動の振興

勤労青少年の成育にとつて極めて重要な意味をもつ余暇の有効活用を促進するための一方策として、49年度に引続き長野県富士見高原において長野県富士見町その他関係機関等と共催で「全国勤労青少年10マイルマラソン大会」を実施し、勤労青少年の健康の増進と相互の友情を深めることにより、その職業生活の充実を図る。

また、勤労青少年余暇活動研究会を開催し、勤労青少年の余暇活動に関する研究を行つており、その結果を勤労青少年の余暇指導対策に資する。

ロ 勤労青少年育成指導者の養成

(イ) 勤労青少年指導者大学の創設

勤労青少年の健全な育成を図るため、余暇活動等を指導する専門的技術的資質を備える優秀な指導者の養成を目的とした「勤労青少年指導者大学」を本年10月に創設し、勤労青少年の福祉の向上に資する。



(ロ) 勤労青少年福祉推進者制度の推進

事業場における勤労青少年福祉増進の中核的役わりを果たす勤労青少年福祉推進者について、その資質向上のための講習会の普及と内容の充実を期するとともに、都道府県における勤労青少年福祉推進者連絡協議会の設置の促進等関係者相互の啓発、連携体制の整備に関する指導援助を強化する。

✓ (ハ) 年少労働者福祉員活動に対する指導援助の強化

中小企業団体にあつて、中小企業における年少労働者の福祉の増進に貢献する年少労働者福祉員についてその資質向上のための講習会を実施しているほか、年少労働者福祉員会議の開催、資料の提供等、その活動について指導援助を強化し、加えて勤労青少年ホームとの連携を密接にして、活動するよう図る。

(ニ) 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、年少労働者福祉員その他の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の職場内外の生活全般にわたる諸問題を総合的に研究討議する機会として「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催している。この研究討議をとおして、

勤労青少年福祉関係者の資質の向上をはかるとともに、  
勤労青少年福祉対策の効果的な推進に資する。

#### ハ 勤労青少年福祉施設の整備充実

49年度末現在で311所の勤労青少年ホームが設置されているが、50年度は更に27所の増設を図り設置補助額を増額することとしている。

勤労青少年ホームの設置運営については、「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和48年6月労働省告示第36号）に基づいて適切な指導を行い、その機能の一層の充実を図る。

また、勤労青少年ホームにあつて身近に勤労青少年の職業生活、余暇活用等に関する相談指導を行う勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームの有効・適切な運営のための中核的役割を果たすものであり、その養成が急務であるので、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を実施している。

さらに勤労青少年ホームにおける重要な活動の一つであるクラブ活動の促進を図るため、優秀なクラブに対する労働大臣褒り賞、クラブ交流会、クラブ体験発表会等を実施するほか、さらに勤労青少年の職場内外の生活の充実を図る



ともに、責任ある市民として成育することを促進するため勤労青少年生活設計講座を勤労青少年ホームにおいて開催する。

(ロ) 勤労青少年フレンドシップセンターの増設

勤労青少年フレンドシップセンターは、勤労青少年が余暇を利用して自然環境の中で宿泊しつつ友情交流、研修、野外活動等を行う大型の福祉施設として49年度までに2所（北海道千歳市、埼玉県比企郡吉見町）設置したが、50年度はさらに1所（大阪府和泉佐野市）増設する。

ニ 年少労働者保護についての指導啓発の強化

(イ) 特定業種における年少労働者の保護対策の推進

年少労働者の保護の上から問題のある業種等を選び、事業場を対象に指導調査を実施し、実情のは握と指導啓発を行うとともに事業主団体等を通じて啓発活動を行っている。また、必要に応じ説明会、懇談会、座談会等の開催、広報紙の活用等効果的方法について配慮する。

(ロ) 定時制高校通学者等に対する配慮の促進 (勤青福祉)

勤労青少年が高等学校の定時制や通信制の課程において学ぶ場合に、事業主に課せられている必要な時間の配

慮の実情や問題点について、積極的には握するとともに  
関係機関と緊密な連携をとりつつ啓発指導を行つている。



#### 4 婦人の地位向上のための対策について

##### (1) 婦人の現状

婦人参政30周年を迎えた今日、婦人問題は大きな転換期を迎えている。

社会の進展に伴い婦人の生活にも種々の変化がみられ、家庭の管理者として、生産の担い手として、また、一般市民として家庭及び社会に対し、重要な役割を果たしつつあるが、今後ともいつそうその能力を高め、生かしていくことが要望されている。

##### (2) 国際婦人年記念事業の実施

第27回国連総会(1972年)は、1975年を「国際婦人年」と宣言し、男女平等の促進と経済、社会、文化の発展への婦人の参加、国際平和への婦人の貢献を目標として、世界的に集中活動を行うことを決定した。

国連では国際婦人年世界会議(1975年6月19日～7月2日、メキンコシティ)の開催をはじめ、国連総会等国際会議へ婦人年のテーマに関する議題を提出するほか各種の事業を行うこととなつている。

婦人少年局は、国連の行う諸事業への協力参加を行うと共に、国際婦人年の周知普及、関係者の活動の促進及び、国際

婦人年中央記念行事の実施等の諸事業、諸活動を展開する。

### (3) 婦人週間と婦人問題連絡業務

婦人の地位向上のための特別運動である婦人週間は第27回を迎えるが、本年は特に国際婦人年の趣旨に沿いテーマを「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」と定め、政策決定への参加などあらゆる分野における男女の権利と責任の平等を促進し、経済、社会、文化の発展と国際友好、平和の増進に婦人が貢献することを強調し、これを年間活動テーマとして啓発を行う。

また、新しく生じる婦人問題の実情を把握し、その施策の推進に資するため、各般の調査を実施するとともに、必要に応じて関係行政機関及び民間諸団体との連絡調整を図っている。

### (4) 売春防止対策

従来から関係各省庁との連携のもとに「売春をなくす運動」を実施している。<sup>50</sup> 50第50号(社会)同記環境を浄化する運動  
刊政特

特に、沖縄については、本問題の重要性にかんがみ、「沖縄における売春防止対策の推進について」の要綱に基づき、啓発活動の強化、婦人の転落防止、更生への援助、相談業務の充実、関係機関団体との連携の強化を図っている。



## 5 労働者家族等の福祉対策について

### (1) 現 状

勤労者家庭は年々増加し、わが国全世帯の60%を占めるにいたり、また核家族化、都市化の影響をうけて複雑に変化している。

家族従業者については近年、農林業家族従業者の減少傾向に対し、非農林業家族従業者は漸増し、そのうち女子の家族従業者の増加が顕著である。特に小零細企業における女子家族従業者の就労と家庭生活の調和に関して種々の問題があるとみられる。

### (2) 内職対策

家庭の外で働くことが困難な主婦等にとつて、内職は生計費を補う重要なよりどころとなつている。これら内職に就業する者の工賃は一般に低く、また、内職需給の不均衡など就業条件には多くの問題がのこされている。

このため、内職に関する諸般の援助を行うことを目的として、都道府県に内職相談センターが設置されており、その数は、昭和50年4月現在41都道府県、48カ所である。

この施設は、地方における内職行政の中心機関として相談、あつせん、技術指導をはじめ、各種調査の実施、情報提供、

苦情処理等を行い、家内労働法の施行と相まつて、内職に関する諸問題の解決と就業条件の改善に努めている。(家内労働法の改善)  
(安全衛生問題)

### (3) 事業内ホームヘルプ制度

勤労者家庭の不時の際の手不足に対処するための制度として、昭和35年以来、事業内ホームヘルプ制度（事業場がホームヘルパーを雇用して従業員の家庭に家事援助のために派遣する制度）の普及を図るとともに、ホームヘルパーの養成を行なっているが、昭和50年1月末日現在、事業内ホームヘルプ制度を実施する事業場は357カ所となつている。また、昭和45年度からは、共同方式の円滑な推進を図るため共同方式実施団体に対し設立奨励制度を設けており、中小企業へのいつそうの浸透を図っている。

### (4) 労働者家族に関する諸問題の把握、検討

数年来、労働災害被災家族の実態調査を実施しているが、50年度は重度障害を受けた労働者家族の生活実態調査を行い、今後の福祉対策に資することとしている。



## 6 国際協力事業の推進について

### (1) 国際婦人年関係事業

婦人の地位向上については、国際的連携の下に改善を図ることが必要であり、我が国への国際的期待も高まっている折から婦人少年行政においても積極的に国際協力を推進する。

特に1975年は、国連の決定した「国際婦人年」であるので、男女平等の促進、経済、社会、文化の発展への婦人の参加、国際友好と協力への婦人の貢献というこの年の目的に沿って、国際的国内的に意義ある事業を計画、実施する。

(4(2)参照)

### (2) 勤労婦人に関する日米共同研究

日米貿易経済合同委員会の活動の一環として、日米両国の労働省間で行なわれる共同研究は、49、50の両年度にわたり「勤労婦人の役割と地位」を研究課題として実施している。

この共同研究を通じ、日米両国間の相互理解の増進と、両国における専門家会議の開催、共同報告書の発表等を行う。

### (3) 婦人関係行政セミナー

発展途上国の婦人の地位向上に資するため、海外技術援助計画に協力してアジア、中東諸国の婦人行政官を対象とする第7回目の集団研修を行う。

#### (4) 国連婦人の地位委員会

婦人の問題を国際的に調査、検討する機関として国連経済社会理事会に国連婦人の地位委員会が設けられているが、我が国はその委員国の一つとして重要な役割を果たしている。



(参 考)

○労働省設置法 (抜すい)

(婦人少年局の事務)

第 9 条 婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。
- 二 児童の使用禁止に關すること。
- 三 勤労婦人福祉対策基本方針を定めること。その他勤労婦人福祉法 (第 7 条及び第 8 条の規定を除く。) の施行に關すること。
- 四 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法 (第 8 条から第 11 条までの規定を除く。) の施行に關すること。
- 五 家族労働問題及び家事使用人に關すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に關すること。
- 七 労働者の家族問題に關すること。但し、法律に基づいて他省の所掌に属せしめられたものを除く。
- 八 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法

律に基づいて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

(その他の附属機関)

第 13 条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

| 名 称       | 目 的                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 略         | 略                                                            |
| 婦人少年問題審議会 | 労働大臣の諮問に応じ、婦人少年問題並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調整審議すること。 |
| 略         | 略                                                            |

(婦人少年室)

第 17 条の 2 婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

2 婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。

3 婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

4 婦人少年室は、第 9 条各号に掲げる事務をつかさどる。

5 婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。



○労働省組織令（抜すい）

第四節 婦人少年局

（婦人少年局の分課）

第 2 4 条 婦人少年局に左の四課を置く。

庶 務 課

婦人労働課

年少労働課

婦 人 課

（庶務課）

第 2 4 条の 2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 婦人少年局の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。

二 婦人少年局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。

三 婦人少年問題審議会に関すること。

四 婦人少年局の所掌に係る事務の監察に関すること。

五 前各号に掲げるものの外、婦人少年局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（婦人労働課）

第 2 5 条 婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法（昭和47年法律第113号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）
- 三 家事使用人に関すること。
- 四 婦人の家事サービス労働について相談に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 六 婦人労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。

（年少労働課）

第26条 年少労働課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 年少労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 児童の使用禁止に関すること。
- 三 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前三号に掲げるもののほか、年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 五 年少労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。



(婦人課)

第 27 条 婦人課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。
- 二 労働者の家族問題に関すること（法律に基づいて他省の所管に属せしめられた事務を除く。）。
- 三 家族労働問題に関すること。
- 四 婦人の内職についての相談に関すること。
- 五 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査、啓もう及び相談に関すること。







## 昭和51年度婦人少年行政の運営について

本年は、国連が宣言した「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」(1976年～1985年)のスタートの年であるとともに、我が国における婦人参政権行使30周年にあたる。

国際婦人年には、我が国でも婦人問題に対する社会一般の関心が大いに高まったが、今年度は婦人の地位向上に対する、国民の関心と理解を一層深めることを主眼として、国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」並びに第60回ILO総会で採択された「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」等の趣旨に沿って、新しい視点に立つ婦人関係施策を積極的に推進するものとする。

まず、国民各層が家庭、職場、地域社会などそれぞれの分野において、広く婦人の地位向上その他の婦人問題に関心を持ち、その解決に努める機運の醸成を図るため、啓発活動を強化する。

また、職場において婦人が性により差別を受けることなく、適職とこれにふさわしい処遇を得て、その能力を有効に発揮しうるよう促進することは重要な課題であるが、昨今のような経済環境にあつては、とりわけ、女子であることのみを理由として不当な差別を受けることのないよう、特段の配慮を行うことが必要である。

このため、職場における男女平等対策の推進及び母性の健康管理を中心として労働環境の整備を図るほか、勤労婦人の職業人としての自覚と責任感の涵養に努めるものとする。

勤労青少年についても、経済の調整過程において、従来着実に充実してきた福祉が停滞するおそれなしとしないが、経済情勢のいかにかわらず、勤労青少年の福祉の増進をはかるという原点にたつて対策は進められねばならない。今年度は経済変動の影響を受け易い中小企業に働く青少年に重点をおきつつ高学歴化の進展等新たな諸問題に対応し、スポーツ活動の振興など健全育成のた



めの施策を充実し、勤労青少年指導者の養成を積極的に行うなど総合的な福祉対策を推進するものとする。

以上のように、昭和51年度における婦人少年行政の運営にあたっては、その重点を

- ① 婦人の地位向上のための啓発活動の強化
- ② 職場における男女平等の促進を中心とする勤労婦人対策の推進
- ③ 中小企業に働く青少年を中心とする勤労青少年福祉対策の充実

におき、関係行政機関・関係団体との連携を密にして、次の対策を実施するものとする。

## 第一 婦人の地位向上対策の推進

### 1. 婦人の地位向上のための調査研究及び啓発活動の強化

「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」のスタートの年に当たってその趣旨の周知を図るとともに、婦人の地位向上のため次の諸施策、活動の促進を図る。

#### (1) 第28回婦人週間の実施

婦人の地位向上のための特別活動である婦人週間は第28回を迎えるが、「婦人の10年」設定の趣旨に沿いテーマを「男女平等と婦人の社会参加をすすめるー婦人の10年のはじめにあたってー」と定め、その重点を各分野における男女の役割を今日的視点からみなおすこととした。

なお、婦人週間のテーマは、従来通り年間を通じたキャンペーンテーマとする。

#### (2) 日本婦人問題会議の開催

婦人の地位向上その他婦人問題の解決に資するため日本婦人問題会議を開催し、婦人問題に関する各分野の調査研究の発表、討議、交流の場を提供するとともにこれら調査研究活動を奨励する。

### (3) 婦人の地位向上会議

今後策定される国内行動計画（仮称）の趣旨の理解を深めるとともに、それぞれの分野における婦人の政策決定への参加、男女の役割のみなおし等の諸活動の促進を図るため、各分野のリーダーをメンバーとする婦人の地位向上会議を開催する。

### (4) 婦人労働旬間の実施

「婦人の10年」の第1年目に当たり、男女平等の促進が重要な課題であるが、一部の職場においては、なお男女平等が十分確保されているとはいえない実情にある。このような状況にかんがみ、昨年度に引き続き、今年度の重点目標を「職場における男女平等をすすめる」とし、これをテーマとして婦人労働旬間を実施する。

### (5) 婦人の地位に関する指標の研究

婦人の地位向上についての客観的評価に資するため、婦人の地位について体系的に計量化することについての研究を行う。

### (6) 就業における男女平等問題研究会議の開催

職場における男女平等についての実情、問題点及び必要な対策について、客観的・専門的立場から調査及び研究を行うため、引き続き「就業における男女平等問題研究会議」を開催する。

### (7) 連絡業務の充実

婦人に関する動向の把握、情報の交換、基礎資料の整備に努めるとともに婦人問題懇談会の開催等関係機関・団体と常時連絡を密にし、婦人対策の推進に資する。

また、関係機関・団体との連携の下に引き続き「社会の風紀環境を浄化する運動」を実施する。特に沖縄については、「沖縄における売春防止対策の推進について」の要綱にもとずき啓発活動の強化、相談業務の充実を図る。

## 2. 国際協力の推進

婦人の地位向上については、国際的連携の下に改善を図ることが必要で



あり、我が国への国際的期待も高まっている折から、積極的に国際協力を推進する。

#### (1) 婦人関係行政セミナーの実施

開発途上国の婦人の地位向上に資するため、国際協力事業団の行う海外技術援助計画に協力してアジア諸国の婦人行政官を対象とする婦人関係行政セミナー（２～３月）を実施する。

#### (2) 国連婦人の地位委員会等への協力

我が国は、昭和３３年以来、３９、４０、４６年をのぞき国連婦人の地位委員会の委員国をつとめてきたが、昨年末をもつて任期を終了した。今後も委員国として参加すべく、再参加の手段中であるが、５１年９月に開催される第２６回会議にはオブザーバーが派遣されるので、これについて協力を行う。

また、ILO総会、OECD労働社会委員会等における婦人関係議題の審議に当たっては、我が国からの代表派遣等について協力をを行う。

### 第二 勤労婦人対策の推進

#### 1. 職場における男女平等促進対策の推進

昨年の国際婦人年における各方面での諸活動を通じ、男女平等の実現が社会的課題となっており、なかでも職場における男女平等の実質的確保が焦点になっている現状にかんがみ、５１年度は次の対策を推進する。

#### (1) 差別的な制度、慣行の解消

職場における男女平等の実現について、労使及び社会一般に対する啓発活動を強化し、気運の醸成を図るとともに、女子であることのみを理由として差別を行う制度、慣行の解消を図るため、事業主等に対する行政指導を行うものとする。

個別指導については、特に ①労働基準法第４条に定める男女同一労働、同一賃金の徹底、 ②①と密接な関連のある差別的取扱いの解消、

③男女差別定年制及び結婚・妊娠・出産退職制の解消に重点をおくこととする。

(2) 婦人労働旬間の実施（第一の1の(4)と重複）

従来から行ってきた働く婦人の福祉運動をより実効あるものとするため、時期を10月下旬に繰り下げ婦人労働旬間として、今年度の重点目標である「職場における男女平等をすすめる」をテーマに、集中的な啓発活動、行政指導を実施する。

(3) 勤労婦人問題シンポジウム

勤労婦人に関する共通の課題を全国的規模で総合的に研究討議するため、働く婦人の家の館長、その他関係者を対象に勤労婦人問題シンポジウムを婦人労働旬間の事業の一環として開催する。

(4) 職業相談、職業講習の充実

職場における男女平等が実質的に確保されるためには、勤労婦人が職業能力を高めるとともに、これを有効に発揮することができるよう、職業指導を充実する必要がある。このため、従来から行っている特別協助力員及び協助力員による就職時ないしその後の職業相談に関する業務を充実させるとともに、関係機関との連携のもとに、短期職業講習を引き続き実施するものとする。

2. 職業生活と家庭生活の調和対策の推進

勤労婦人が職業生活と家庭生活の調和を図り、その能力を十分発揮し得るよう育児休業その他育児に関する措置をより一層充実するものとする。

(1) 育児休業制度の普及

育児休業制度については、50年度に育児休業奨励金制度が発足し、この制度の活用によつてその普及を図っているところである。

51年度からは育児休業奨励金の支給額が増額されたので、この普及促進を更に強化するものとする。

さらに、50年7月、いわゆる「特定職種育児休業法」が成立し、本



年度から、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の、看護婦、保母等について育児休業制度が実施される。これに伴い、同種の民間の事業所に雇用されるこれらの特定職種の労働者についても育児休業を普及していくことが必要となつているので、これらについては、特に集中的に育児休業制度の普及を図るものとする。

なお、この「特定職種育児休業法」の施行に関連し、看護婦、保母等特定職種における育児休業の利用を容易にする措置を講ずる事業主に対し、助成措置を講ずる方向で検討を行つていゐる。

### (2) 企業内保育施設融資の利用勧奨等

企業内保育施設の整備拡充を図るため事業主に対し、50年度に引き続き雇用促進事業団の行う「福祉施設設置資金貸付制度」及び「託児施設遊戯用具購入資金貸付制度」の利用勧奨に努めるものとする。

## 3. 勤労婦人の母性健康管理対策の推進

勤労婦人を取りまく環境の変化とともに妊娠中及び出産後の勤労婦人の健康管理の必要性が高まつていゐるので、昨年度に引き続き、指導基準に基づいて事業主に対する行政指導の徹底を図るものとする。

### (1) 母性健康管理指導医の増員

母性健康管理指導医は、50年度末現在、11室に配置されているが、51年度はさらに7室に指導医を配置し、相談指導業務等の充実を図る。

### (2) 母性健康管理推進者の設置勧奨等

母性健康管理推進者を設置する事業場は徐々に増加しつつあるが、今後もさらにその設置を勧奨するとともに、その資質向上のためのセミナーを開催するものとする。

## 4. 働く婦人の家の整備・拡充

働く婦人の家については、51年度からは働く婦人の家を設置する地方公共団体に対する設置補助を1所当たり3,000万円と大幅に増額し、6所増設する。

従来、大型の特別の婦人の家を、勤労婦人センターとして、設置補助額

に格差を設けていたが、働く婦人の家の補助額の大巾な増額に伴い、規模600㎡以上のものについては、規模のいかんを問わず同額の補助により設置勧奨することとした。しかしながら、学童保育に対する要望の高い地域等にあつては、従前通り、できる限り学童学習室を備えた大型施設を設置するよう指導を行うものとする。

また、働く婦人の家の運営については、従前どおり「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」に基づき適切な指導を行うものとし、働く婦人の家の指導員については引き続き働く婦人の家指導員資格講習会を実施し、その資質の向上を図ることとする。

勤労婦人の職業生活と家庭生活の調和に資するため、働く婦人の家の設置運営主体である地方公共団体と協力して、引き続き勤労婦人生活講座を開催することとする。

### 第三 内職対策等の推進

#### 1. 内職対策の推進

家庭の外で働くことの困難な主婦等にとつて、内職は生計費を補う重要なよりどころとなつていますが、インフレ、不況の情勢下にあつては、内職需給は著しい影響をうけている。

このため従来にも増して内職求人確保に努め内職希望者の就業相談、あつ旋及び技術指導等就業条件の向上に重点をおいて内職相談施設の運営指導を行う。また、内職行政連絡会議の開催ならびに内職あつせん状況調査（仮称）を実施し、内職問題についての状況把握に努める。

#### 2. 自営業婦人就業対策の推進

自営業婦人就業者は、一般に家庭責任と家業従事の二重の負担を負っており、家業上、家庭生活上その地位や福祉について種々の問題がみられる。そのため、非農林自営業の有配偶婦人就業者の福祉対策を検討するため、自営業婦人就業問題懇談会を開催する。



### 3. 労働者家族福祉対策の推進

事業内ホームヘルプ制度については、引き続き全国的に普及推進を図るとともに、実施事業場に対し、制度の円滑な運営を図るための指導援助を行う。特に重点地域においては活動の充実強化を図る。

また、労働災害が及ぼす家庭生活への影響については、44年以来実態を明らかにし、その対策の促進に資してきたが、本年はこれらの調査結果をふまえ、労働者の妻を対象に、労働災害についての意識と、生活の実態を明らかにするため労働災害に関する調査を行うとともに、必要に応じて相談業務を行う。

## 第四 勤労青少年対策の推進

### 1. 勤労青少年の健全育成

勤労青少年が充実した職業生活を営み、有為な職業人として育成するよう、広く国民の勤労青少年福祉に対する理解と関心を一層深めるとともに、勤労青少年の健全な余暇活動の展開と、心身のバランスある育成を促すための諸事業を、国と地方公共団体が一体となり、総合的かつ効果的に推進する。

また、勤労青少年の福祉増進のための事業を実施している民間団体に対し、指導援助を強化する。

#### (1) 「勤労青少年の日」を中心とした諸事業の展開

勤労青少年が自ら進んで有為な職業人として健やかに成才しようとする意欲を高めるとともに、広く国民の勤労青少年の福祉についての関心を深めるため、「勤労青少年の日」を中心として、国、地方公共団体は、スポーツ・レクリエーション大会、野外活動、意見発表会、座談会等効果的な事業を積極的に展開することとする。

#### (2) 勤労青少年ホームの充実

勤労青少年ホームについては、地方公共団体に対する設置補助額を1

所当たり3,000万円と大幅に増額し、17所増設するとともに、その運営については、「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」に基づく適切な指導を行なうほか、勤労青少年ホームで実施される諸事業に対する指導援助を積極的に進め、運営の一層の充実を図る。

○ 勤労青少年クラブ活動の促進

勤労青少年ホームにおける重要な活動の一つであるクラブ活動に対し、指導援助を強化し、クラブ活動を促進することとし、優秀なクラブに対する大臣ほう賞、クラブ交流会、クラブ体験発表等の事業を実施する。

○ 勤労青少年生活設計講座の開催

勤労青少年の職場内外における生活の充実を図り、健全な社会人としての成育を促進するため勤労青少年生活設計講座を開催する。

(3) 勤労青少年スポーツ活動の振興

日常におけるスポーツ活動の促進は国民的課題であり、特に成長期にある勤労青少年のスポーツ活動は、心身のバランスある成育を促すうえから、また余暇の健全な活用のうえからも重要であるので、今後積極的に勤労青少年スポーツ活動の振興を図る。

○ 全国勤労青少年10マイルマラソン大会の実施

勤労青少年が自ら進んで心身を鍛え、健康と体力の増進を図り、相互の友情を深めるため、第3回全国勤労青少年10マイルマラソン大会を5月30日(5月29日前夜祭)、長野県富士見高原において実施する。

○ 勤労青少年スポーツ教室の開催

勤労青少年が日常的にスポーツに親しむ気運をもり上げスポーツ活動の日常化を促すため、勤労青少年ホームにおいてスポーツ教室を開催する等日常における勤労青少年スポーツ活動の振興を図る。



## 2. 勤労青少年育成指導者の養成

勤労青少年の健全な成育を促すうえで、職場内外を問わず、勤労青少年の職業上の問題、余暇の有効活用等職業生活について適切な指導助言を行う指導者の果たす役割は重要である。このため積極的に優秀な勤労青少年育成指導者の養成確保に努めるとともに、効果的な活動を促すため、各種指導者の有機的な連携体制の確保等を図る。

### (1) 勤労青少年指導者大学講座の開設

勤労青少年を直接指導するとともにまた勤労青少年の福祉に関する企画、立案及び各種指導者に対する指導助言を行いうる高度な専門的資質を備える指導者を養成し、地方公共団体等に配置することにより、勤労青少年福祉の増進に資するため勤労青少年指導者大学講座を本年4月から開設し、一年間の教育を実施する。

### (2) 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の実施

勤労青少年ホームにあつて身近に勤労青少年の各種相談に応じ、必要な指導助言を行い、勤労青少年ホーム運営の中核となつている勤労青少年ホーム指導員の資質向上を図るため、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を実施する。

### (3) 勤労青少年福祉推進者制度等の推進

勤労青少年福祉推進者は、企業内における勤労青少年の福祉増進のため重要な役割を果たしている。今後も引き続き未選任事業場に対して選任を積極的に勧奨するとともに、勤労青少年福祉推進者の資質の向上を図るため講習会を実施する。また、勤労青少年福祉推進者連絡協議会の設置を進める。

中小企業団体に置かれる年少労働者福祉員については、従来の活動に加え、勤労青少年ホーム等と緊密な連携を図った活動が展開されるよう指導援助を行う。

#### (4) 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、年少労働者福祉員等勤労青少年育成関係者が一堂に会し勤労青少年の福祉の増進や育成に関する諸問題について総合的な研究討議を行うため勤労青少年福祉シンポジウムを開催する。

### 3. 年少労働者保護対策の推進

業種、事業場の規模等により、年少労働者の保護について問題と思われるものがあり、また中・高校生のアルバイト就労について問題のみられる場合があるので、関係行政機関、学校及び事業主との緊密な連携のもとに年少労働者保護の観点から問題となるべき実情を的確には握し、指導啓発を行う。

また、高等学校の定時制等の課程に働きながら学ぶ勤労青少年が教育を受ける場合に必要な時間の配慮について事業主等に対し指導啓発を行う。



昭和 5 1 年 度 事 業 計 画

| 四半期                 | 実施月 | 事業内容                          | 担当課   | 実施機関            | 備考    |
|---------------------|-----|-------------------------------|-------|-----------------|-------|
| 第 1 期<br>・<br>四 半 期 | 4   | 勤労青少年福祉対策基本方針の策定              | 年 少   | 本 省             |       |
|                     | 4   | 母性健康管理指導医の配置                  | 婦 労   | 本 省 ・ 特 定 室     |       |
|                     | 4   | 昭和 5 1 年度勤労婦人青少年福祉施設設置補助事務打合せ | 婦労・年少 | 本 省             | 県 ・ 市 |
|                     | 4   | 第 2 8 回婦人週間                   | 婦 人   | 本省 ・ 室          |       |
|                     | 5   | 都道府県勤労婦人青少年福祉担当係長会議           | 婦労・年少 | 本 省             | 県     |
|                     | 5   | 育児休業奨励金・利用助成給付金(仮称)についての事務打合せ | 婦 労   | 本 省 ・ 特 定 室     | 室     |
|                     | 5   | 第 3 回全国勤労青少年 10 マイルマラソン大会     | 年 少   | 本省・長野室・長野県・富士見町 |       |
|                     | 5   | 内職行政連絡会議                      | 婦 人   | 本 省             | 県     |
|                     | 5   | 社会の風紀環境を浄化する運動                | 婦 人   | 本省 ・ 室          |       |
|                     | 5   | 婦人の地位向上会議                     | 婦 人   | 本省 ・ 室          |       |
|                     | 5～6 | 新規採用職員研修                      | 庶 務   | 本 省 ・ 特 定 室     | 該当室   |
|                     | 5～6 | 内職あつせん状況調査(仮称)                | 婦 人   | 本 省             | 県     |
|                     | 6   | 自営業婦人就業者問題懇談会                 | 婦 人   | 本 省             |       |
|                     | 6～7 | 被災勤労青少年の安全衛生意識と職場復帰等に関する調査    | 年 少   | 本省 ・ 室          |       |
| 第 2 期<br>・<br>四 半 期 | 7   | 働く婦人の家指導員資格講習会                | 婦 労   | 本 省             | 県 ・ 市 |
|                     | 7   | 「勤労青少年の日」の諸事業                 | 年 少   | 本 省 ・ 室 ・ 県 ・ 市 |       |
|                     | 7   | 勤労青少年優良クラブほう賞                 | 年 少   | 本 省             | 県・市・町 |

| 四半<br>期                    | 実施月   | 事 業 内 容                    | 担当課 | 実施機関   | 備 考   |
|----------------------------|-------|----------------------------|-----|--------|-------|
| 第<br>2<br>・<br>四<br>半<br>期 | 7     | 自営業婦人就業者問題懇談会              | 婦 人 | 特 定 室  |       |
|                            | 8     | 母性健康管理指導医事務打合会<br>(新規増員対称) | 婦 労 | 本 省    |       |
|                            | 8～9   | 婦人労働問題特別調査                 | 婦 労 | 本 省・室  |       |
|                            | 9     | 地区別婦人少年室長会議                | 庶 務 | 本省・特定室 |       |
|                            | 9     | 第1回勤労青少年ホーム指導員資格講習会        | 年 少 | 本 省    | 県・市・町 |
|                            | 9～10  | 勤労青少年クラブ交流会                | 年 少 | 本省・室・県 |       |
| 第<br>3<br>・<br>四<br>半<br>期 | 10    | 勤労婦人問題シンポジウム(仮称)           | 婦 労 | 本 省    | 県・市   |
|                            | 10    | 婦人労働旬間                     | 婦 労 | 本 省・室  |       |
|                            | 10    | 母性健康管理推進者セミナー              | 婦 労 | 室      |       |
|                            | 10    | 第2回勤労青少年ホーム指導員資格講習会        | 年 少 | 本 省    | 県・市・町 |
|                            | 10    | 年少労働者福祉員大臣表彰               | 年 少 | 本 省・室  |       |
|                            | 10    | 勤労青少年福祉シンポジウム              | 年 少 | 本 省    | 県・市   |
|                            | 10    | 婦人の地位向上会議                  | 婦 人 | 本 省・室  |       |
|                            | 10～11 | 労働災害に関する調査                 | 婦 人 | 本 省・室  |       |
|                            | 10～11 | 勤労青少年クラブ体験発表会              | 年 少 | 室・・県   |       |
|                            | 10～12 | 勤労青少年スポーツ教室                | 年 少 | 室・県    |       |
|                            | 11    | 日本婦人問題会議                   | 婦 人 | 本 省    |       |
|                            | 12    | 婦人少年行政職員研修                 | 庶 務 | 本 省    | 該 当 室 |



| 四半<br>期                    | 実施月 | 事業内容                              | 担当課        | 実施機関   | 備考 |
|----------------------------|-----|-----------------------------------|------------|--------|----|
|                            | 12  | 年少労働者福祉員奨励状交付                     | 年少         | 本省・室   |    |
| 第<br>4<br>・<br>四<br>半<br>期 | 1～2 | 婦人関係動向は握                          | 婦人         | 本省・室   |    |
|                            | 1～3 | 勤労青少年生活設計講座                       | 年少         | 室・県    |    |
|                            | 2   | 全国婦人少年室長会議                        | 庶務         | 本省     |    |
|                            | 2   | 女子保護実施状況調査                        | 婦労         | 本省・室   |    |
|                            | 2   | 年少労働者福祉員活動研究会                     | 年少         | 本省     |    |
|                            | 2～3 | 婦人関係行政セミナー                        | 庶務         | 本省・特定室 |    |
|                            | 2～3 | 内職相談業務実施計画打合                      | 婦人         | 本省     | 県  |
| 年<br>間<br>事<br>業           |     | 就業における男女平等問題研究会議                  | 婦労         | 本省     |    |
|                            |     | 短期職業講習会                           | 婦労         | 特定室    |    |
|                            |     | 勤労婦人生活講座の開催                       | 婦労         | 室・県・市  |    |
|                            |     | 婦人労働問題懇談会                         | 婦労         | 室      |    |
|                            |     | 事業場訪問調査                           | { 婦労<br>年少 | 本省・室   |    |
|                            |     | 勤労青少年福祉推進者選任勸奨、講習会の開催及び連絡協議会の設置促進 | 年少         | 県      |    |
|                            |     | 婦人の地位に関する指標の研究                    | 婦人         | 本省     |    |
|                            |     | 婦人問題懇談会                           | 婦人         | 本省・室   |    |

# 婦人少年行政について

昭和51年度

労働省婦人少年局





## 目 次

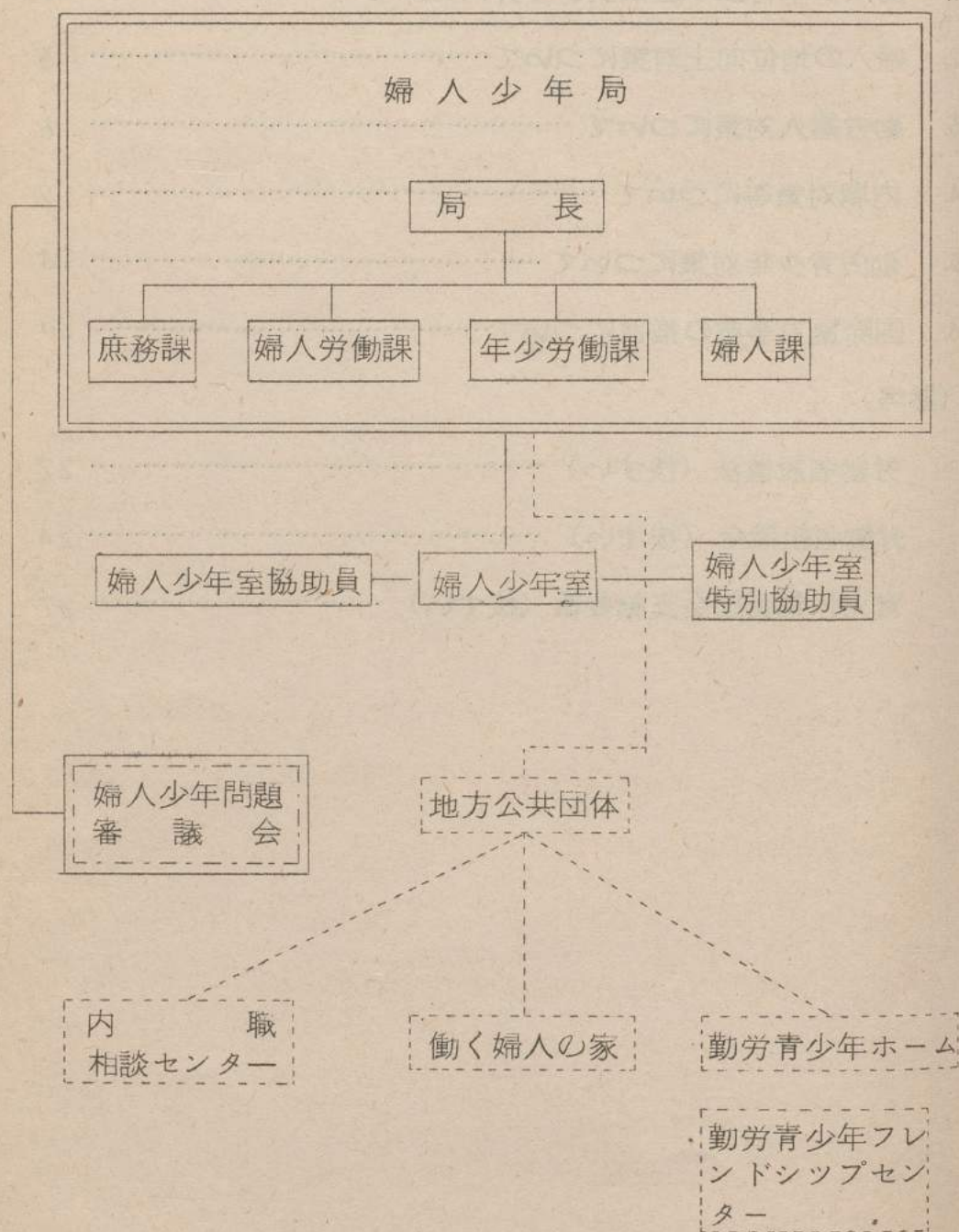
|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 婦人少年行政の組織及び予算について ..... | 1  |
| 2. 婦人の地位向上対策について .....     | 3  |
| 3. 勤労婦人対策について .....        | 6  |
| 4. 内職対策等について .....         | 12 |
| 5. 勤労青少年対策について .....       | 14 |
| 6. 国際協力事業の推進について .....     | 20 |

### (参考)

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 労働省設置法 (抜すい) .....      | 22 |
| 労働省組織令 (抜すい) .....      | 24 |
| 育児休業奨励金支給要領 (抜すい) ..... | 27 |



( 婦人少年行政組織図 )



## 1 婦人少年行政の組織及び予算について

### (1) 組 織

婦人少年行政を運営するため、労働省に婦人少年局、その下部組織として各都道府県に婦人少年室が設置されている。

また、婦人少年行政の円滑な運営に資するため、労働大臣の委嘱により、婦人少年室に婦人少年室協助手員及び婦人少年室特別協助手員が置かれている。

### (2) 婦人少年問題審議会

労働大臣の諮問に応じ、勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正その他婦人少年問題に関する事項を調査審議し、必要な事項を労働大臣及び関係行政機関に建議するため、附属機関として婦人少年問題審議会が置かれている。

審議会委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び婦人少年問題について学識経験のある者のうちから労働大臣が任命し、審議会は、婦人労働問題、年少労働問題、婦人問題のそれぞれの事項を調査審議するための婦人労働部会、年少労働部会及び婦人問題部会から構成される。



### (3) 予 算

婦人少年行政予算は、次のとおりである。

(単位 千円)

| 事 項                          | 昭和 5 1 年度     |
|------------------------------|---------------|
| 1. 勤労婦人福祉を中心とする総合的婦人<br>労働対策 | 2 6 0,9 9 3   |
| 2. 婦人の地位向上を図るための対策           | 2 5 7,8 2 3   |
| 3. 勤労青少年総合福祉対策               | 6 5 9,0 6 2   |
| 4. 行政体制の整備等                  | 6 7 5,3 7 8   |
| 合 計                          | 1,8 5 3,2 5 6 |
| 一般会計                         | 9 8 5,5 0 4   |
| 労災勘定                         | 3 0,8 1 0     |
| 雇用勘定                         | 8 3 6,9 4 2   |

## 2 婦人の地位向上対策について

### (1) 婦人の現状

1975年国際婦人年を契機として平等、発展、平和のテーマの下に世界的な規模で婦人の地位向上のための活動が展開され、内外を問わずあらゆる分野の婦人の問題に大きな関心が寄せられている。

また、社会の進展に伴い婦人の生活にも種々の変化がみられる中で、婦人は家庭の管理者として、生産の担い手として、また、市民として家庭、職場、地域社会において重要な役割を果たしつつあるが、今後も一層婦人の能力を高め、生かしていくことが期待されている。

### (2) 婦人の地位向上のための調査研究及び啓発活動の強化

#### イ 第28回婦人週間の実施

婦人の地位向上のための特別活動である婦人週間は第28回を迎えたが、1975年第50回国連総会で決定した「婦人の10年」設定の趣旨に沿い、テーマを「男女平等と婦人の社会参加をすすめる——婦人の10年のはじめにあたって——」と定め、各分野における男女の役割を今日的視点からみなおすことを重点として年間を通して啓発活動を行う。



## ロ 日本婦人問題会議

婦人の地位向上その他婦人問題の解決に資するため日本婦人問題会議を開催し、婦人問題に関する調査、研究、実践活動の発表、討議、交流の場を提供するとともに、これらの活動が個人、団体、職場などそれぞれの場で自発的に行われるよう奨励する。

## ハ 婦人の地位向上会議

「婦人の10年」の趣旨及び今後策定される国内行動計画（仮称）についての理解を深めるとともに、あらゆる分野において個人あるいは団体等が、婦人の地位向上のために独自の計画を<sup>（計画は策定）</sup>策定し、それぞれの目標達成のための諸活動を積極的に進めるよう促すため、各分野のリーダーをメンバーとする婦人の地位向上会議を開催する。

## ニ 婦人の地位に関する指標の研究

我が国の婦人の地位の諸側面について、客観的な測定と評価を行い、今後の政策策定に資するため、その尺度となる指標についての研究を行う。

## ホ 連絡業務の充実

婦人に関する動向のは握、情報の交換、基礎資料の整備に努めるとともに、婦人問題懇談会の開催等関係機関・団

体と常時連絡を密にし、婦人対策の推進を図っている。

また関係機関・団体との連携の下に「社会の風紀環境を浄化する運動」を実施している。特に沖縄については、「沖縄における売春防止対策の推進について」の要綱に基づき啓発活動の強化、相談業務の充実を図る。



### 3 勤労婦人対策について

#### (1) 勤労婦人の現状

女子雇用者は昭和50年現在1,166万人で、全雇用者の約3分の1を占めており、昭和30年に比べると2倍を超えている。

従来の我が国の婦人労働は若年短期の雇用がその特色とされてきたが、最近の女子雇用者の構成をみると、30才以上層及び既婚婦人の増加が著しく、50年現在既婚者は女子雇用者の62%を占めている。これに伴い平均年令も高まり、平均勤続年数も次第に伸長している。

今後、勤労婦人が経済社会の発展に果たす役割はさらに増大し、婦人の生涯に占める職業生活の比重もますます高まるものと思われる。

#### (2) 職場における男女平等促進対策の推進

##### イ 差別的な制度・慣行の解消等

昨年の国際婦人年を契機として、男女平等の促進が社会的課題となっており、特に職場における男女平等の実質的確保がその焦点となっているが、我が国においては、なお一部企業において、女子の若年定年制、結婚退職制等をはじめとする男女の差別的取扱いがみられる。このような情勢

にかんがみ、男女平等の実現について労使及び社会一般に対する啓発活動を行うとともに、女子であることを理由とする差別的な制度・慣行の解消を図るため、事業主等に対する積極的な行政指導を行っている。

さらに、専門家による「就業における男女平等問題研究会議」を開催し、就業上の男女平等について、その実情、問題点並びに必要な対策について、調査、研究を行っている。

#### ロ 婦人労働旬間の実施

職場における男女平等を促進するための気運を醸成するため、従来からの「働く婦人の福祉運動」を新たに「婦人労働旬間」として実施し、その重点目標を「職場における男女平等を進める」に置き、集中的な啓発活動、行政指導を行う。

また、勤労婦人に関する共通の問題を全国的規模で総合的に討議するため、働く婦人の家の館長、その他関係者を対象に勤労婦人問題シンポジウムを婦人労働旬間の事業の一環として開催する。

#### ハ 職業相談、職業講習の充実

職場における男女平等の実質的確保のためには、勤労婦



人の能力を高め、これを有効に発揮することができるよう、職業指導を充実する必要がある。このため、従来から行っている婦人少年室協助員及び婦人少年室特別協助員による就職時ないしその後の職業相談に関する業務を充実させるとともに、関係機関との連携の下に中高年令婦人に対する短期職業講習を実施している。

### (3) 職業生活と家庭生活の調和対策の推進

#### イ 育児休業制度の普及

育児休業は、事業主が、乳児又は幼児を有する勤労婦人の申し出により、その勤労婦人が育児のため一定期間休業することを認める措置であり、勤労婦人福祉法に基づいてその普及を強力に推進している。

また、50年度から雇用保険法に基づき、勤労婦人福祉法に規定する育児休業を新たに実施する事業主に対し、「育児休業奨励金」を支給しているが、51年度からはその支給額の増額を図り、普及促進を強化する。

#### ロ 企業内保育施設の整備促進

企業内保育施設の整備拡充を図るため、事業主に対し、雇用促進事業団の行う「福祉施設設置資金貸付制度」及び「託児施設遊戯用具購入資金貸付制度」の利用勧奨に努め

てきたが、今後も引続き本制度の利用による当該施設の整備を推進する。

#### (4) 勤労婦人の母性保護対策

##### イ 労働基準法上の母性保護

労働基準法上の母性保護については、実態のは握に努めるとともに、労働基準監督機関との連携の下に、必要な啓発指導を行い、その遵守を図っている。

##### ロ 母性の健康管理対策の推進

勤労婦人福祉法に基づき、勤労婦人が妊娠、出産後の期間を通じてその健康の保持ができるよう、事業主に対して母子保健法に基づく保健指導等を受けるために必要な時間の確保について配慮するよう指導を行っている。

さらにこれらの婦人が医師等の指導事項を守ることができるようになるため、勤務時間の変更、業務の軽減など事業主に対する指導を行っている。

また、母性健康管理指導医を東京、大阪をはじめ全国で18の婦人少年室に配置するとともに、事業主に対して、事業場における母性健康管理推進者の設置勧奨及びその資質向上のためのセミナーを開催するなど、行政指導の効果的浸透を図るための体制の整備に努めている。



## (5) 働く婦人の家の整備・拡充

働く婦人の家は、勤労婦人の福祉増進のための地域における拠点として、国庫補助により地方公共団体が設置している総合福祉施設であり、現在全国に69カ所設置されており、昭和51年度末までに75カ所設置される予定である。

働く婦人の家では、勤労婦人に対して、職業生活と家庭生活に関する各種の相談に応じ、必要な指導、講習、実習等を行うとともに、休養及びレクリエーションのための便宜を供与している。

51年度から補助額が大幅に引き上げられたのに伴い、学童保育に対する要望の高い地域等においては、できる限り学童学習室を備えた大型の施設を設置するよう指導を行っている。

また、働く婦人の家の機能を十分に発揮させ、勤労婦人の需要に合致した設置、運営がなされるようにするため、「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」に基づき適切な指導を行っている。さらに、勤労婦人に対して各種の相談に応じ、指導にあたる「働く婦人の家指導員」の資質の向上を図るため、働く婦人の家指導員資格講習会を実施している。

なお、働く婦人の家において、勤労婦人の職業生活と家庭

生活の調和に必要な知識を習得させるため、勤労婦人生活  
講座を実施する。



#### 4 内職対策等について

##### (1) 内職対策の推進

家庭の外で働くことの困難な主婦等にとって、内職は生計費を補う重要なよりどころとなっている。このため都道府県に内職相談センター（昭和51年3月末現在、41都道府県48カ所）を設置し、内職に関する相談、内職のあっ旋、苦情処理をはじめとして内職に関する技術指導、調査の実施、内職情報の提供等に努めている。

##### (2) 自営業婦人就業者対策の推進

自営業婦人就業者は、一般に家庭責任と家業従事の二重の負担を負っており、家業上、家庭生活上その地位や福祉について種々の問題がみられる。そのため、非農林自営業の有配偶婦人就業者の福祉対策を検討するとともに、婦人自身並びに業者団体等が問題を認識し、自主的な活動をすすめるよう促すことを目的として自営業婦人就業者問題懇談会を開催する。

##### (3) 労働者家族福祉対策の推進

勤労者家庭の不時の際の手不足に対処するための制度として、昭和35年以来、事業内ホームヘルプ制度（事業場がホームヘルパーを雇用して従業員の家庭に家事援助のために派遣する制度）の普及を図っている。

特に中小企業に対しては協同組合等の団体が実施主体となる共同方式の普及を推進している。

また、労働者家族福祉増進の見地から、労働災害により死亡あるいは障害を受けた労働者の家族の生活実態調査を昭和44年以来実施してきているが51年度は労働者の妻を対象に、労働災害についての意識と生活の実態を調査し、労働災害被災家族の生活安定のための施策に資する。



## 5 勤労青少年対策について

### (1) 勤労青少年の現状

近年、15歳～24歳の青少年人口、青少年労働力人口は共に減少傾向にあり、昭和49年では、それぞれ1,782万人、890万人である。また、青少年就業者数は868万人でその39.4%が第二次産業に、56.3%が第三次産業に従事している。

一方、青少年就業者のうち雇用労働者の占める割合は年々上昇し、49年では、その89.9%にあたる780万人が雇用労働者である。

また、労働基準法適用事業場に働く年少者（18才未満）は、49年4月現在56万人である。

### (2) 勤労青少年福祉対策の推進

勤労青少年福祉対策はこれら勤労青少年が充実した職業生活を営み、有為な職業人として健みやかに成育するよう勤労青少年福祉法及びこれに基づく勤労青少年福祉対策基本方針を軸に推進されている。

#### イ 勤労青少年の健全育成

広く国民の勤労青少年福祉に対する理解と関心を一層深めるとともに、勤労青少年の健全な余暇活動を促進し、心身のバランスある成育を促すため、昭和51年度において

は、国と地方公共団体が一体となり次の諸事業を推進することとしている。

(イ) 「勤労青少年の日」を中心とした諸事業の実施

中央においては、「勤労青少年の日・中央大会」を7月17日(土)の勤労青少年の日に実施し、各地方公共団体等においては、「勤労青少年の日」を中心とし、この日の趣旨にふさわしい事業(スポーツ、レクリエーション大会、意見発表会等)を行うことになっている。また、各地方公共団体は、勤労青少年の日を中心とする勤労青少年福祉旬間を設けるなどの方法によって、関係者社会一般に対する啓発を強化し、勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成に努める。

(ロ) 勤労青少年ホームの充実

50年度末現在で331所の勤労青少年ホームが設置されているが、51年度は設置補助額を太巾に増額しさらに17所の増設を図ることとしている。

勤労青少年ホーム設置及び運営については、「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」(昭和48年6月労働省告示第36号)に基づき、その機能の一層の充実を図るための適切な指導を行う。



また、勤労青少年ホームにおける重要な活動の一つであるクラブ活動の促進を図るため優秀なクラブに対する労働大臣ほう賞、クラブ交流会、クラブ体験発表会等を実施するほか、勤労青少年の職場内外の生活の充実を図り健全な社会人としての成育を促進するため「勤労青少年生活設計講座」を勤労青少年ホームにおいて開催する。

#### （イ） 勤労青少年スポーツ活動の振興

勤労青少年のスポーツ活動は、心身のバランスのとれた成育を促すうえから、また、余暇の健全な活用のうえからも重要であるので勤労青少年のスポーツ活動の振興を図ることとしている。

このため、「第3回全国勤労青少年10マイルマラソン大会」を長野県富士見町その他関係機関と共催で富士見高原において実施するほか、本年度からスポーツ教室を勤労青少年ホームにおいて開催する等スポーツ活動の日常化を促進する。

#### ロ 勤労青少年育成指導者の養成

勤労青少年の健全な成育を促すうえで適切な指導助言を行う指導者の果たす役割は重要であるので、昭和51年度は次の事業を中心として優秀な勤労青少年育成指導者の養

成確保に努めるとともに指導者の効果的、効率的な活動を促進する。

(イ) 勤労青少年指導者大学講座の開設

勤労青少年の健全な育成を図り、勤労青少年の福祉に関する企画、立案や勤労青少年及び各種指導者への指導助言等を行うに必要な専門的知識と技術を備えた優秀な指導者を養成するため「勤労青少年指導者大学講座」を51年4月から開設し、一年間の教育を実施する。

(ロ) 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の実施

勤労青少年ホーム指導者は勤労青少年ホームにあつて勤労青少年ホームの有効・適切な運営のための中核となり勤労青少年の職業生活・余暇活用等に関する相談・指導等を行う者であるが、その資質向上を図るため、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を実施する。

(ハ) 勤労青少年福祉推進者制度等の推進

事業場における勤労青少年福祉増進の中核的役割を果たす勤労青少年福祉推進者について、未選任事業場に対して選任を勧奨するとともに、その資質の向上を図るための講習会を実施するほか、都道府県における勤労青少年福祉推進者連絡協議会の設置の促進等の指導・援助を



行う。

- ✓ また、中小企業団体にあつて、中小企業における勤労青少年の福祉の増進に努める年少労働者福祉員については、その資質向上のための講習会を実施するなどの指導援助を行い、勤労青少年ホーム等との連携を密接にした活動の展開を図る。

## (二) 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、年少労働者福祉員等の勤労青少年育成関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉の増進や育成に関する諸問題について総合的に研究討議する機会として「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催する。

## ハ 年少労働者保護対策の推進

### (イ) 特定業種等における年少労働者の保護対策の推進

年少労働者の保護の上から問題のある業種等を選び、事業場を対象に指導調査を実施し、実情のは握と指導啓発を行うとともに事業主団体等を通じて啓発活動を行うほか、必要に応じ説明会、懇談会、座談会等を開催し、保護の充実を図る。

### (ロ) 定時制高校通学者に対する配慮の促進

勤労青少年福祉法では勤労青少年が職業訓練や高等学校の定時制、通信制の教育を受ける場合に、事業主は就学に必要な時間について配慮することとなっているが、その現状や問題点を積極的には握するとともに関係機関と緊密な連携をとりつつ、事業主に対する啓発指導を行う。



## 6 国際協力事業の推進について

### (1) 「婦人の10年」関係事業

婦人の地位向上については、国際的連携の下に改善を図ることか必要であり、我が国への国際的期待も高まっている折から婦人少年行政においても積極的に国際協力を推進する。

特に1976年は国連の決定した「婦人の10年」の第一年目にあたるので、男女平等の促進、経済、社会、文化の発展への婦人の参加、国際友好と協力への婦人の貢献というこの10年の目的に沿った事業を計画、実施する。

(2(2) 参照)

### (2) 勤労婦人に関する日米共同研究

日米貿易経済合同委員会の活動の一環として、日米両国の労働省間で行なわれる共同研究は、「勤労婦人の役割と地位」を研究課題として実施し、4月に共同報告書を発表した。が、本年度も引き続き関係資料の作成・交換を行う。

### (3) 婦人関係行政セミナー

発展途上国の婦人の地位向上に資するため、海外技術援助計画に協力してアジアを主とした発展途上諸国の婦人行政官を対象とする第8回目の集団研修を行う。

#### (4) 国連婦人の地位委員会

婦人の問題を国際的に調査、検討する機関として国連経済社会理事会に国連婦人の地位委員会が設けられているが、我が国はその委員国の一つとして重要な役割を果たしている。



(参 考)

○労働省設置法 (抜すい)

(婦人少年局の事務)

第 9 条 婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。
- 二 児童の使用禁止に関すること。
- 三 勤労婦人福祉対策基本方針を定めること。その他勤労婦人福祉法 (第 7 条及び第 8 条の規定を除く。) の施行に関すること。
- 四 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法 (第 8 条から第 11 条までの規定を除く。) の施行に関すること。
- 五 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 七 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基づいて他省の所掌に属せしめられたものを除く。
- 八 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律

に基づいて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

(その他の附属機関)

第13条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

| 名 称                 | 目 的                                                                    |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 略<br>婦人少年問題審議会<br>略 | 略<br>労働大臣の諮問に応じ、婦人少年問題並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調整審議すること。<br>略 |

(婦人少年室)

第17条の2 婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

2 婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。

3 婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

4 婦人少年室は、第9条各号に掲げる事務をつかさどる。

5 婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。



○労働省組織令（抜すい）

第四節 婦人少年局

（婦人少年局の分課）

第 2 4 条 婦人少年局に左の四課を置く。

庶 務 課

婦人労働課

年少労働課

婦 人 課

（庶務課）

第 2 4 条の 2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人少年局の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 二 婦人少年局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。
- 三 婦人少年問題審議会に関すること。
- 四 婦人少年局の所掌に係る事務の監察に関すること。
- 五 前各号に掲げるものの外、婦人少年局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（婦人労働課）

第 2 5 条 婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
  - 二 勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法（昭和47年法律第113号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 家事使用人に関すること。
  - 四 婦人の家事サービス労働について相談に関すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。
  - 六 婦人労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。
- （年少労働課）

第26条 年少労働課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 年少労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 児童の使用禁止に関すること。
- 三 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法（昭和45年法律第78号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前三号に掲げるもののほか、年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 五 年少労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。



(婦人課)

第 27 条 婦人課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。
- 二 労働者の家族問題に関すること（法律に基づいて他省の所管に属せしめられた事務を除く。）。
- 三 家族労働問題に関すること。
- 四 婦人の内職についての相談に関すること。
- 五 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査、啓もう及び相談に関すること。

## ○ 育児休業奨励金支給要領（抜すい）

### 1. 目 的

一定の要件を備えた育児休業（勤労婦人福祉法第11条に規定する育児休業をいう。以下同じ。）を実施する事業主（以下単に「事業主」という。）に対して育児休業奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、もって育児休業制度の普及の促進を図ることを目的とする。

### 2. 支給対象事業主の要件

奨励金は、次の各号のすべてに該当する事業主に対して支給するものとする。

(1) 次のイからハまでのすべてに該当する育児休業に関する制度を設けている事業主であること。

イ 労働協約又は就業規則の定めるところにより実施されたものであること。

ロ 産後休業終了後、生児が満1歳に達するまでの間継続して休業することかできるものであること。

ハ 当該育児休業制度の利用者となることかできる労働者の範囲が身分、職種等により著しく限定されていないこと。

(2) (1)に規定する育児休業に関する制度により、その雇用する勤労婦人につき休業を認めた事業主であること。

(3) 育児休業によって休業した勤労婦人を当該休業開始の日



まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していた事業主であること。

(4) 過去に奨励金の支給を受けたことがないこと。

### 3. 支給額

奨励金の支給額は、1事業主当たり88,000円とする。この場合の事業主とは企業単位としてとらえるものとする。

### 4. (省略)

### 5. 返 還

奨励金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、育児休業奨励金支給決定取消通知書(㊦様式第3号)により当該事業主に対して奨励金の支給決定を取り消す旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他の不正によって奨励金の支給を受けた場合

(2) 2の要件をみたすこととなった育児休業制度を利用した労働者が、当該事業所において復職後1年以内に雇用保険の被保険者でなくなった場合

ただし、休業中及び復職後本人の死亡等やむを得ない事由による場合は除く。

(3) 奨励金の支給を受けた事業主が支給決定後、当該制度を1年以内で廃止した場合

ただし、事業の廃止等やむを得ない事由による場合は除く。  
(以下省略)









部内限

婦 発 第 107 号

昭和44年4月16日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局長

昭和44年度婦人少年行政の重点施策について

わが国経済は、ひきつづき順調な拡大基調をたどり、これに伴い労働力不足は産業、経済の全般に急速に浸透しつつある。

今後とも、わが国が高度の産業社会として発展していくなかで、とくに婦人及び青少年労働者に対しては、その能力の開発向上と有効発揮が広く期待されているところである。

また、急速な社会経済の発展は、婦人及び青少年労働者の雇用機会の増大、労働条件の向上、職場環境の改善等をもたらしたが、一方において技術革新の進展による労働態様の変化、人口の都市集中、進学率の上昇等の諸事情の変容に伴い、さらに婦人の社会参加の積極化とあいまって、婦人及び青少年の職場内外の生活をめぐり新たな問題を生じている。なかでも、既婚婦人労働者の家庭生活と職業活動の調和の問題、勤労青少年の健全育成の問題等婦人及び青少年の労働福祉等に関する問題は社会の関心を集めているところである。

このような情勢の変化に即応し、有効かつ適切な婦人及び青少年労働者対策を総合的に樹立推進することが要請されており、婦人少年行政に対する行政需要は着しく増大しているが、一方にお





いて行政の簡素化、能率化に対する要求もきわめて強い。

この時期において、婦人少年行政の充実といつその強化発展をはかるため、44年度は下記の諸施策を重点として積極的に行政を推進することとする。

各婦人少年室においては、諸般の実情を考慮し、重点的、計画的な行政運営につとめ、業務の効率化に格段の配慮をはらわれたい。

### 記

#### 1. 中高年齢婦人の雇用の円滑化

最近における経済の進展に伴い、婦人労働者とくに中高年齢婦人労働者の増大はひきつづき顕著である。今後労働力不足がいつそうすすむにつれ、わが国経済の中高年齢婦人への期待はますます大きくなり、また婦人の側についても、中高年期の職業活動が活発化するとともにその長期化がすすむものと予想される。

しかしながら、中高年齢婦人は、職業経験が皆無か、あるいは職業生活の中断期間が長いため、就職にあたっては種々の問題があり、その能力が有効に発揮されているとはいえない難い実情にある。

よって、44年度は、前年度にひきつづき、中高年齢婦人の雇用の円滑化をはかることを重点とし、次により業務をすすめ

るものとする。

#### (1) 女子パートタイム雇用の諸条件の適正化

女子パートタイム雇用については、昭和42年以来、女子パートタイム雇用をめぐる諸問題の検討を行なうため、専門家会議が設置されてきたところであるが、先般同専門家会議から「女子パートタイム雇用の現状と当面の諸対策について」報告が提出されたので、44年度はこの報告を尊重する姿勢で

##### ① 女子パートタイマーの保護と労働条件の向上

##### ② パートタイム雇用制度の整備

をはかり、もって近代的雇用として確立することを目標に実態を把握し、労使に対する啓発指導を行なう。そのため各婦人少年室においては、使用者を対象とする会合を開催することとしているが、実施については別途指示する。

#### (2) 中高年齢婦人の就業分野の拡大

中高年齢婦人労働者の増加にもかかわらず、その就業分野は単純、不熟練労働にかたより、必ずしもその能力を十分発揮しているとはいえない状況にあるので、44年度においても、前年度に引きつづき中高年齢婦人の就業分野拡大のための啓発指導を行なう。中央においては、中高年齢婦人を雇用し、その能力を有効に発揮させている労務管理 好事例集を作成し、各婦人少年室においては、使用者を対象とする会合



を開催することとしているが、その方法等については別途指示する。

### (3) 短期職業講習の拡充

中高年齢婦人に技能を付与し、あわせて適職の開発に資するため、前年度にひきつづき、特定の婦人少年室において短期職業講習を実施する。職種は、前年度実施した医療事務、経理事務のほか、新職種についても実施を予定している。実施が所及び実施方法等については、地域の実情と考慮しつつ、別途指示する。

なお、短期職業講習と回を重ね、受講者も相当数に達したので、44年度は、今後の施策の参考とするため、これら受講者の現在の状況についての調査を行なうが、該当室に対しは別途指示する。

### (4) 中高年齢婦人の就労に関する調査

労働力不足の進展に伴なつて、中高年齢婦人の職場進出が期待されている現状にかんがみ、中高年齢婦人の就労に関する動向を把握し、就労のための諸条件の整備に資するため、就労希望の有無、就労のための条件等について調査を実施する。

### (5) 家事サービス職業訓練の充実

家事サービス職業訓練については、訓練施設の整備、訓練内容の充実とはかるとともに、職業安定、職業訓練機関等と

の連絡をいっそう密にして、訓練定員の確保、修了者の就業促進及び雇用条件の向上をはかり、本訓練に関する周知活動をさらに徹底させることとする。各婦人少年室においては、関係機関の要請により適宜協力し訓練の成果をあげるよう側面援助を行なう。

## 2. 婦人労働者の保護福祉の増進

婦人労働者の保護福祉については、従来から重点的にその推進に努めてきたところであるが、最近生産方式の変化及び新しい原材料の使用等により作業内容の変化が著しいので、このような事態に即応して適切な保護をはかる必要性が強まってきている。また、既婚婦人労働者の増加に伴ない、妊娠出産等の母性保護の重要性が高まってきており、さらに家庭責任と職業活動との調和等の問題も生じている。これらについては常時実態把握につとめ、適切な施策を講ずる必要があるが、とくに44年度は、次により業務をすすめるものとする。

### (1) 母性保護に関する実態の把握

母性保護に関する実態把握については、常時情報収集に努めるとともに、44年3月19日付婦発第62号で指示した業種を対象として、有業場訪問調査を実施する。また、女子保護実施状況調査をひきつづき実施する。さらに今年度は最近における作業内容の変化及び婦人の側における知識、技能



の向上とこれに伴う能力の有効発揮、就業分野の拡大の要請等にかんがみ、婦人労働について、適正な保護の推進をはかるため、婦人の就業状況の変ぼうとこれに伴う諸問題について実態調査を行なう。

## (2) 近代的婦人労働観の確立

婦人労働者の増加は著しく、今後ますますその役割は高まっていくものと考えられ、また婦人の側についてと社会への積極的な参加をのぞんで労働市場に進出する傾向が強まっている。

しかしながら、婦人労働に対する社会的偏見は、今なお根深く残っており、その能力が有効に発揮されているとはいい難い現状にある。

このような婦人労働に対する社会的偏見を是正し、近代的婦人労働観の確立をはかるため、働く婦人の福祉運動を中心として労使に対し啓発指導を行ない、婦人に関する労務管理の改善、婦人労働者の職業意識の向上をはかることとする。とくに結婚退職制、若年定年制等の差別待遇について、前年度にひきつづき、情報の把握に努めるとともに、実態に即した行政指導を行なう。

## (3) 働く婦人の家の計画的設置と運営の充実

最近における婦人労働者の増加とその役割の増大に伴ない、働く婦人の家に対する社会一般の関心が高まってきてい

るので、計画的にその増設に努めるとともに、運営の充実をはかることとする。

各婦人少年室においては、関係方面に対し普及に努めるとともに、既設の働く婦人の家については、目的に沿った運営が行なわれるよう、運営委員会を通じて努力することとする。

### 3. 青少年労働者の余暇活動の振興

次代を担う青少年労働者が、すぐれた産業人、社会人として健やかに成長することを促進するためには、単に労働条件の保護を推進するのみならず、積極的に職業生活と社会生活の両面にわたる適切な配慮をする必要がある。

とくに、最近、労働時間の短縮等による余暇時間の増加等がみられるが、心身の成長期にある勤労青少年の健全育成を図るためには、余暇活動の振興をはかる必要がある。よつて44年度は次により業務をすすめる。

#### (1) フルーフ活動の促進

フルーフ活動の促進については「年少労働者集団活動団体ほう賞要綱」にととづき集団活動の助成を行なうが、44年度からほう賞の実施時期を「働く青少年の福祉運動」期間中に変更し、同運動の実施とあわせて効果的な啓発活動を展開することとしたので、遺漏のないようとりはからぬたい。

#### (2) 福祉施設開放促進事業の推進



福祉施設の開放促進事業については、44年度は、人口20万以上都市における民間企業の福祉施設及び学校の体育施設の開放を目標とするものとする。該当室においては、これら施設の設置状況の把握を行ない、関係者との懇談会を開催するものとする。

### (3) 勤労青少年ホームの計画的設置及び運営の充実

勤労青少年ホームの設置については、年次計画に基づき、その増設に努めるものとする。また、今後は、未設置県の解消をはかるとともに勤労青少年が多数居住する都市等についていつそう積極的に補助を行なうことを検討しているので、関係婦人少年室において、勤労青少年ホームについての関係方面の理解を高め、設置気運の醸成に努めうれたい。

更に、勤労青少年ホームの運営の充実をはかるため、本省においては、勤労青少年ホーム職員の研修を全国2ブロックに分けて実施し、かつ昭和44年4月1日をもって発足する全国勤労青少年ホーム連絡協議会との連絡を密にし、また、勤労青少年ホームだよりを作成配布する等の方法により、運営に関する指導を継続的に行なうこととしている。各婦人少年室においては、その運営状況等を常に把握するよう努め、協力を求められる場合は可能な限りこれに応ずるものとする。

### (4) 青少年労働者育成指導者の養成

青少年労働者が健やかに成長するか否かは、すぐれた指導を得られるか否かによつて左右されるのが大きいので、青少年労働者が熱意と能力のある指導者を適時適切に得られるようにすることが極めて重要である。よつて44年度から、スループリーダー、企業内の担当者、育成団体における担当者及び勤労青少年ホーム等の施設の担当職員等青少年労働者を直接指導する立場にある者の養成並びに資力の向上をはかるため、育成指導者養成講習会を実施する。まず、初年度は東京（2回）及び大阪又は福岡（1回）で行なうこととし、詳細は別途指示する。

なお、従来行はつてきた産業カウンセラー養成講習会及び産業カウンセリング研修会は、一応所期の目的を達したと認められ、また、最近では、企業内に限らず育成団体関係者等に対しても青少年労働者の指導方法について講習する必要が生じてきているので、今後はこれを育成指導者養成講習会に吸収することとする。なお、各婦人少年室においては、今後ともカウンセリング・マインドの啓発を主体としたカウンセリング制度普及事業を実施するものとし、これに必要な資料を中央において作成する。

#### 4. 青少年労働者の保護福祉の増進

経済の発展に伴い、若年労働力の需給はいつそう逼迫の度を加え、雇用機会の増加を背景とし安易な離転職による非行・脱落が目



だつていゝので、このやうな離職を防止し、さうに能力を伸ばし職業人として成長することを助長援助する必要がある。よつて、4年度は次により業務をすすめる。

#### (1) 年少労働者の保護の推進

年少労働者の健やかな成長を助長するには、まず、保護をはかる必要があり、とくに中小企業に就労する年少者に重点を置くこととする。

その方法としては、事業場訪問調査による実情の把握のほか、年少労働者福祉員制度を通じて自主的改善措置を指導することとする。

#### (2) 年少労働者福祉員に対する指導、援助の充実

年少労働者福祉員制度は発足以来、10年を経過し、その間年少労働者の福祉の向上に相当の成果をあげてきたところである。しかし、最近経済社会情勢の変化は著しく、勤労青少年問題の所在も変化してきているので、本制度の発展をはかるため、制度全体についての再検討を行なう必要がある。このため、年少労働者福祉員に対する指導、援助の充実をはじめとする改善策を検討中であり、近く別途指示を行なうこととしているので、各婦人少年室においては、これに基づき、本制度の合理的運用について配慮を行なうものとする。

#### (3) 働く青少年の福祉運動

働く青少年の福祉運動については、従来とほぼ同様の方法

で実施する予定である。なお、福祉運動の目標等細部については、できるだけ早い時期に決定し、通達する。

#### （4）勤労青少年講座の開催

青少年労働者が職業人として能力を伸ばし、健やかに成長することができるようにするため、とくに中小企業に働く青少年を対象として、職業に必要な基礎知識、安全教育、地域社会の慣習の紹介等を内容とする勤労青少年講座を44年度から行なうこととする。主として勤労青少年ホーム等を拠点とし、各婦人少年室において開催することとしているが、詳細については別途指示する。

なお、従来行なってきた年少労働者の職業生活設計懇談会はこれに替えることとする。

#### 5. 内職職業補導事業の推進

家内労働従事者の大半を占める家庭内職者は、近年さらに増加のすう勢にあるが、その様相は流動的でかつ複雑多岐にわたっている。昭和41年10月発足した家内労働審議会は、約2年間にわたる調査審議を経て、昭和43年12月22日法制措置を含む総合的家内労働対策の樹立について答申を行ない、これに基づいて家内労働法の立案がすすめられ、今次第61回国会に法案の提出が行なわれているところである。内職職業補導行政も、この進展状況を勘案しつつ、体制の整備拡充をはかり、内職公共職業補導所の増設に努めるほか、適時有効なる措置を



講ずることとする。

なお、内職工賃適正化に資するため、44年度とひきつづき内職工賃調査を実施するが、具体的要領については別途指示する。

#### 6. 家族従業者対策の推進

農林業における女子家族従業者は逐年減少する傾向にあるが、一方非農林業においては、女子家族従業者は漸次増加の傾向をたどっている。これらの女子家族従業者は家事と家業の二重負担となっており、しかも、小零細企業における人手不足が深刻化するにいたがい、その負担はますます大きくなってきているため、福祉上の問題点が指摘されている。

よって44年度は、その福祉増進対策の基礎資料を得るため、製造業における小零細企業の主婦を対象とする生活実態調査を実施することとしている。

#### 7. 労働者家族の福祉増進

労働者の福祉を増進するためには、労働者の職場生活における諸条件の整備とともに、その家庭生活の安定をはかることが肝要である。

近年労働者家族数の増加は著しく、また生活内容についてと核家族化、都市化の進展等の影響を受けて複雑に変化し、その福祉の増進をはかることは従来にもまして重要にはなつてきてい

る。よつて44年は次により業務を推進することとする。

#### (1) 勤労者家庭生活向上対策の充実

勤労者家庭生活の安定向上をはかるうえで、家族成員の安全の維持ということは基本的な問題であるが、近年交通災害、公害、産業災害等安全をおびやかす問題がふえるとともに、過密化した都市生活は種々の精神不安定化要因を生じている。この観点から44年度は前年度にひきつづき、家庭における安全を重点として労働者家族福祉特別活動を行なう。

運動の内容としては、安全な生活を維持するための主婦の役割について、啓発活動を行なうこととし、詳細については別途指示する。

また、施策の参考に資するため、業務上災害による死亡労働者遺家族の生活実態調査を実施する。

#### (2) 出稼労働者の留守家族対策の推進

産業構造の変化に伴い、出稼労働の反復化、恒常化等の問題が指摘されるようになって既に久しいが、一方留守家族の問題についても、残された子供、老人等を含む家族全体の問題として、その家庭生活の安定化に対する施策が強く望まれている。

よつて44年度は、これら留守家族の問題は労働者家族問題の一環として、従来行なっている相談業務を通じ、その対策の強化をはかることとする。



### (3) 事業内ホームヘルプ制度の推進

昭和42年2月14日付け婦発第40号「共同方式による事業内ホームヘルプ制度の推進について」により、ひきつづき中小企業のための共同方式を全国的に推進する。

## 8. 婦人の地位の向上

急激な社会の近代化に伴い、各方面において婦人の果す役割は大きく期待されており、その能力を生かすことが重要となつてきている。また、新たな婦人問題も生じており、その対策の必要性も高まっている。よつて44年度は次により業務をすすめる。

### (1) 啓発活動の充実

44年度は前年度にひきつづき「婦人の能力を生かす」を啓発活動の年間テーマとする。第21回婦人週間はとくに「自主的な生活設計」を強調する。全国婦人会議及び地方婦人会議は、昭和43年12月3日付け婦発第336号「第21回婦人週間の実施について」によつて行なう。なお、従来中央で実施してきた全国婦人会議は、44年度は大阪において行なう。

### (2) 連絡業務の充実

たえず変動しつつある婦人問題の実情の把握と解決に努めるため、関係方面との常時の連絡をいこう密にする。前年度にひきつづき、中央及び各婦人少年室において婦人問題懇談

会を開催する。

以 上







|        |        |      |     |
|--------|--------|------|-----|
| 室<br>長 | 補<br>佐 | 係    | 取扱者 |
| 婦      | 発      | 第25号 |     |

昭和54年 2 月 2 日

各 婦 人 少 年 室 長    殿

労働省婦人少年局長



# 昭和54年度婦人少年行政の運営について

昭和54年度婦人少年行政の運営について、別添のとおり定めたので、貴室におかれでは管内事情を十分考慮し、関係機関と緊密な連携を保ちつつ、行政の効果的な運営に当たられたい。

なお、昭和54年度婦人少年行政の運営については、都道府県知事あて別添のとおり依頼したので申し添える。





## 昭和54年度婦人少年行政運営について

昭和54年度は、「国連婦人の10年」の前期5年間の成果の評価と後期5年間のための見直しの中間年を控え、男女平等と婦人の社会参加を目指した国内行動計画の着実な推進と実現が内外ともに期待されている。特に昨年末労働基準法研究会から男女平等法制の必要性和労働基準法上の女子保護の基本的あり方について研究報告が出され、雇用における男女平等の実現について労使はもとより社会一般の大きな関心をよんでいるところであって行政に対する期待も一段と強まるものと考えられる。

このため本年度は行政の重点を明確にし、効果的な業務の推進を図ることが特に重要であるので、国内行動計画推進のための啓発活動を引き続き実施するとともに

- ① 雇用における男女平等の促進
- ② 婦人の就業援助対策
- ③ 勤労婦人の福祉対策

を重点とし、雇用における男女平等ガイドライン策定のための調査研究、若年定年制、結婚退職制等の解消のための強力な行政指導の推進、寡婦等就業援助対策の推進、母性健康管理に関する指導基準徹底のための相談指導の強化、育児休業制度の普及促進など婦人の就業をめぐる環境整備のため、最善を尽して課題の解決に努める。

勤労青少年については、勤労青少年福祉対策基本方針に沿い、職場内外における勤労青少年の生活の一層の充実が図られるよう、勤労青少年ホームの拡充、勤労青少年指導者の養成等の施策を積極的に推進するとともに、本年が国連の決議した国際児童年であることにかんがみ、これに協力するための関連事業を推進する。

なお、行政運営に当たっては、関係行政機関・団体等とのより一層密接な連携に努めるとともに、地域の実情に応じて行政の重点を明確にし、実効ある行政の運営を図るものとする。



## 第Ⅰ 男女平等の促進と勤労婦人福祉対策の充実

### 1. 国内行動計画推進のための啓発活動の強化等

国内行動計画の地域への浸透を図り、婦人の政策決定参加を促進する特別活動等の推進を図るため、次の施策を実施する。

#### (1) 婦人週間の実施

婦人があらゆる分野における政策や方針の決定の場に参加し、活動し得るよう、婦人自身の自覚を高めるとともに、社会一般の理解を深めるため、第31回婦人週間は、引き続き「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」をテーマに、「婦人の活動分野をひろげる」を運動の重点として、講演会、討論会等各種行事の実施、相談活動の強化などを通じ、啓発活動を集中的に実施する。

#### (2) 日本婦人問題会議の開催

婦人問題に関する調査、研究、実践等についての、個人、団体等の自発的活動を促進し、これら諸活動の成果の発表討論を行うため日本婦人問題会議を実施する。

#### (3) 婦人の地位向上会議等の開催

「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」について、地方公共団体をはじめ関係機関、団体等への趣旨の徹底とその効果的推進を図るための諸活動を促すため、婦人の地位向上会議を開催するとともに、婦人少年室協助員により国内行動計画の趣旨の普及啓発活動を推進する。更に関係行政機関との連携の下に、地域の実情に応じ、売春防止に関する啓発活動を行う。

### 2. 雇用における男女平等促進対策の推進

国内行動計画及びその前期重点目標に掲げている男女平等の実現を図るため、男女平等ガイドラインについて調査研究を進めるとともに同一労働における男女同一賃金の原則の徹底、若年定年制・結婚退職制等の早急な解消を重点に、次の施策を推進する。

#### (1) 男女平等ガイドライン策定のための調査研究

雇用における男女平等については、昨年11月労働基準法研究会から男女平等法の制定が必要であること、そのためには労働基準法上の女子に対する特別措置には合理的理由がなければならないこと、母性保護は充実すべきであることを内容とする研究報告が提出されたので、その趣旨が労使及び社会一般に正しく理解されるよう、婦人労働問題懇談会、都道府県の地方労働問題懇話会その他あらゆる機会をとらえてその周知に努めることとする。

また、雇用における男女平等を確保するためには、男女の実質的平等の姿を具体的に明らかにすることが必要であるので、本年度は新たに専門家から成る研究会を設け、男女平等ガイドライン策定のための調査研究を行う。

#### (2) 若年定年制・結婚退職制等改善のための行政指導の強化

労使及び社会一般に対し「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」の徹底に努め、これら差別的制度の改善を図るための行政指導を行うとともに、特に本年度は男女別定年制のうち女子の定年年齢40歳未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等が今年度中に解消されるよう集団指導、個別指導を強力に進める。

#### (3) 婦人の雇用管理改善のための行政指導

同一労働における男女同一賃金の原則の徹底を中心に、雇用における男女平等の促進を図るほか、婦人の雇用管理の改善について、婦人雇用コンサルタントの活用等により、事業主・勤労婦人その他関係者に対し、必要な相談・指導を行う。

なお、女子パートタイム雇用等については、関係行政機関と連携し、雇用の安定や労働条件の確保に特別に配慮するものとする。

#### (4) 婦人労働旬間の実施

雇用における男女平等を促進するため、「職場における男女平等をすすめる」を目標に婦人労働旬間を実施し、労使及び社会一般に対する啓発指導、行政指導を集中的に行う。



### 3. 勤労婦人の母性健康管理対策の推進

有配偶勤労婦人の増加等に伴い、勤労婦人の妊娠中及び出産後の健康管理の重要性が高まっていることにかんがみ、母性健康管理指導医による相談指導の強化、母性健康管理推進者制度の活用等、母性健康管理対策を推進する。

#### (1) 母性健康管理に関する相談指導の強化

母性健康管理指導医は、53年度までに32室に配置されているが、54年度は更に7室に配置し、母性健康管理に関する相談、指導体制を強化する。

#### (2) 母性健康管理指導基準の徹底

事業主に対し母性健康管理推進者の設置勧奨、その資質向上のためのセミナーを実施し、母性健康管理指導基準の徹底を図る。また、母性健康管理推進者が新たに設置された事業場等を対象に母性健康管理に関する自主点検を実施する。

### 4. 勤労婦人の職業生活と家庭生活の調和対策の推進

勤労婦人が職業生活と家庭生活の調和を図り、その能力を十分発揮し得るようにするため、育児休業その他の措置の推進を図る。

#### (1) 育児休業制度の普及等

育児休業奨励金制度等を活用して勤労婦人の多い業種等を重点に育児休業のなお一層の普及を図ることとし、特に普及の遅れている中小企業に対しては、積極的に制度導入を指導する。

また、特定職種育児休業利用助成給付金制度について積極的に広報を行い、この制度の適用される民間の医療施設等に雇用される看護婦等について、特に重点的に育児休業制度の普及を促進するとともに、育児休業の利用を容易にするための措置の実施を奨励する。

更に企業内保育施設の整備、拡充を図るため、雇用促進事業団の行う「福祉施設設置資金貸付制度」及び「託児施設遊戯用具購入資金貸付制度」についてその利用勧奨に努める。

## (2) 働く婦人の家の拡充

働く婦人の家は、53年度末現在で、95所設置されるが、54年度は更に13所増設される。今後ともその増設を図る予定であるので、未設置県においては設置に積極的に取り組むよう、また学童保育についての要望が高い地域等においてはできる限り学童学習室を備えた施設を設置するよう指導する。

働く婦人の家の運営については、引き続き「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」に基づき、適切な指導を行うとともに、働く婦人の家指導員資格講習会を実施する。また、勤労婦人の職業生活と家庭生活の調和の促進、勤労婦人の健康管理対策の推進に資するため、地方公共団体と協力して、勤労婦人の生活講座及び勤労婦人健康管理講座を開催する。

## 5. 婦人就業援助施設等の拡充強化

婦人のライフサイクルの変ぼう、就業意識の多様化、経済雇用情勢の変化等に伴い、就業を希望する家庭婦人等が増加していることに対処して、婦人就業援助センターを計画的に設置し、その就業援助対策を強化する。また、短期職業講習を実施するほか、地域の実情に応じ、事業内ホームヘルプ制度の運営等について指導助言を行う。

### (1) 婦人就業援助施設の拡充

就業を希望する婦人に対し、就業に関する広範な相談・指導等を行うとともに就業に必要な技術講習等を実施するため、内職相談センターを順次、婦人就業援助センターに改組しているが、前年度までに9所設置された婦人就業援助センターを本年度更に9所増設（内職相談センターの改組8所、新規1所）し、その効果的運営についての指導助成を強化する。

### (2) 内職相談センターの運営、指導の実施

内職就業者及び内職就業希望者に対し、内職就業に関する相談、あっ旋、技術指導等各種の援助を効果的に行うため、内職相談施設等行政連



絡会議の開催等により、内職相談センターの運営指導を行う。

#### 6. 寡婦等就業援助対策の積極的推進

夫の不慮の事故等により、緊急に就業を必要とする寡婦等は、職業経験が乏しいかあるいは、長期にわたり職業を中断している者が多いので、これらの者に対し、婦人就業援助センターで各種の援助を行うほか実情に即した相談指導を行う。また、関係行政機関との連携の下に前年度に引き続き、寡婦等の就業援助を推進するため寡婦等及び事業主に対し、就業援助制度の周知を図るとともに、寡婦等の就業について社会一般の理解と協力を促すものとする。

#### 7. 国際協力の推進

婦人の地位の向上、男女平等の実現は、国際的課題であり、我が国への期待も高まっているところから、引き続き、積極的に国際協力を推進する。

##### (1) 婦人関係行政セミナーの実施

国際協力事業団の行う海外技術援助計画に協力して、開発途上諸国の婦人行政官を対象とする婦人関係行政セミナーを実施する。

##### (2) 「国連婦人の10年」関係会議等への協力

54年7月開催予定の1980年「国連婦人の10年」世界会議の第2回準備委員会、「国連婦人の10年」アジア地域会議をはじめ、ILO、OECD等における婦人関係の国際会議について積極的に協力する。

## 第Ⅱ 勤労青少年対策の充実

### 1. 勤労青少年の福祉増進

勤労青少年が充実した職業生活を営み、有為な職業人として成育するよう、勤労青少年に対する社会一般の理解と関心を深めるとともに、勤労青少年が充実した余暇活動等を展開できるよう、勤労青少年の健全育成に関する諸事業を効果的に推進する。

#### (1) 「勤労青少年の日」を中心とした諸事業の展開

「勤労青少年の日」を中心に、中央、地方において記念大会、スポー

ツ・レクリエーション大会、意見発表会等、この日の趣旨にふさわしい事業を展開する。

## (2) 勤労青少年ホームの拡充

勤労青少年ホームは53年度末現在で395所設置されるが、54年度は更に27所増設する。勤労青少年ホームの運営については、「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」に基づき、地域の実情を考慮しつつ、適切な指導を行う。

また、勤労青少年ホームを拠点とした事業として勤労青少年の文化教養活動の充実を図るため、勤労青少年教養講座を拡充するほか、引き続き勤労青少年生活設計講座の開催及びクラブ活動の促進を図る。

## (3) 勤労青少年スポーツ活動の振興

心身の成長過程にある勤労青少年の均衡ある成育を促し、余暇の健全な活用を図るため、勤労青少年ホームで勤労青少年スポーツ教室を開催するとともに、全国勤労青少年マラソン大会を実施する。

また、勤労青少年の健康増進と相互の交流を促進し、その健全な育成を図るため、新たに勤労青少年ホーム利用者等による勤労青少年スポーツ交流会を開催する。

## 2. 勤労青少年指導者の養成

勤労青少年の健全な成育を促すうえで、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導・助言を行う指導者の果たす役割は重要である。このため優秀な指導者の養成確保に努めるとともに、その効果的な活動を促進する。

### (1) 勤労青少年指導者大学講座の実施

勤労青少年指導者として必要な専門的知識・技術を備えた指導者を養成するため、引き続き勤労青少年指導者大学講座を実施する。

### (2) 勤労青少年ホーム指導員資格講習会等の実施

勤労青少年ホーム指導員に必要な資格を付与するとともに、その資質向上を図るため、勤労青少年ホーム指導員資格講習会、研修会等を実施



する。

(3) 勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員制度の推進

企業内における勤労青少年の福祉増進のため、福祉推進者未選任事業場に対して、積極的に選任を勧奨するとともに、その資質の向上を図るため講習会等を実施する。また、福祉推進者相互の連携を深めるとともに、地域的な事業を推進するため、連絡協議会の設置を促進する。

中小企業団体におかれる勤労青少年福祉員についても、選任勧奨、連絡協議会の設置を促進するとともに、講習会等の地域的事業についてはできるだけ上記福祉推進者の組織と共同で行われるよう促進する。

(4) 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者・福祉員等の福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年に関する諸問題について総合的な研究討議を行うため、勤労青少年福祉シンポジウムを開催する。

3. 年少労働者保護対策の推進

年少労働者保護対策については、事業主に対し必要な指導を行うとともに、特に、中・高校生のアルバイト就労については52年度に実施した実態調査結果等では握された実情に基づき、学校、事業主等に対し指導啓発を行う。

また、高等学校の定時制等の課程に学ぶ勤労青少年のための通学に必要な時間の配慮について、事業主等に対する指導、啓発を行う。

4. 国際児童年関連事業の推進

1979年は、国連総会において決議された国際児童年であることにかんがみ、国際児童年事業推進会議において決定された推進方針に沿って、年少労働者の福祉向上に関する諸事業を効果的に推進する。

(1) 年少者・児童労働実態調査の実施

年少者・児童の労働条件の適正化を図り、その保護及び福祉対策を効果的に推進するため、その実態をは握するための調査を実施する。





# 昭和 5 4 年 度 事 業 計 画

|                            | 実施月  | 事 業 内 容                 | 担当課   | 実施機関                    | 備 考         |
|----------------------------|------|-------------------------|-------|-------------------------|-------------|
| 第<br>一<br>・<br>四<br>半<br>期 | 4    | 第 3 1 回 婦人週間            | 婦 人   | 本省・室                    | 特定<br>県・市・町 |
|                            | 4    | 婦人の公職参加状況等調べ            | "     | 室                       |             |
|                            | 4    | 勤労婦人・青少年福祉施設設置補助業務打合会   | 婦労・年少 | 本 省                     |             |
|                            | 4～9  | 婦人労働問題特別実態調査            | 婦 労   | 室                       |             |
|                            | 5    | 全国勤労青少年 10 マイルマラソン大会    | 年 少   | 本省・長野<br>室・長野県<br>・富士見町 | 県           |
|                            | 5    | 都道府県勤労婦人・青少年福祉担当係長会議    | 婦労・年少 | 本 省                     | 県           |
|                            | 5    | 内職相談施設等行政連絡会議           | 婦 人   | "                       | 県           |
| 第<br>二<br>・<br>四<br>半<br>期 | 5    | 社会の風紀環境を浄化する運動          | "     | 本省・室                    |             |
|                            | 7    | 勤労青少年の日の諸事業             | 年 少   | 本省・室・<br>県・市等           | 県・市・町       |
|                            | 7    | 勤労青少年優良クラブほう賞           | "     | 本 省                     |             |
|                            | 7～8  | 年少労働行政セミナー              | 庶務・年少 | "                       |             |
|                            | 7～12 | 勤労青少年クラブのレクリエーション交流会ほう賞 | 年 少   | 本省・県                    |             |
|                            | 7～12 | 年少者・児童労働実態調査            | "     | 本省・室                    |             |
|                            | 7～3  | 勤労青少年スポーツ交流会            | "     | 特定室・県                   |             |
|                            | 8    | 母性健康管理指導医打合会            | 婦 労   | 本 省                     |             |
|                            | 9    | 地区別婦人少年室長会議             | 庶 務   | 本 省・<br>特 定 室           |             |
|                            | 9    | 婦人雇用コンサルタント会議           | 婦 労   | 本省・室                    |             |
| 第<br>三<br>・<br>四<br>半<br>期 | 10   | 働く婦人の家館長会議              | "     | 本 省                     | 県・市・町       |
|                            | 10   | 婦人労働旬間                  | "     | 本省・室                    |             |
|                            | 10   | 職場婦人指導者ゼミナール            | "     | "                       |             |
|                            | 10   | 勤労青少年福祉シンポジウム           | 年 少   | 本 省                     | 室・県・市       |
|                            | 10   | 勤労青少年福祉功労者表彰            | "     | "                       |             |

|        | 実施月   | 事業内容                     | 担当課 | 実施機関    | 備考      |
|--------|-------|--------------------------|-----|---------|---------|
| 第三・四半期 | 10    | 勤労青少年ホーム指導員資格講習会         | 年少  | 本省      | 県・市・町   |
|        | 10    | 婦人関係行政セミナー               | 庶務  | 本省・特定室  |         |
|        | 10～12 | 母性健康管理推進者セミナー            | 婦労  | 室       |         |
|        | 10～3  | 勤労青少年スポーツ教室              | 年少  | 室・県・市・町 |         |
|        | 11    | 婦人少年室職員会議                | 庶務  | 本省      |         |
|        | 11    | 第4回日本婦人問題会議              | 婦人  | "       |         |
|        | 11    | 働く婦人の家指導員資格講習会           | 婦労  | 県・市・町   |         |
| 第四半・期  | 2     | 全国婦人少年室長会議               | 庶務  | 本省      | 県       |
|        | 2     | 内職相談施設等業務実施計画打合せ         | 婦人  | "       |         |
| 年間     |       | 若年定年制・結婚退職制等改善指導         | 婦労  | 本省・室    | 室・県・市・町 |
|        |       | 勤労婦人福祉対策基本方針の策定          | "   | 本省      |         |
|        |       | 男女平等ガイドライン策定のための調査研究     | "   | 本省・室    |         |
|        |       | 事業場訪問調査（労働基準法研究会報告関連事項）  | "   | 室       |         |
|        |       | 母性健康管理自主点検               | "   | "       |         |
|        |       | 勤労婦人の生活講座                | "   | 室・県・市・町 |         |
|        |       | 勤労婦人健康管理講座               | "   | "       |         |
|        |       | 短期職業講習会                  | "   | 室       |         |
|        |       | 婦人労働問題懇談会                | "   | 室       |         |
|        |       | 勤労青少年福祉員会議・講習会及び連絡協議会    | 年少  | "       |         |
|        |       | 勤労青少年福祉推進者会議・講習会及び連絡協議会  | "   | 県       |         |
|        |       | 勤労青少年指導者大学講座             | "   | 本省      |         |
|        |       | 勤労青少年による募金活動の促進          | "   | "       |         |
|        |       | 中・高校生アルバイト就労に関する説明会及び懇談会 | "   | 室       |         |
|        |       | 勤労青少年生活設計講座              | "   | 室・県・市・町 |         |



|        | 実施月 | 事業内容                          | 担当課   | 実施機関  | 備考 |
|--------|-----|-------------------------------|-------|-------|----|
| 年<br>間 |     | 勤労青少年クラブ体験等発表会                | 年 少 室 | 県     |    |
|        |     | 勤労青少年ジャンボリー大会                 | "     | 県・市・町 |    |
|        |     | 勤労青少年ホーム館長及び指導員研修会            | "     | "     |    |
|        |     | 勤労青少年教養講座                     | "     | "     |    |
|        |     | 寡婦等就業援助促進活動                   | 婦 人 室 | 県     |    |
|        |     | 婦人の地位向上会議                     | "     | "     |    |
|        |     | 婦人問題懇談会                       | "     | "     |    |
|        |     | 婦人少年室協助員による国内行動計画推進のための普及啓発活動 | "     | "     |    |

|              |   |                               |     |       |  |
|--------------|---|-------------------------------|-----|-------|--|
| 第一<br>・<br>期 | 7 | 勤労青少年クラブ体験等発表会                | 年少室 | 県     |  |
|              | 7 | 勤労青少年ジャンボリー大会                 | "   | 県・市・町 |  |
|              | 7 | 勤労青少年ホーム館長及び指導員研修会            | "   | "     |  |
|              | 7 | 勤労青少年教養講座                     | "   | "     |  |
|              | 7 | 寡婦等就業援助促進活動                   | 婦人室 | 県     |  |
|              | 7 | 婦人の地位向上会議                     | "   | "     |  |
|              | 7 | 婦人問題懇談会                       | "   | "     |  |
|              | 7 | 婦人少年室協助員による国内行動計画推進のための普及啓発活動 | "   | "     |  |
|              | 7 | 婦人少年室協助員による国内行動計画推進のための普及啓発活動 | "   | "     |  |
| 第二<br>・<br>期 | 8 | 勤労青少年クラブ体験等発表会                | 年少室 | 県     |  |
|              | 8 | 勤労青少年ジャンボリー大会                 | "   | 県・市・町 |  |
|              | 8 | 勤労青少年ホーム館長及び指導員研修会            | "   | "     |  |
|              | 8 | 勤労青少年教養講座                     | "   | "     |  |
|              | 8 | 寡婦等就業援助促進活動                   | 婦人室 | 県     |  |
|              | 8 | 婦人の地位向上会議                     | "   | "     |  |
|              | 8 | 婦人問題懇談会                       | "   | "     |  |
|              | 8 | 婦人少年室協助員による国内行動計画推進のための普及啓発活動 | "   | "     |  |
|              | 8 | 婦人少年室協助員による国内行動計画推進のための普及啓発活動 | "   | "     |  |
| 第三<br>・<br>期 | 9 | 勤労青少年クラブ体験等発表会                | 年少室 | 県     |  |
|              | 9 | 勤労青少年ジャンボリー大会                 | "   | 県・市・町 |  |
|              | 9 | 勤労青少年ホーム館長及び指導員研修会            | "   | "     |  |
|              | 9 | 勤労青少年教養講座                     | "   | "     |  |
|              | 9 | 寡婦等就業援助促進活動                   | 婦人室 | 県     |  |
|              | 9 | 婦人の地位向上会議                     | "   | "     |  |
|              | 9 | 婦人問題懇談会                       | "   | "     |  |
|              | 9 | 婦人少年室協助員による国内行動計画推進のための普及啓発活動 | "   | "     |  |
|              | 9 | 婦人少年室協助員による国内行動計画推進のための普及啓発活動 | "   | "     |  |



年 勞 発 第 1 6 号

昭和 5 1 年 4 月 2 6 日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局年少労働課長

昭和 5 1 年度年少労働者保護対策の推進について

標記については、昭和 4 7 年 3 月 1 1 日付け婦発第 5 0 号婦人少年局長通達により、その基本的方針を指示したところであるが、昭和 5 1 年度においては、下記により実施することとしたので、遺憾のないよう留意されたい。

#### 記

#### 1. 年少労働者保護対策方針の樹立について

(1) 本対策を計画的に推進するために、まず、各都道府県労働基準局との連携を十分に図る必要があることはいうまでもないが、効果的と判断される場合は、その他の関係行政機関等との連絡も行ったうえで、昭和 5 1 年度年少労働者保護対策方針を樹立し、別紙様式 1 により 5 月末日までに年少労働課あて報告すること。

(2) 本対策の内容及び方法は次のとおりである。

- ① 勤労青少年の労働条件の改善——「勤労青少年の労働事情に関する事業主との懇談会」、「特定業種における年少労働者労働事情調査」等によること。
- ② アルバイト中・高校生の労働条件の改善——関係機関との連携、広報活動等によること。



2. 「勤労青少年の労働事情に関する事業主との懇談会」等の開催について

- (1) 都道府県労働基準局と協議のうえ、実施すること。
- (2) 対象者は、「特定業種における年少労働者労働事情調査」の対象業種である事業主団体及び事業主に加えて、地方の実情に応じて、広く他業種の事業主団体及び事業主を含めること。

特に、年少労働者福祉員に積極的に参加を要請すること。

- (3) テーマは、年少労働者の労働条件のみでなく、次の中から各地域の実情により、最も問題となっていると思われる事項を、必要に応じてとりあげること。
  - ① 管内の勤労青少年の労働事情についての実情と問題点
  - ② 「特定業種における年少労働者労働事情調査」の結果にみる問題点
  - ③ アルバイト中・高校生の就労について
  - ④ その他
- (4) 実施時期は、「特定業種における年少労働者労働事情調査」実施後、室の業務の繁忙、協力を要請する関係行政機関・団体等の業務実情を勘案して決定すること。
- (5) 従来の、「勤労青少年との懇談会」は特に必要と認めたときに、実施すること。

3. 「特定業種における年少労働者労働事情調査」の実施について

- (1) 対象事業所は次に示す業種であって、規模は原則として10人以上30人未満であって年少労働者のいる事業所とし、別紙調査票により実施すること。

なお、対象事業所が得られないときには、規模に関係なく選定して差し支えないこと。

- ① 商 業（労働基準法第8条、第8号事業のうち、物品販売の事業をいう。以下同じ）

- (2) 実施事業所数は、9～12事業所程度（職員3人の室においては9事業所程度、4人以上の室においては12事業所程度）とすること。

なお、事業所は、予算を十分に考慮のうえ都道府県労働基準局と協議して選定すること。

- (3) 調査は、昭和51年12月末日までに当課に報告できるよう実施し、調査実施時点の前月分について、実情を聴取すること。ただし、休日労働の項については、前2ヶ月について、聴取すること。

- (4) 調査にあたっては、労働基準法はじめ年少労働関係法令はもとより、調査対象業種における労働基準法上の問題点について、労働基準局担当官から情報を収集しておくなど、本調査に必要な知識を十分に身につけておくこと。

- (5) この調査は、労働基準法第100条の2第3項に基づくものであるが、対象事業所に対しては、年少労働事情は握が目的である旨、説明すると共に、訪問の日時等について事業所の都合を打ち合わせる等、きめ細かな配慮をすること。

- (6) 調査実施の際は、必ず婦人少年局調査員証票を携帯すること。

- (7) 調査は、対象事業所の事業主又は、これに代って責任ある回答をなす立場の者からの聴取により行うこととし、調査票は未記入のものでも決して示さないこと。

- (8) 調査実施事業所において、労働基準法はじめ年少労働者関係法令の遵守状況について、問題があると認められた場合には、事業主に対し、法の説明を行うにとどめること。

ただし、特に緊急な措置を必要とするような危険があると判断される場合に限り、都道府県労働基準局に連絡し、適切な措置を依頼すること。

- (9) 所定数の調査終了後、結果をとりまとめて「地方総括表」を作成し、都道府県労働基準局に参考資料として提供すること。

- (10) 業界全体について問題があると認められる場合には、都道府県労働基



準局と十分打合せの上、「勤労青少年の労働事情に関する事業主との懇談会」等により、本調査結果を口頭で説明し、業界指導を行っても差し支えないこと。

#### 4. 「アルバイト中・高校生の就労」等に関する関係機関との連携及び啓発活動について

- (1) 労働基準法及び勤労青少年福祉法について必要に応じて、都道府県労働基準局、職業安定課、教育委員会等の関係機関との連携を保ちつつ連絡会の開催、関係機関・関係団体・報道機関を通じての啓発等を行うこと。
- (2) 実施時期は、例えば、アルバイト問題については、学校の休暇の前など、効果的な時期を選定すること。

#### 5. 保護対策推進についての留意事項

- (1) 管内の実情に応じて、上記以外の方法、例えば事業主団体の広報紙の活用等により、指導啓発を行うことも差し支えないこと。
- (2) いずれの方法による場合も「年少労働者労働事情調査票」及び「地方総括表」は、記入の有無にかかわらず、部外秘扱いとし、事業主等に対して、説明する場合には、要点を口頭で述べるにとどめること。

#### 6. 実施状況報告

- (1) 保護対策の実施状況については、「年少労働者労働事情調査票」に「地方総括表」を添えて、12月末日までに当課あて報告すること。
- (2) 勤労青少年の労働事情に関する事業主との懇談会等については、別紙2、報告様式により昭和52年4月末日までに報告すること。実施できなかった場合には、その理由を付して、その旨報告すること。

## 7. そ の 他

予算については、おって示達する予定であること。





(       ) 婦 人 少 年 室  
昭和    年    月    日 提出

1. 年少労働者労働事情調査

| 業 種                   | 商 業 |
|-----------------------|-----|
| 調 査 実 施 予 定 数         |     |
| 調 査 実 施 予 定 時 期       |     |
| 年少労働者福祉員の<br>設置及び活動状況 |     |
| 事業主団体等の<br>協力の可能性     |     |

2. 会 合 の 開 催

|             |  |
|-------------|--|
| 名 称         |  |
| 時 期         |  |
| 場 所         |  |
| 実 施 主 体     |  |
| 出 席 者 予 定 数 |  |

3. そ の 他

- 注) ・「会合の開催」の「時期」は四半期で記入すること。  
・「       」の「場所」は市町村名で記入すること。  
・「       」の「実施主体」は主催、後援の別が明らかになるように記入すること。  
・「       」の記載らんが不足の場合には用紙を追加の上記入のこと。







昭和 5 1 年度「勤労青少年の労働事情に関する事業主との懇談会」等実施状況報告

( ) 婦 人 少 年 室  
昭和 年 月 日 提出

1. 会 合 の 開 催

|                       |         |  |  |  |
|-----------------------|---------|--|--|--|
| 名 称                   |         |  |  |  |
| 日 時                   |         |  |  |  |
| 場 所                   | 市 町 村 名 |  |  |  |
|                       | 会 場 名   |  |  |  |
| 実 施 主 体               |         |  |  |  |
| 出 席 者 数               |         |  |  |  |
| 議 題                   |         |  |  |  |
| 主 要 な 問 題 、 意 見       |         |  |  |  |
| 関 係 機 関 ・ 団 体 等 の 反 応 |         |  |  |  |

2. そ の 他

注) ・「会合の開催」の「実施主体」は、主催・後援の別が明らかになるよう記入のこと。  
・「 ” 」の記載らんが不足の場合には、用紙を追加の上、記入のこと。







年少労働者労働事情調査票

( ) 婦人少年室

|         |          |                  |     |
|---------|----------|------------------|-----|
| 調査実施年月日 | 昭和 年 月 日 | 調査者氏名            |     |
| 事業所名    |          | 面接者氏名<br>( 職 名 ) | ( ) |

I 事業所の概要

1. 労働者数等

|        |         |        |     |     |     |
|--------|---------|--------|-----|-----|-----|
| 所在地    | □□□-□□□ | 常用労働者数 | 総数  | 男   | 女   |
| (電話番号) | ( - )   | 25才未満  | ( ) | ( ) | ( ) |
| 業種     |         | 15才未満  | ( ) | ( ) | ( ) |
| 代表者職氏名 |         | 15~17才 | ( ) | ( ) | ( ) |
|        |         | 18~24才 | ( ) | ( ) | ( ) |

注) 1. 業種は具体的に記入のこと。

2. 労働者数は、調査時点におけるものとする。ただし正確な数字の把握が困難な場合には、最近のものまたは概数でよい。

3. ( ) 内は過去1年間に雇用したアルバイト生徒数、概数でよい。

2. 常用労働者(25才未満)の居住状態と片道通勤時間

| 区 分             | 総 数 | 通 勤 時 間 |                |                   |          |
|-----------------|-----|---------|----------------|-------------------|----------|
|                 |     | 30分未満   | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間30分未満 | 1時間30分以上 |
| ① 親 と 同 居       | 男   |         |                |                   | 明        |
|                 | 女   |         |                |                   |          |
| ② 住 込 ・ 寮 な ど   | 男   |         |                |                   |          |
|                 | 女   |         |                |                   |          |
| ③ 下 宿 ・ ア パ ー ト | 男   |         |                |                   |          |
|                 | 女   |         |                |                   |          |
| ④ そ の 他         | 男   |         |                |                   |          |
|                 | 女   |         |                |                   |          |

注) ①は親元からの者

②は会社の提供施設からの者

③は労働者の選択によるところからの者

④は、①以外の親類、知人等からの者

をいうこと。







Ⅱ 18才未満の労働者の労働条件等の実情

| 労働契約           | 項目                                                                                                                                                                                             | 実情                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働時間・休憩・休日・休暇  | 1. 年少者の年令証明書の備付状況（法57）                                                                                                                                                                         | 1 あり（役場の証明）※ 2 なし<br>※昭50.2.17.基発第83号、婦発第40号参照のこと。                                                                                                                                                               |
|                | 2. 15才未満の児童の使用の有無（法56）                                                                                                                                                                         | 1 使用している。 2 使用していない                                                                                                                                                                                              |
|                | 3. 所定労働時間（法60）<br>※①交替制を採用しているところは、各勤務時間帯について記入のこと。ただし、パートタイマーは記入に及ばない。<br>②労働時間については、年少者とそれ以外の者と相違があるときには、分けて記入すること。（法40、則27）                                                                 | <p>年少者 ( ) 時 ( ) 分 ~ ( ) 時 ( ) 分</p> <p>( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )</p> <p>( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )</p> <p>-----</p> <p>成年者 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )</p> <p>( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )</p> <p>( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )</p> |
| 時間外労働・深夜業・休日労働 | 4. 休憩時間（法34）                                                                                                                                                                                   | ( ) 時間 ( ) 分<br>所定労働時間 ( ) 時間 ( ) 分                                                                                                                                                                              |
|                | 5. 休日（法35、60）                                                                                                                                                                                  | <p>1 週休1日制</p> <p>2 4週4日制</p> <p>3 週休2日制 → 1 変型週休2日制</p> <p>4 その他 → 2 完全週休2日制</p>                                                                                                                                |
|                | 6. 年次有給休暇（法39）                                                                                                                                                                                 | <p>1 与えている → 程度は { 1 法の通り }<br/>→ 与え方は { 2 法を上廻る }<br/>→ { 3 暑中休暇、慰安旅行などにあてる }<br/>→ { 4 本人の申出 }<br/>→ { 5 その他 ( ) }<br/>→ { 6 該当者がいる }<br/>→ { 7 該当者がいない }</p> <p>2 与えていない</p>                                  |
| 時間外労働・深夜業・休日労働 | 7. 法定時間外労働※（法60）<br>※① “法定時間外労働とは、1日8時間をこえる労働をいう。ただし、他の日の労働を4時間まで短縮することにより、1日の労働時間が10時間までの範囲内で行うものは除く。<br>② 監視又は断続的業務につく者を除く。<br>③ 3で年少者の所定労働時間が8時間を超え9時間以下となつているときは、その時間を法定時間外労働として記入するに及ばない。 | <p>1 させている → 程度は { 1 1日2時間程度の時間外労働が1ヶ月に6日以上ある }<br/>→ しているのは { 2 それほどでない }<br/>→ { 3 年少者の一部の者 }<br/>→ { 4 年少者のほとんど }<br/>→ { 5 の者 }</p> <p>2 させていない</p>                                                          |
|                | 8. 深夜業※（法62）<br>※① 交替制によって使用する満16才以上の男子を除く。                                                                                                                                                    | <p>1 させている → 程度は { 1 1日2時間程度の深夜業が1ヶ月に6日以上ある }<br/>→ しているのは { 2 それほどでない }<br/>→ { 3 年少者の一部の者 }<br/>→ { 4 年少者のほとんど }<br/>→ { 5 の者 }</p> <p>2 させていない</p>                                                            |
|                | 9. 休日労働※（法60）<br>※① ふりかえに4週4日以上の休日を与えている場合を除く。                                                                                                                                                 | <p>1 させている → 程度は { 1 4週2日以上の日労働が継続して2回（8週）以上に及ぶ }<br/>→ しているのは { 2 それほどでない }<br/>→ { 3 年少者の一部の者 }<br/>→ { 4 年少者のほとんど }<br/>→ { 5 の者 }</p> <p>2 させていない</p>                                                        |

Ⅲ 勤労青少年の業務中における自動車、モーターバイクの利用ならびに労働災害の実情と利用者への指導の状況など。







#### Ⅳ 勤労青少年に対する労務管理の実情と勤労青少年の意識について特記すべきこと。

1. 職場適応と職業観（例えば、職業意欲、定着傾向、人間関係、職業能力、責任感、教育訓練の機会と参加状況、欠勤の傾向、超勤に対する態度など。）

2. 余暇の有効活用（例えば、職場内施設の利用状況、社内外の青少年団体クラブ、グループ行事への参加状況、勤労青少年ホーム利用に対する事業主の反応、週休2日制導入の動きと青少年の反応など。）

3. その他（例えば、安全衛生、健康管理上の指導、定時制高校等への通学者に対する時間配慮、親元を離れた青少年の生活、生活設計、の指導など。）

#### 調査実施上の心得

1) 対象事業所は、18才未満の年少労働者を雇用する事業所とすること。

2) 18才未満の年少労働者の労働条件について、労基法、女年則にかかる違反など問題があると思われる場合には、法の説明のみにとどめ、事後措置については、通達によること。







年少労働者労働事情調査地方総括表

( ) 婦人少年室  
昭和 年 月 日提出

I 調査、実施件数及び対象事業所における常用労働者数

1. 調査実施事業所数

|     |     |
|-----|-----|
| 商 業 | ( ) |
|     |     |

注 ( )内は18才未満のアルバイト生徒雇用事業所数

2. 事業所、労働者数

|        |  |
|--------|--|
| 通用事業所数 |  |
| 通用労働者数 |  |

注 管内の商業、規模30人未満について記入のこと。  
正確な数字が困難な場合は概数でよい。

3. 常用労働者数等

| 総数 | 小計  | 25才未満の勤労青少年数 |        |        |
|----|-----|--------------|--------|--------|
|    |     | 15才未満        | 15～17才 | 18～24才 |
| 総数 | ( ) | ( )          | ( )    | ( )    |
| 男  | ( ) | ( )          | ( )    | ( )    |
| 女  | ( ) | ( )          | ( )    | ( )    |

注 ( )内は年間雇用了ルアルバイト数

4. 常用労働者(25才未満)の居住状態と通勤時間

| 区 分     | 総数 | 通 勤 時 間 |                |          |    |
|---------|----|---------|----------------|----------|----|
|         |    | 30分未満   | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間30分以上 | 不明 |
| 親と同居    | 男  |         |                |          |    |
|         | 女  |         |                |          |    |
| 住込・寮など  | 男  |         |                |          |    |
|         | 女  |         |                |          |    |
| 下宿・アパート | 男  |         |                |          |    |
|         | 女  |         |                |          |    |
| その他の    | 男  |         |                |          |    |
|         | 女  |         |                |          |    |







Ⅱ 1 8才未満の年少労働者の労働条件等の実情

1. 年少者の年令証明書の備付状況
2. 1 5才未満の児童の使用の有無

| 総<br>数 | 備付あり | 備付なし |
|--------|------|------|
|        |      |      |

| 総<br>数 | 使用している | 使用していない |
|--------|--------|---------|
|        |        |         |

3. 所定労働時間別事業所数

| 成年者             | 年少者 | 総<br>数 | 8時間未満 | 8時<br>間 | 8時間をこえ<br>9時間未満 | 9時<br>間 | 9時間をこえる |
|-----------------|-----|--------|-------|---------|-----------------|---------|---------|
| 総<br>数          |     |        |       |         |                 |         |         |
| 8時間未満           |     |        |       |         |                 |         |         |
| 8時<br>間         |     |        |       |         |                 |         |         |
| 8時間をこえ<br>9時間未満 |     |        |       |         |                 |         |         |
| 9時<br>間         |     |        |       |         |                 |         |         |
| 9時間をこえる         |     |        |       |         |                 |         |         |

4. 勤務

| 総<br>数 | 交替なし | 二<br>交<br>替 | 三<br>交<br>替 |
|--------|------|-------------|-------------|
|        |      |             |             |

注 1時間以上の時差出勤は、交替制とみなすこと。

5. 常用労働者の始終業時刻別事業所数

| 始業時刻<br>終業時刻 | 総<br>数 | 8:00以前 | 8:00<br>～<br>8:59 | 9:00<br>～<br>9:59 | 10:00<br>～<br>10:59 | 11:00<br>～<br>11:59 | 12:00<br>以降 |
|--------------|--------|--------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 総<br>数       | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |
| 16:59以前      | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |
| 17:00～17:59  | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |
| 18:00～18:59  | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |
| 19:00～19:59  | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |
| 20:00～20:59  | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |
| 21:00～21:59  | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |
| 22:00以降      | ( )    | ( )    | ( )               | ( )               | ( )                 | ( )                 | ( )         |

注 交替制のある事業所については、その時間帯のすべてについて記入のこと。  
年少労働者と成年者の時間帯に相違があるときは ( ) 内に年少者の時間帯を記入のこと。







6. 休憩時間・所定労働時間別事業所数

| 所定労働時間<br>休憩   | 総数 | 6時間以下 | 6時間をこえ<br>8時間以下 | 8時間をこえる |
|----------------|----|-------|-----------------|---------|
|                |    |       |                 |         |
| 総数             |    |       |                 |         |
| 45分未満          |    |       |                 |         |
| 45分以上<br>60分未満 |    |       |                 |         |
| 60分            |    |       |                 |         |
| 60分をこえる        |    |       |                 |         |
| 不明             |    |       |                 |         |

7. 休日の形態別事業所数

| 総数 | 週1日制 | 週2日制 |    | その他 |
|----|------|------|----|-----|
|    |      | 変型   | 完全 |     |
|    |      |      |    |     |

8. 年次有給休暇附与状況

| 総数 | 与えている | 暑中休暇・慰労旅行にあてる |    | 本人の申請 | その他 | 与えていない |       |
|----|-------|---------------|----|-------|-----|--------|-------|
|    |       | 全部            | 一部 |       |     | 該当する   | 該当しない |
|    |       |               |    |       |     |        |       |

9. 時間外労働

| 総数 | あ | る | 1日2時間を月<br>6日以上 | それほどでない | 年少者の一部 | ほとんど | ない |
|----|---|---|-----------------|---------|--------|------|----|
|    |   |   |                 |         |        |      |    |
|    |   |   |                 |         |        |      |    |

10. 深夜業

| 総数 | あ | る | 1日2時間を月<br>6日以上 | それほどでない | 年少者の一部 | ほとんど | ない |
|----|---|---|-----------------|---------|--------|------|----|
|    |   |   |                 |         |        |      |    |
|    |   |   |                 |         |        |      |    |

11. 休日労働

| 総数 | あ | る | 4日以上を継続<br>して2回以上 | それほどでない | 年少者の一部 | ほとんど | ない |
|----|---|---|-------------------|---------|--------|------|----|
|    |   |   |                   |         |        |      |    |
|    |   |   |                   |         |        |      |    |





# 婦人少年行政について

昭和 56 年度

労働省婦人少年局





# 目次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 第1 婦人少年行政の組織及び予算について ..... | 1 |
|----------------------------|---|

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 第2 男女平等の促進と婦人の労働環境の整備について ... | 3 |
|-------------------------------|---|

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第3 勤労青少年対策について ..... | 15 |
|----------------------|----|

## (参 考)

|                  |    |
|------------------|----|
| 労働省設置法(抜粋) ..... | 22 |
|------------------|----|

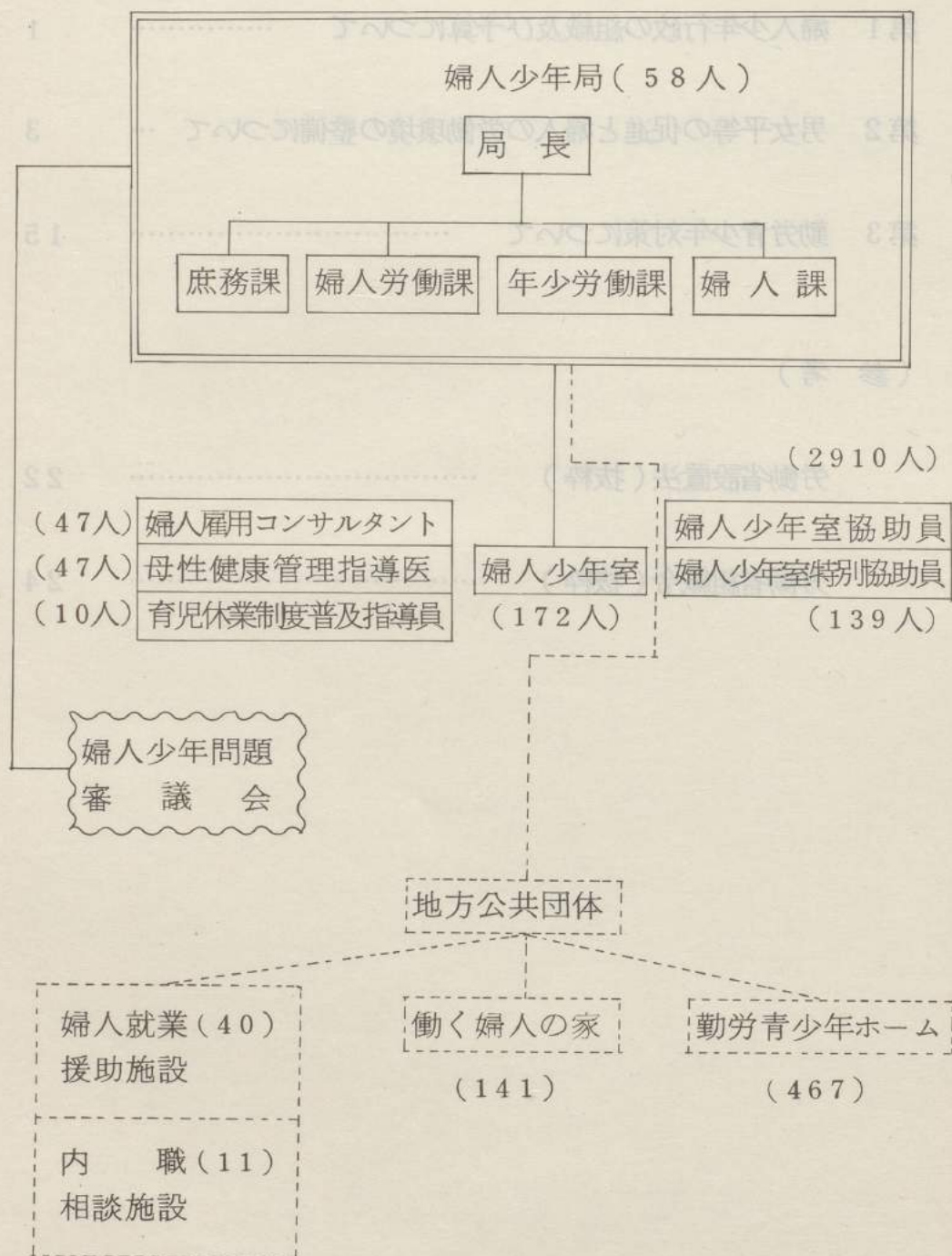
|                  |    |
|------------------|----|
| 労働省組織令(抜粋) ..... | 24 |
|------------------|----|

(11) 庫 内  
雑誌雑誌



( 婦人少年行政組織図 )

56年度



## 第1 婦人少年行政の組織及び予算について

### 1 組 織

婦人少年行政を運営するため、労働省に婦人少年局、その下部組織として都道府県ごとに婦人少年室が設置されている。

また、婦人少年行政の円滑な運営に資するため、労働大臣の委嘱により、婦人少年室に婦人少年室協助員、婦人少年室特別協助員等が置かれている。

### 2 婦人少年問題審議会

労働大臣の諮問に応じ、婦人少年問題並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調査審議し、必要な事項を労働大臣及び関係行政機関に建議するため、附属機関として婦人少年問題審議会が置かれている。

審議会は、三者構成で、委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び婦人少年問題について学識経験のある者のうちから労働大臣が任命し、審議会は、婦人労働問題、年少労働問題、婦人問題のそれぞれの事項を調査審議するための婦人労働部会、年少労働部会及び婦人問題部会から構成されている。



### 3 予 算

婦人少年行政予算は、次のとおりである。

(単位 千円)

| 事 項                   | 昭和56年度    |
|-----------------------|-----------|
| 1. 男女平等の促進と婦人の労働環境の整備 | 774,413   |
| 2. 勤労青少年対策の推進         | 145,794   |
| 3. 勤労婦人及び勤労青少年福祉施設の拡充 | 1,260,000 |
| 4. 婦人少年行政機能の整備充実      | 886,121   |
| 合 計                   | 3,066,328 |

## 第2 男女平等の促進と婦人の労働環境の整備について

### 1 婦人の現状

近年、経済社会の発展と相まって、平均寿命の伸長（婦人の0歳余命は昭和25年61.5歳、昭和54年78.9歳）、出生率の低下（昭和25年人口千対28.1、昭和54年人口千対14.2）、教育水準の向上（女子の高校進学率昭和30年47.4%、昭和55年95.4%、4年制大学進学率昭和30年2.4%、昭和55年12.3%）等の現象が続く中で、婦人の生活は大きく変化し、職場、地域社会における各種の活動に参加する婦人やそれを求める婦人（女子無業者の就業希望率昭和40年20.8%、昭和54年34.4%）が増加している。

また、15歳以上女子人口は4,591万人（55年「労働力調査」）であるが、農林、非農林業に従事する女子就業者数は、昭和55年現在2,142万人（農林業272万人、非農林業1,870万人）にのぼり、その13.7%が自営業主、23.0%が家族従業者、63.2%が雇用者（非農林業についてだけみると自営業主12.6%、家族従業者15.3%、雇用者71.9%）となっている。

特に女子雇用者は、昭和55年現在1,354万人にのぼり



（全雇用者の約3分の1）、昭和35年（738万人）に比べると1.8倍となっている。

これらの女子雇用者の増加は、中高年齢層、既婚婦人の増加によるところが多く、既婚者は女子雇用者の約3分の2を占め、従来に比べると女子雇用者の平均年齢、平均勤続年数も伸長している。

また、専門的技術的職業従事者の増加など女子の就業分野も拡大し、今後、経済社会の発展に対する婦人の役割が増大するとともに、婦人の生活の中で職業の占める比重もますます大きくなっていくと思われる。

## 2 男女平等の促進と婦人の労働環境の整備

本年は国連婦人の10年後半期初年度を迎えるので、「国内行動計画後期重点目標」の達成を目指すとともに、婦人差別撤廃条約の批准のための条件整備を図るため、男女平等の促進と婦人の労働環境の整備に関する諸施策を展開する。

### (1) 国連婦人の10年後半期における啓発活動の強化等

国連婦人の10年後半期初年度を迎えるに当たり、前半期の活動の成果及び問題点を踏まえ、後期重点目標に沿って、各方面において、男女平等と婦人の社会参加を進める

活動が活発に行われることを促進するため次の施策を実施する。

#### イ 婦人週間の実施

男女の固定的な役割分担に対する態度を変更し、家庭をはじめ、職場、地域社会における役割と責任は男女が共に担っていることについての認識を深め、あらゆる分野へ男女双方の参加を進めることをねらいとして、第33回婦人週間（4月10日～16日）は、“あらゆる分野への男女の共同参加 — 家庭で職場で地域社会で — ”をテーマに、啓発活動等を集中的に行う。

#### ロ 日本婦人問題会議の開催

婦人問題に関する調査、研究、実践等についての個人、団体等の自発的活動を促進し、これらの諸活動の成果の発表、討論を行うため、第6回日本婦人問題会議を開催する。

#### ハ 婦人の地位向上会議の開催等

「国内行動計画後期重点目標」を受けて、関係機関、団体等が、後半期に向けてどのような活動を行うかを検討するとともに、これらの活動を効果的に行うことを促すため、婦人の地位向上会議を開催する。



また、婦人の政策決定参加を促進する活動を、本年度も推進する。

更に、5月24日の「売春防止法制定の日」を中心として実施される「社会の風紀環境を浄化する運動」を関係行政機関等との連携の下に展開するなど売春防止に関する啓発を行う。

## (2) 雇用における男女平等促進対策の充実

国内行動計画及び後期重点目標に掲げている雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の実現を図り、婦人差別撤廃条約批准のための条件整備を進めるため、雇用における、男女の実質的平等についてのガイドラインの検討を進めるとともに、男女別定年制、結婚退職制等の解消、同一労働における男女同一賃金の原則の徹底を重点に、次の施策を推進する。

### イ 男女平等問題専門家会議による男女平等ガイドラインの検討

雇用における男女平等を確保するための諸方策については、法的整備も含めて婦人少年問題審議会において審議が進められているところであるが、確保されるべき男女の実質的平等とは何かについては必ずしもコンセ

ンサスが形成されているとは言い難い現状にあるので、男女平等問題専門家会議において、雇用における男女の実質的平等についてのガイドラインの検討を進める。

#### ロ 男女別定年制、結婚退職制等の解消

本年度は、「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」（52年6月策定）の最終年度であるので、男女別定年制等の解消を目指して積極的な行政指導を展開する。

#### ハ 婦人の雇用管理の改善

同一労働における男女同一賃金の原則の徹底を図るとともに、4年制大卒女子をはじめとする婦人の雇用管理の改善を図るため、婦人雇用コンサルタントの活用等により、事業主、勤労婦人その他関係者に対し、必要な啓発、相談、指導を行う。

更に、最近増加が著しい女子パートタイム労働者については、その雇用の安定や労働条件の確保を図るため関係行政機関との連携の下に、労働契約締結時にその内容を明確にすること、労働関係法規はパートタイム労働者に対しても適用されること等を周知徹底させる。

#### ニ 婦人労働旬間の実施

雇用における男女平等促進の気運醸成のため、「職場



における男女平等をすすめる」を目標に、婦人労働旬間（１０月２１日－３１日）を実施し、労使、社会一般に対する行政指導、啓発指導を集中的に行う。

### (3) 勤労婦人の母性健康管理対策の推進

有配偶勤労婦人の増加等に伴い、勤労婦人の妊娠中及び出産後の健康管理の必要性が高まっているので、労働基準法上の母性保護の徹底を図るとともに、母性健康管理指導医による相談指導の強化等母性健康管理対策を推進する。

#### イ 労働基準法上の母性保護

労働基準法上の母性保護については、実態のは握に努めるとともに、労働基準監督機関との連携の下に必要な啓発、指導を行い、その遵守を図る。

#### ロ 母性健康管理対策の推進

事業主に対して、母性健康管理指導基準に基づき、妊娠中及び出産後の勤労婦人が母子保健法に基づく保健指導等を受けるため必要な時間の確保、保健指導等に基づく指導事項を守るための措置等について配慮するよう指導を行う。

これらの指導の効果的浸透を図るために、各室に配置されている母性健康管理指導医の有効な活用を図ることにより、母性健康管理に関する相談指導を強化する。あ

わせて、母性健康管理推進者未設置の事業場に対し、母性健康管理推進者の設置勧奨を行い、その資質向上のためのセミナーを開催する。また、母性健康管理推進者を新たに設置した事業場等に対しては、母性健康管理に関する自主点検を実施するよう指導する。

#### (4) 育児休業制度の普及等勤労婦人の職業と家庭生活の調和対策の推進

有配偶勤労婦人の増加等に伴い、勤労婦人にとって負担が大きい育児と職業生活との調和を図ることが重要な問題となっているので、このための有効な方策である育児休業制度の普及促進を図るとともに、働く婦人の家の拡充等を図る。

##### イ 育児休業制度の普及

育児休業制度とは、乳幼児を有する勤労婦人が育児のために一定期間休業した後、再び職場に戻るができる制度であり、勤労婦人福祉法に基づいて積極的に普及促進を図っている。このため、雇用保険法に基づいて一定の要件を備えた育児休業制度を新たに導入する企業に対して支給する「育児休業奨励金」（中小企業 300,000 円、大企業 250,000 円）及び民間医療施設等に雇用さ



れる看護婦等で育児休業を取得するものに労働社会保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う等一定の要件を備えた企業に対し支給する「特定職種育児休業利用助成給付金」（育児休業取得勤労婦人1人1ヵ月当たり3,270円）の活用により一層の普及に努める。

また、育児休業制度普及指導員を更に3室（55年度末現在7室）に配置し、育児休業制度に関する相談、指導体制の充実を図る。

#### ロ 企業内保育施設の整備拡充

企業内保育施設は、勤労婦人の福祉の増進のため有効であるので、事業主に対して、雇用促進事業団の行う

「福祉施設設置資金貸付制度」及び「託児施設遊戯用具購入資金貸付制度」の利用勧奨により、企業内保育施設の整備・拡充を図る。

#### ハ 働く婦人の家の拡充等

働く婦人の家は、勤労婦人に対する各種の相談・指導、研修を行うほか、スポーツ・レクリエーションのための便宜の供与等の総合的な福祉事業を行う施設として、地方公共団体が設置するものであり、55年度末現在、国の補助を受けて設置されたものは122所となっており、

56年度更に19所増設する予定である。

働く婦人の家の運営については、「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」（昭和49年労働省告示第52号）等に基づき、適正かつ効果的な運営がなされるよう指導している。

また、勤労婦人の職業と家庭生活の調和の促進及び勤労婦人の健康管理対策の推進に資するため、働く婦人の家において勤労婦人の生活講座を実施する。

更に、働く婦人の家の効果的な運営を図るため、働く婦人の家指導員資格講習会を開催するとともに、本年度から働く婦人の家館長・指導員の研修会を全国の各ブロックごとに実施する。

#### (5) 婦人就業援助施設等の拡充強化

婦人のライフサイクルの変ぼう、就業意識の多様化、経済雇用情勢の変化等に伴い、就業を希望する婦人等が増加する傾向にある。このため、都道府県に婦人就業援助施設を計画的に設置し、その就業援助対策を強化する。

##### イ 婦人就業援助施設の拡充

婦人就業援助施設は、就業を希望する婦人に対し、就業に関する広範な相談、指導を行うとともに、就業に必



要な情報の提供及び技術講習等を実施するための施設として、国の補助により地方公共団体が運営するものであり、55年度末現在27所設置されており、本年度更に13所増設することとしている。

#### ロ 内職相談施設の運営

内職相談施設は、国の補助により地方公共団体が運営するものであり、家庭外で働くことが困難な主婦等に対し、内職就業に関する相談、あつ旋を行うとともに、内職に関する技術指導その他の援助を実施している。

### (6) 寡婦等就業援助対策の積極的推進

夫の不慮の事故等により、緊急に就業を必要とする寡婦等に対し、上記婦人就業援助施設の拡充強化を図るほか、次の施策を実施する。

#### イ 相談機能の強化と技術講習の充実

職業経験が乏しいか、あるいは長期にわたり職業を中断している寡婦等に対し、生活相談をはじめ、幅広い就業に関する相談、指導等を強化するとともに、婦人就業援助施設において実施する技術講習の受講を容易にするため、53年度から受講旅費を支給している。

#### ロ 寡婦等就業援助促進活動の実施

寡婦等就業援助対策については、職業訓練、雇用奨励金制度（注）の充実のほか、職場適応訓練の実施、寡婦等職業相談員の増置等、前記施策を含む諸対策が強化されることとなるので、そのより効果的な推進を図ることが重要である。このため、寡婦等の就業援助に関する諸制度についての周知を図るとともに、寡婦等の就業について社会一般の理解と協力を促すため、関係行政機関、団体等との連携の下に、寡婦等就業援助促進活動を実施する。

（注）従来、寡婦等を常用労働者として雇い入れる事業主に対し支給されていた特定求職者雇用奨励金は、昭和56年6月8日以降、特定求職者雇用開発助成金に統合される予定である。

#### （7）国際協力の推進

婦人の地位の向上、男女平等の実現は、国際的課題であり、国際社会において我が国の果たすべき役割、我が国への期待も高まっているところから、国際協力を積極的に推進する。

##### イ 国際会議への参加



「男性及び女性労働者の機会均等及び平等待遇：家庭責任をもつ労働者」に関する条約案及び勧告案を討議する第67回ILO総会をはじめ、機会均等対策の見直し等を課題とするOECD「経済における婦人の役割に関する作業部会」に積極的に参加、協力する。

また、我が国は、国連婦人の地位委員会において引き続き1981年～84年の任期の委員国を務めることになっており、1982年早々に開催が見込まれる第29回会議に参加する予定である。

#### ロ 婦人関係行政セミナーの実施

開発途上諸国の婦人の地位向上に資するため、国際協力事業団が行う海外技術援助計画の一環としての研修員受入れ事業に協力して、開発途上諸国における婦人行政官を対象とする婦人関係行政セミナーを実施する。

### 第3 勤労青少年対策について

#### 1 勤労青少年の現状

15歳以上、25歳未満の青少年人口及び青少年労働力人口は、55年には、それぞれ1,612万人、699万人となっている。そのうち、就業者数は675万人で同年齢総人口の41.9%に当たり、その2.8%は第1次産業に、30.4%は第2次産業に、66.4%は第3次産業に従事している。これらの青少年就業者のうち雇用労働者の占める割合は年々上昇し、55年では、91.9%(620万人)となっている。

また、労働基準法適用事業場において、年少者として特に保護を受ける18歳未満の者は、昭和55年で23万人いる。

#### 2 勤労青少年福祉対策の推進

勤労青少年福祉対策は、勤労青少年が充実した職業生活を営み、有為な職業人として健やかに成育するよう、勤労青少年福祉法及びこれに基づく勤労青少年福祉対策基本方針を軸に推進されている。本年度は、新たに策定された第3次勤労青少年福祉対策基本方針の初年度に当たり、これに基づき勤労青少年の福祉に関する諸施策を展開する。

##### (1) 勤労青少年の健全育成



勤労青少年の福祉に対する社会一般の理解と関心を一層深めるとともに、勤労青少年が充実した職場生活及び余暇生活を送ることができるよう、国と地方公共団体が一体となり、勤労青少年の健全育成に関する諸事業を効果的に推進する。

なお、本年が国際障害者年であることにもかんがみ、勤労青少年のボランティア活動等の社会参加の促進を図ることに重点を置き、本年の勤労青少年の標語「若い力、支えあう心、むすぶ腕 ― 国際障害者年と働く青少年 ― 」を強調しつつ、関連施策を実施するよう努める。

#### イ 「勤労青少年の日」を中心とした諸事業の展開

「勤労青少年の日」（７月１８日（土））を中心に、国及び地方公共団体において、スポーツ大会、レクリエーション大会、奉仕活動経験交流会等この日の趣旨にふさわしい事業を展開する。

また、各地方公共団体は、勤労青少年の日を中心とする勤労青少年福祉旬間を設けるなどの方法によって、関係者や社会一般に対する啓発を強化し、勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成に努める。

#### ロ 勤労青少年ホームの拡充等

勤労青少年ホームは、勤労青少年に対する各種の相談・指導、余暇活動のための場の提供等の総合的な福祉事業を行う施設として、地方公共団体が設置するものであり、55年度末現在国の補助を受けて設置されたものは444所となっており、56年度は更に23所増設の予定である。

勤労青少年ホームの運営については、「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和48年6月労働省告示第36号）等に基づき、適切かつ効果的な運営がなされるよう指導している。なお、当該施設が広く地域の勤労青少年等に行政サービスを提供し、地域における勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に実施する拠点としての役割を果たすよう、指導することとしている。

また、勤労青少年ホームにおける重要な活動の一つであるクラブ活動の促進を図るため、「優良なクラブに対する労働大臣ほう賞」、「勤労青少年クラブのレクリエーション交流会における優秀なクラブに対するほう賞」、「勤労青少年クラブ体験等発表会」等を実施するとともに、全国の各ブロックごとに「勤労青少年ジャンボリー



大会」を開催する。更に、勤労青少年の文化教養活動の充実を図るため、「勤労青少年生活設計講座」及び「勤労青少年教養講座」を勤労青少年ホームにおいて実施する。

なお、勤労青少年教養講座については、本年度から勤労青少年のボランティア活動等の社会参加を促進するた  
めのもを重点として拡充実施することとしている。

#### （四）ハ 勤労青少年のスポーツ活動の振興

勤労青少年のスポーツ活動は、心身の均衡ある成育を促す上から、また、余暇の健全な活用の上からも重要であるので、その振興を図る。

このため、「勤労青少年スポーツ教室」を勤労青少年ホームにおいて開催し、スポーツ活動の日常化を促進するほか、「第8回全国勤労青少年10マイルマラソン大会」を長野県富士見高原において実施する。

また、勤労青少年の健康増進と相互の交流を促進し、その健全な育成を図るため、勤労青少年ホーム利用者等による「勤労青少年スポーツ交流会」を全国の各ブロックごとに開催する。

#### （五）ニ 職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮

職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の課程等に学ぶ勤労青少年が教育訓練を受けるために必要な時間の配慮については、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員、婦人少年室協助手等の活用等により事業主に対する指導を行う。

## (2) 勤労青少年指導者の養成及び活動の促進

勤労青少年の健全な成育を促す上で、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導、助言等を行う指導者の果たす役割は重要である。このため、優秀な指導者の養成確保に努めるとともに、指導者の効果的な活動を促進する。

### イ 勤労青少年指導者大学講座の実施

勤労青少年の福祉に関する企画、立案や勤労青少年及び各種指導者への指導、助言等を行うに必要な専門的知識と技術を備えた優秀な指導者を養成するため、「勤労青少年指導者大学講座」（教育期間1年間）を実施する。

### ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会等の開催

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年ホームの有効・適切な運営のための中核となり、勤労青少年の職場生活・余暇生活等に関する相談・指導等を行う者であるが、その資格を付与すると



もに、その資質の向上を図るため、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を開催する。

また、勤労青少年ホーム館長・指導員の研修会を全国の各ブロックごとに実施する。

#### ハ 勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員活動の促進

企業内における勤労青少年の福祉増進のため、勤労青少年福祉推進者の資質の向上を図るための講習会等を開催するほか、勤労青少年福祉推進者相互の連携を深めるとともに、地域的な事業等を推進するための連絡協議会の設置を促進する。

中小企業団体におかれる勤労青少年福祉員についてはその適切な選任が行われるよう配慮し、連絡協議会の設置を促進するとともに、講習会を開催する。

#### ニ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉に関する諸問題について総合的に研究討議を行うため、「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催する。

### (3) 勤労青少年の国際交流の促進

国際化が進む中で、我が国と外国の勤労青少年が相互に相手国を理解し、協調と友情を深めることは、将来の国際社会の発展の上でも、また、国際的視野を持った青少年として成育する上でも極めて有意義であるため、勤労青少年の国際交流を積極的に促進する。

本年度は、日豪間で取り決めたワーキングホリデー制度の周知を図る等、勤労青少年の国際交流の気運の醸成に努める。

### 3 年少労働者保護対策の推進

年少労働者保護対策については、54年度に実施した事例調査結果によると今なお一部に問題がみられるので、事業主に対し必要な指導を行うとともに、アルバイト就業について、最低年齢の厳守、年齢証明書の備え付け、労働条件の明示等が徹底されるよう、学校、事業主等に対し必要な指導、啓発を行う。



(参 考)

○労働省設置法(抜粋)

(婦人少年局の事務)

第9条 婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。

一 婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。

二 児童の使用禁止に関すること。

三 勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法(第7条及び第8条の規定を除く。)の施行に関すること。

四 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法(第8条から第11条までの規定を除く。)の施行に関すること。

五 家族労働問題及び家事使用人に関すること。

六 前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。

七 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基づいて他省の所掌に属せしめられたものを除く。

八 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律

に基づいて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

(その他の附属機関)

第13条 次の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

| 名 称           | 目 的                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 略             | 略                                                            |
| 婦人少年問題<br>審議会 | 労働大臣の諮問に応じ、婦人少年問題並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調査審議すること。 |
| 略             | 略                                                            |

(婦人少年室)

第17条の2 婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

2 婦人少年室は、第9条各号に掲げる事務をつかさどる。

3 婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。



○政令 186

婦人少年室の名称、位置及び管轄区域に関する政令

(名称)

第1条 婦人少年室の名称は、その置かれる都道府県の名を冠する。

(位置)

第2条 婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。

(管轄区域)

第3条 婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

○労働省組織令(抜粋)

第四節 婦人少年局

(婦人少年局の分課)

第24条 婦人少年局に左の四課を置く。

庶務課

婦人労働課

年少労働課

婦人課

(庶務課)

第24条の2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人少年局の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 二 婦人少年局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。
- 三 婦人少年問題審議会に関すること。
- 四 婦人少年局の所掌に係る事務の監察に関すること。
- 五 前各号に掲げるものの外、婦人少年局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

( 婦人労働課 )

第25条 婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法(昭和47年法律第113号)の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く。 )。
- 三 家事使用人に関すること。
- 四 婦人の家事サービス労働についての相談に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 六 婦人労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。



( 年少労働課 )

第 26 条 年少労働課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 年少労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 児童の使用禁止に関すること。
- 三 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法（昭和 45 年法律第 98 号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前三号に掲げるもののほか、年少労働者に特殊な労働問題に関すること。

五 年少労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。

( 婦 人 課 )

第 27 条 婦人課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。
- 二 労働者の家族問題に関すること（法律に基づいて他省の所管に属せしめられた事務を除く。）
- 三 家族労働問題に関すること。
- 四 婦人の内職についての相談に関すること。
- 五 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査、啓もう及び相談に関すること。











